

令和2年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 12 月 1 日 (火曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の委員会付託

第 5 議案第 1 号～議案第 11 号

提案～審議

第 6 議案第 1 号、議案第 6 号

討論～採決

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	都志今朝一
2番	山崎文直	7番	加藤泰久
3番	原源次	8番	小坂泰夫
4番	藤城栄文	9番	三澤澄子
5番	笹沼美保	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	清水恵子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	伊藤千登世
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	松澤厚子	教育次長	伊藤弘美
財務課長	唐澤英樹	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤さゆり
議会事務局次長	高木謙治

会議のてんまつ

令和2年12月1日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

今日から12月、師走であります。本格的な寒さも近づいてまいりました。振り返ってみればコロナに追われた慌ただしい一年であり、今もなお継続拡大中でございます。さらに、医療の崩壊が懸念され始めています。何としても防がなければなりません。そして感染防止対策も徹底をした上で、この時期での経済活動との両立をどう図るか議論を求められていると思います。

ただいまから、令和2年第4回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番、笹沼美保議員、6番、都志今朝一議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

本日招集されました令和2年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程について、過日、議会運営委員会を開催いたしました。次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案が11件であります。このうち議案の第1号と6号は、議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、陳情が3件提出されております。

会期は、本日12月1日から12月11日までの11日間とし、この間で2日から8日までは本会議を休会といたします。

また、最終日11日の開会時刻は午後3時を予定しておりますので、予定のほうをよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月11日までの11日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和2年第4回議会定例会を招集を申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

早いもので、今年もあと1か月を残すのみとなりました。この1年を振り返ってみますと、やはり新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年であったと思っております。4月には緊急事態宣言が発出され、しばらくは落ち着いた時期もありましたが8月には第2波、11月以降は第3波がきたと言われ、感染拡大が続いております。コロナ禍において、村では大芝高原まつりをはじめ、文化祭やイルミネーションフェスティバルなど主要な行事は全て中止といたしました。今は、対策を取りながらできる限りの実施をしていくという考えでおりますが、今後も中止をせざるを得ない事業もあります。住民の皆様が交流し、楽しめる場がなくなってしまうということは本当に心苦しい判断でありまして、また、これまで村民や事業者の支援のため様々な対策を講じてまいりましたが、不十分な面もあろうかと思っております。これからも状況に応じ対応した施策を行いますので、御理解をお願いいたします。

既に御承知のとおりであります。11月19日以降、村内から9名の感染者の報告がありました。これまで上伊那地域は比較的落ち着いていましたが、より一層の警戒感をもって日常生活を送っていかねばなりません。そんな意味を込めまして、先日各区長さんの皆さんにおかれまして、啓発チラシを全戸配布いたしました。特に11月24日に長野県が新型コロナウイルス警報を発出しました。また、現在の状況を受けまして、さらに村長メッセージや各報道機関におかれまして、啓発記事や第2弾の全戸チラシを配布をしたところであります。これからは年末年始を迎え、人の移動が多くなる季節であります。村民の皆さんには、さらなる感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、今年も自然災害の多い年でありました。特に7月豪雨では、九州を中心に大きな被害が発生しました。南箕輪においても土砂災害警戒情報が発表されたのを受け、避難勧告を発令し避難所を開設しました。おかげさまで特段の被害はなく、安堵をしたところであります。毎年のように集中豪雨が発生しております。村民の皆さんには平時から災害に対する関心をもって、防災意識を高めていただきたいと思います。まずは、身を守る行動を取っていただき、安全な場所への早めの避難を心がけていただくようお願いするものであります。

続いて、経済の状況であります。

先日公表されました4月から9月期までの国内総生産、いわゆるGDPの速報値では、年率換算で21.4%等となりましたが、これは新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ4月から6月期の反動で個人消費や輸出が増えたためで、いまだに警戒感は強く、今後は減速する可能性があると言われております。

県内の状況であります。

長野経済研究所が公表した月例報告書によりますと、厳しい状況が続いているが上げ止まりの動きが見られるとのことでありまして。しかし、このところの感染拡大を背景に、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれております。

また、地元金融機関が公表しておりますいざなぎの経済状況でも、伊那公共職業安定所管内の有効求人倍率は0.72倍となっており、昨年同期が1.89倍であることと比較しても、さらには県内には1倍台に回復している地域があることをみますと、上伊那地域はまだまだ厳

しい状況が続いておると言えます。

こうした経済状況の中、村税の収入見込みであります。10月末の状況を前年同期と比較してみますと、個人住民税は30万円の減とほぼ前年並みであります。法人住民税は前年同期4,000万円の大きな減となっており、感染症拡大に伴う経済停滞の影響を受けている状況であります。村内大手企業からも状況をお聞きする中で、現時点では当初予算から5,400万円減の9億6,200万円を見込んでおります。今後の状況によっては、さらに減額補正をしなければならないことも覚悟をしておるところであります。

固定資産税につきましては、企業等の設備投資の落ち込みが思ったほど大きくなかったことなどから700万円増額し、最終の収入見込みは10億1,250万円となっております。軽自動車税につきましては順調に伸びておりますが、たばこ税はやや減少ぎみ、入湯税については感染症に伴う営業自粛などにより1,200万円減の2,700万円としております。村税全体では、当初予算額の22億2,700万円から5,700万円減の21億7,000万円ほどになると見込んでおるところであります。しかし、また感染が拡大をしてきておりますので、さらにこの額は減額補正になっていくというふうにご考慮をしておるところでありますし、村税全体で7,000万円くらいの減でとどまればという、そんな思いもあるところあります。

ふるさと納税についてであります。

現在までのところ、前年同期と比べて2,500万円ほど多い9,500万円となっており、順調に推移しております。例年、寄附金控除の期限となる11月から12月にかけて寄附が増える傾向がありますが、今年はこれも感染症の影響か、外出を控えいわゆる巣籠もり需要の影響もあり、増加傾向にあるのではないかと推測をしております。今後も返礼品や業務委託料が不足していくことが想定されることから、今議会での増額補正をお願いするところあります。

さて、村内の情勢であります。最初に新型コロナウイルス感染症対策として取り組んでおります事業についてであります。

事業者支援として行ってきました商工業振興資金の融資事業につきましては、10月末現在の融資状況は八十二銀行、アルプス中央信用金庫を合わせまして76件で、融資残高は6億5,800万円となっております。なお、一定期間の無利子、据置き、無担保などの有利な国・県・村の融資資金の取扱いが来年1月31日で終了しますが、国は事業の継続に必要な資金の確保に努めるとしておりますので、指定期間が延長される見込みであります。融資の取扱いを3月31日まで継続し、事業者支援をしまります。また、年末の資金需要などに備えて、商工会や金融機関等と連携を密にして、相談体制を整えていきたいと考えております。

また、インフルエンザの流行期を迎え、合わせて新型コロナウイルス感染症対策として新たに取り組んでおりますウイルス除去目的の空気清浄機導入補助事業につきましては、見込み以上の村内事業者からの問合せ等があり、12月25日の申請期限までに予算不足が見込まれるため、今議会に20件分200万円の予算計上をお願いするものであります。

地元応援商品券事業であります。第一弾につきましては利用率は94%でありました。住民の皆さん全員へ2,000円分の商品券を配布したということが功を奏したのか、飲食店や小売店での利用が合わせて50%ほどとなり、大型店以外の経済効果にもつながったものとなりました。

第2弾につきましては既に住民の皆さんへ配布済みで、利用できる店舗も12店舗増えて126店舗となっております。使用期限は来年の1月31日までですので、御利用をいただくよ

うお願いをいたします。

また、重度障がい者及び高齢者非課税世帯を対象とした第二次緊急福祉給付金であります。現在の申請率は90.3%となっております。これらの申請期限は年内としてありますので、忘れずに申請をお願いをしております。

さて、村の人口動態であります。11月1日現在で1万5,704人となりました。4月1日の人口は1万5,641人でしたので、7か月余りで63人の増となっております。コロナ禍の影響もあってか昨年より増加数は減っていますが、今なお増加傾向にあります。本日12月1日現在の人口動態が出ました。12月1日現在では1万5,730人ということですので、11月1日からさらに増えております。こういった傾向は、本当に好ましいなというふうに思っておるところであります。

なお先日、賃貸住宅の大手企業が発表いたしました住み心地ランキングを見ますと、県内では南箕輪村が3位となりました。1位、2位は昨年と変わらない安曇野市と松本市でありました。この調査は、実際に住んでいる人から居住地域の満足度について様々な角度から調査し点数化したもので、村は子育て支援をはじめとした行政サービス面で評価が高かったとされ、特に行政サービスの項目では県下1位の評価を得ました。なお、北陸・甲信越エリアの中でも5位となっており、今後も選ばれる村と評価されるよう努力を続けてまいります。

一方では、先日長野県が10月1日現在の年齢別人口推計を発表しました。村の高齢化率は23.8%で、全県下若い村を維持しておりますが、前年から0.3%上昇しており確実に高齢化は進んでいると言えます。また、年少人口比率、生産年齢人口比率も県下で一番高かったところでもあります。

続きまして、地方創生事業関連事業であります。

箕輪町との広域連携事業として実施しております子育て支援女性再就職支援事業による再就職者数が、事業開始から本年10月までに208人にのぼり、引き続き順調な成果を上げております。若者回帰、定住促進支援事業につきましては、今月5日に村民センターで保護者向け就活セミナーを開催いたします。本年度は感染症拡大防止ということで、オンラインでの開催となります。当日まで受講の申込みを受け続けておりますので、多くの保護者の方に御参加いただければと思っております。

村第5次総合計画後期基本計画並びに、第2期村創生総合戦略についてであります。

先月、村づくり委員会から答申をいただき、その御意見を踏まえて計画案の策定を進めているところでもあります。来月中旬頃には住民の皆さんにお示しをし、御意見とパブリックコメントを募集する予定であります。これを受けまして、できるものは修正をしながら村づくり委員会の御了解をいただき、成案としてまいります。議会にも当然説明をし、議決をいただく予定で準備を進めておるところでございます。

続きまして、保育園の状況であります。

来年度の入園希望調査を行った結果、定員720人のところ、年度当初は682人と年度末には729人になる見込みとなりました。今年度に比べ28人の減となります。現時点で未満児の入園率がかなり高いことや出生数の減少傾向から、今後は緩やかに減少していくことが見込まれます。

次に、福祉関係であります。

村では、食料品販売業のニシザワと安心・安全なむらづくりに資する協力に関する協定を

締結いたしました。これは、ニシザワが運行する移動スーパーとくし丸が村内でも営業を開始するのを機に、高齢者の見守りの充実を目的としたものでありますが、このとくし丸の運行は懸案であった買物弱者解消の一助となるものと期待をしておるところであります。

医療関係であります。これから季節性インフルエンザの流行期を迎えます。コロナ禍でもあり、発熱時の受診の仕方を11月17日から変更し、まずかかりつけ医や近くの開業医に電話で相談してからその指示に従って受診していただく体制となりました。周知のためにチラシを各戸に協力をいただき、全戸配布をいたしました。医療体制の確保を図るための取組でありますので、ぜひ御協力をお願いいたします。

予防接種法の改正により、10月からロタウイルスワクチンが定期予防接種に追加され、乳児に対する接種が開始されました。重症な急性胃腸炎や脳症等の合併症の予防を目的とするもので、対象となるのは令和2年8月1日以降に生まれた方です。該当となる乳児の保護者には通知を送付し、周知をしているところであります。

続いて、教育関係の状況であります。

まず学校関係であります。感染症対策を図りながら児童、生徒の安心安全を第一に取り組んでおります。2学期は運動会や音楽会、若竹祭の諸行事がありましたが、工夫をしながら実施をまいりました。保護者や来賓の方々の参観を制限させていただいての開催となりましたが、子供たちはとてもよい表情で取り組んでおりました。

学校のICT環境整備では、タブレット端末について契約が完了し、Wi-Fi環境整備も先日入札をし契約の運びとなっております。

中学校プール、更衣室等の長寿命化工事は順調に進んでおり、新たに中学校校舎、非構造部材等の改修工事や南箕輪小学校トイレの改修工事など、年度末の竣工を目指して始まりました。

学校給食センターにつきまして検討をまいりましたが、新築の方向で進めてまいりたいと思っておるところであります。12月の議会全員協議会で方向性など説明をする予定でありますので、この辺につきましても御意見を頂きながら御理解をお願いしたいと思います。

また、村営大芝村民プールにつきましては、昭和50年から長年親しまれ御利用いただいていたまいりましたが、施設の老朽化と今後の経費等を勘案して、今年度をもって閉鎖することとさせていただきます。跡利用につきましては、今後検討をしていかなければならないと思っております。

社会教育関係では、コロナ禍の中多くのイベント等が影響を受けました。村文化祭につきましては、どうすればできるのかを考えながら検討をし、展示のみという形で発表をしていただきました。なお、感染症防止対策が難しいことから、元旦走り初めや冬季村民体育祭、3月の親子わんぱくランドは中止とさせていただきました。成人式につきましては、式典のみ開催の予定で進めてきておりましたが、現在の村内の感染状況や首都圏や中京圏での状況、またアンケート調査結果を踏まえまして、夏に延期することといたしました。教育委員会として決定をさせていただいたところであります。周知につきましては、これからすぐにやっ
てまいりたいというふうにも思っております。この辺につきましては、大変心苦しいところもあるわけではありますが、現在の状況を考えればやむを得ないかなというふうにも思っておるところであります。

さて、平成30年度に信州の特色ある縄文土器として県宝の指定を受けました土器3点のレ

プリカが完成し、12月18日から25日まで図書館で展示を行います。23日には夜8時までのナイト展示を開催しますので、ぜひ多くの皆さんに御覧いただきたいと思っております。

続きまして、産業関係であります。

村の特別栽培米風の村米だよりは、複数年契約で東洋ライスで販売し、よりグレードアップした金芽米風の村米だよりとして売り出されます。11月4日に他に先駆けて、小中学校の米飯給食を地産地消と児童生徒の健康増進を図る取組として、金芽米風の村米だよりに切り替えました。今後、保育園の給食も切り替えていく予定であります。一般への販売は準備が出来次第、あじ〜など味工房直売所で始めてまいります。地域内スーパーへと販路をまた拡大していく計画であります。また、利用者から多く寄せられた健康改善効果の声を検証するため、同志社大学と東洋ライスが行った研究成果によりますと、肌の改善効果が検証されたことが報告されましたので、美容や健康志向の方をターゲットとしてふるさと納税の返礼品としてまいります。

来シーズンを見据え、大芝高原温泉のPRをする放送が12月5日土曜日の午後2時からSBCの番組で放送されます。今回の番組は健康と美容をテーマに構成して、温泉、金芽米風の村米だより、天使の美肌水、森林セラピーロード、田んぼ体験隊などのイベントが紹介されます。この番組は長野県内で放送された後、全国のJNN系の放送局で放送されますので、ぜひ御覧をいただければと思います。

地域おこし協力隊の活動であります。謎解きウオークラリーは特に子供や家族連れに人気があります。新たにスタートさせた火曜朝市はコミュニティの場として定着しつつあり、自然・子育て・健康でつながる朝市を目指して活動しております。

次に建設関係であります。村三か年実施計画地区計画事業をはじめ、順調に推移しております。県工事の下河原橋のクランク拡張工事については、国の国土強靱化対策事業により現在拡幅工事を実施しており、主要な部分につきましては本年度で完了の予定であります。この県道のクランク解消は長年の懸案事項でありましたが、ようやく解決してまいるといふ、こういうことになりました。大清水川河川改修及び、県道南箕輪沢渡線改良工事につきましては、伊那市御園までの歩道拡幅計画が示され、道路改良に向けた用地測量等を進めておりますので、引き続き早期完成を要望してまいります。

上下水道関係であります。

大芝非常用水源の調査業務が終了し、今後水質改善に向けた対応策について検討してまいります。また、老朽化した排水管布設替え、村内2か所の排水管ループ化工事を進めております。なお、今年度新たに購入する2トン級の給水車につきましては、全国的な量産傾向に加え新型コロナの影響により、来年度への繰越事業として進めておりますので御理解をお願いいたします。

下水道関係では、昨年策定したストックマネジメント計画に基づく浄化センター及び管渠の詳細設計を進めており、来年度以降計画的に施設更新工事を実施する予定であります。また、議会全員協議会でも説明申し上げましたとおり、本議会では一般会計からの繰入金6,000万円の補正予算をお願いいたします。

なお、上下水道料金につきましては、審議会の御意見もあります。3年に一度検討することとしており、前回から3年となります令和4年度から新たな料金体系とすべく、来年度中に上下水道運営審議会に諮りながら検討をしていくこととなります。ただ、これは新村長の

方針もありますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。審議会の御意見としてはそういうことになっております。

さて、いよいよ降雪のシーズンとなります。

村内の降雪につきましては、例年のように主要幹線道路が建設業や水道事業者が行い、生活道路や歩道などはまっくん除雪隊を中心に交通機能の確保を務めてまいります。住民の皆さんにも自宅前の除雪などへの御協力をお願いをいたします。

これから、新年度の予算編成の時期となります。決算審査等で頂いた意見を参考にしながら、住民生活を守り地域の活性化が図られるような予算にできればと思っております。

なお、4月の村長選挙を控えまして骨格予算といたしますが、今後取り組んでいかなければならない事業を見据え、限られた財源を有効に活用できる予算編成としております。この予算編成につきましても、コロナ禍の中、税込減、地方財政計画が不透明な中であります。そういった中での予算編成となる情報収集をしながら進めてまいります。かなり厳しい編成になるものと覚悟もしておるところであります。

最後であります。

私のことではありますが、議会での公の場では初めてでありますので、少し申し上げさせていただきますと思います。

11月6日に記者会見で申し上げましたが、4期16年をもって村長職を退くことといたしました。不十分な面も多々あったことと思いますが、村のため、村民のためを心に刻みながら、村の発展のために村政運営をしてまいりました。記者会見の席で申し上げましたが、私の持論としては首長職は長期にわたることは好ましくないと思っております。3期12年だと思っておりましたが、周囲の状況もあって4期16年となってしまったところでもあります。

この間、公約として様々なことを申し上げ、実施に向けて努力をしてまいりました。就任直後は合併論議を経て村民の意思で自立を決定した直後であり、私に課せられた持続可能な村づくり、平穏な村づくりはおおむね達成できたのではないかと思っております。

また最大の公約であります、また私の思いが強かった、働きながら子育てができる環境づくりは、若い皆さんの転入もあり人口が増加しております。また自然増もあり、子育てをするなら南箕輪村でとの声も聞こえ、一定程度達成ができたと思っております。いち早く取り組んだ成果であると思っておるところであります。

振り返ってみますと、人口増加に対応するために保育園や学校等の増改築に追われた16年だったなというふうに思っております。その中でも、新たに療育施設たけのこ園や子ども館も手がけることができました。また、大芝公園の道の駅としての整備、登録、まっくんファームの設立と米のブランド化等と、さらには福祉教育産業振興面においても前に進めることができました。

残された任期、コロナ禍で大変ではありますが、全力で締めくくりをしてまいります。今、変化の激しい時代であります。新しい方が新たな感覚で村政を担当していただくことが村の発展につながってまいります。今後の村長選に向けての動きが出てくるものと思います。どなたがなっても財政的には厳しさが増し、大変になってくるものと思いますが、これからの村づくりや村の将来について活発な議論をしていただければと思っております。その辺は期待をしておるところでもあります。

本定例会に提出をいたしました議案は、11議案であります。全議案お認めをいただきます

ようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（丸山 豊） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年8月分から令和2年10月分までの例月出納検査報告がありました。また、地方自治法第199条第9項及び同条第10項の規定により、令和2年度定期監査結果報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、陳情3件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第5、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、提案説明を申し上げます。

本案は、国家公務員に対して行われました人事院勧告を踏まえ、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

本案は、本年10月に国家公務員に対して人事院から期末手当の支給月数を0.05か月引き下げる勧告がありました。本村では、これまでも国の人事院の勧告を参考に給与改定等を行ってまいりましたので、本年も一般職の職員及び村議会議員、並びに特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正するというものであります。

なお、関係する三条例を本年度分と来年度分の2回に分けて改正しますので、第1条から第6条まで別の条例改正となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、各条項につきまして新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案3ページを御覧ください。

初めに、第1条関係の南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。この改正は、今年度の一般職の職員の期末手当を改正するもので、第27条の改正は12月に支給する期末手当の支給率を0.05か月引下げ、100分の125とするものであります。特定幹部職員も同様に0.05か月引下げます。

続きまして、同じ条例名の第2条関係であります。今御説明申し上げました第1条関係では、本年度分として0.05か月を12月の支給分1回で調整させていただきますが、来年度は

年2回の支給に配分して調整するため、支給月数を100分の127.5とするものであります。

続きまして10ページの第3条関係、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。第5条は、村議会議員の期末手当を0.05か月引き下げる改正であります。本年度分につきましては12月に支給する期末手当で調整させていただきますので、100分の170を100分の165に改正するものであります。

続きまして、同じ条例名の第4条関係であります。同様に第5条におきまして、議員の期末手当を改正するものであります。来年度は年2回の支給に配分して調整をし、それぞれの月の支給月数を100分の167.5に改めるものであります。

続きまして次ページを御覧いただき、第5条関係の南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正であります。第2条の改正であります。特別職の期末手当の改正であります。同様に0.05か月引き下げるものであります。今年度につきましては12月に支給する期末手当で調整していただきますので、100分の170を100分の165に改正をいたします。

次に、同じ条例名の第6条関係であります。第2条の改正であります。来年度は年2回の支給に配分して調整しますので、それぞれの月の支給月数を100分の167.5に改めるものであります。

それでは2ページにお戻りをいただきまして、下段の附則であります。

第1項は施行日ですが、本年度分は公布の日から、来年度分は令和3年4月1日とするものであります。第2項は規則への委任事項となります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

この条例の減額については、人事院勧告に基づいていつもやっているということは承知しております。いつもお聞きすることは、労働組合との協議が整っているかということの一点、それから人事院勧告はいつも民間の状況を見ながらということを決まってきたと思いますので、民間の状況をどんなふうに把握しているかをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 職員と組合との関係ですが、組合とも合意はできております。ただ、従来から人事院勧告でということ組合側もそういうことありますので、仮にこれは合意ができなくてもやらざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） もう一点。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、民間の状況をどのように把握しているかという御質問であります。

最初に国の人事院の動きのほうではありますが、国では約1万2,000社の民間事業者を調査し、その実態を公務員給与ベースと比較しながら改定についての検討を行って、勧告を出し

ているという状況を承知をしております。本年につきましてはコロナ禍ということで、私どもも非常に厳しい状況を予想をしておりましたが、国の人事院の調査機関が昨年8月から本年7月までという期間の調査での公務員との比較ということで、こういった影響幅になってきたのかなと思います。そういった面では、来年の勧告はより厳しいものになるのかなという予想はしておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第2号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税についての所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 英樹） それでは、議案第2号についての細部説明を申し上げます。

本案は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴いまして、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響、また不利益が生じないようにすることを目的に改正をするものであります。

それでは新旧対照表により説明を申し上げますので、議案書2ページを御覧ください。

第21条であります。国民健康保険税の減額について定めております。第1号であります。7割軽減に関わるもので、基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円に改め、また給与所得者と公的年金等の支給を受けるものが二人以上の場合にあっては、二人目以降一人につき10万円を加算するというものであります。

3ページに移りまして、同様に第2号では5割軽減に関わるもの、第3号では2割軽減に関わるものであります。その下の附則の第2項であります。公的年金等の所得に関わる国民健康保険税の課税の特例を定めたもので、今回の改正に合わせまして文言等の整備を行っていくものであります。

議案書の1ページにお戻りをいただきまして、附則であります。この条例の施行日は令和3年1月1日からとなります。合わせましてこの条例の適用区分について定めており、令和3年度以降の国民健康保険税についての適用となります。

以上、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9 番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 9 番、三澤です。

この条例改正によって、国保税収入についてはどのくらいの影響が出るのかを教えてくださいたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 英樹） 国保税についての影響ということでございますけれども、ケース等によって比較をしてみますと、給与所得ありの方につきましては、ほとんど変わりはないということになります。給与所得がなくて公的年金等の世帯等の場合には、若干国保税が下がっていくというような形になります。税額がどのくらいの影響になるかということにつきましては、まだ新システムができておりませんのでちょっと具体的に幾らということはいわれませんが、ほとんど変わらない、もしくは若干下がるといったような形になります。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第 3 号「南箕輪村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第 3 号「南箕輪村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金について所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤財務課長。

財務課長（唐澤 英樹） それでは議案第 3 号につきまして、細部説明を申し上げます。

この改正につきましては、先の地方税法の一部改正に伴いまして、本条例の延滞金に係わる経過措置に差異が生じてきたことに伴いまして改正を行っていくものであります。

新旧対照表により説明をいたしますので、議案書の 2 ページを御覧いただきたいと思ます。

附則第 2 項の経過措置の部分を削除いたしまして、見出し、項番号等の整備を行うものであります。延滞金についてでありますけれども、本条例税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の第 4 条におきまして、延滞金の算定方法については南箕輪村税条例の例によるようになっており、税条例の改正に沿うようになっております。なお、税条例の特例規定につきましては、6 月議会において既に改正済みであります。

議案書の1ページにお戻りをいただきまして、附則であります、この条例の施行日は令和3年1月1日からとなります。

以上で、南箕輪村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） それでは、議案第4号の細部説明をさせていただきます。

本案につきましては、厚生労働省の関係する省令の改正に伴う改正であります。

放課後児童支援員につきましては、改正前では保育士、社会福祉士の資格を有する人、教員免許を有する人、高校以上を卒業し2年以上児童福祉事業に従事した人、大学で所定の学科や課程を修めて卒業した人、高校卒業者で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した人で村長が認めた者などに該当し、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならぬとされていましたが、今回の改正では、政令指定都市もしくは中核市の長が行う研修を修了した者についても対象とするものです。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。2ページの新旧対照表を御覧ください。

第10条第3項の都道府県知事の後に、または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19、第1項の指定都市若しくは同法第252条の22の第1項の中核市の長を加えるものです。

1ページにお戻りいただき、附則を御覧ください。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

村はたくさんの放課後児童を受け入れているわけでありましてけれども、今の現状の支援員

の皆さんの研修状況について教えていただきたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） まず、放課後児童の児童クラブの児童数についてですが、10月現在で南箕輪小の登録が129人、それから南部小が34人で合計163人の方が登録されています。日平均としましては南箕輪小学校が100人くらい、それから南部小は30人弱くらいの人が利用しております。

それから放課後児童クラブの支援員数の関係ですが、南箕輪小学校の支援員が6名、それから補助員ということで4名で合計10名であっております。あと、南部小学校につきましては支援員が2名、補助員が2名で合計が4名ということで、合計で支援員が8名、補助員が6名、14名という形で放課後児童クラブに当たっております。

なお、放課後児童支援員は一支援におおむね40人以下が一支援という形では、二人以上配置することになっているということですが、そのうちの1名は補助員に変えることができるというそういった形になっております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに。

唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 研修については、支援員の方は全員研修は済んでいるわけですが、補助員の方につきましても研修の資格ができた方については、随時受けていただいております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第5号「南箕輪村議会議員及び南箕輪村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村議会議員及び南箕輪村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、南箕輪村議会議員並びに南箕輪村村長の選挙における選挙運動の公営に関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いをいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

松澤議会事務局長。

事務局長（松澤さゆり） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

公職選挙法の改正により、町村の選挙における立候補者に係る環境の改善のため、選挙

運動の公営に関し必要な事項を定めるものでございます。

1 ページを御覧ください。

第1条では趣旨を、第2条から2ページの第5条では、選挙運動用自動車の使用について定めるものです。第2条では公営について、第3条では契約締結の届出について、第4条では公費負担額及び支払いの手続について、第5条では契約の指定についてでございます。

3ページの第6条から第8条までは、選挙運動用ビラの作成について定めるものでございます。第6条では公営について、第7条では契約締結の届出について、第8条では公費負担額及び支払いの手続についてでございます。第9条から4ページの第11条までは、選挙運動用ポスターの作成について定めるものでございます。第9条では公営について、第10条では契約締結の届出について、第11条では公費負担額及び支払いの手続についてでございます。第12条におきまして、この条例に関し必要な事項は、委員会が別に定めるものとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。施行の日は令和2年12月12日からになります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第6号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では新型コロナウイルス感染症の影響に伴う法人税、入湯税の減額、防災研修センターの事業費増に伴う緊急防災・減災事業債の増など、また歳出では人事院勧告に伴う人件費の減額、下水道事業会計への繰出金及び防災研修センター建設工事費の増額などが主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、1,698万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ88億1,346万2,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第6号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の細部説明を申し上げます。

初めに、33ページの給与費明細書をお開きをいただきたいと思います。

1の特別職及び2の一般職のうち、会計年度任用職員を除く職員につきまして、議案第1号で提案をさせていただきました、本年度人事院勧告に準拠をした給与改定に伴います期末手当ほかの減額をしてございます。そのほか、この期間中の異動に伴います手当等の若干の

補正もございますが、各事業科目での説明は省かせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、会計年度任用職員につきましては、歳出の説明の中で申し上げますのでよろしくお願いいたします。

それでは第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、歳出から御説明を申し上げます。予算書案の15ページを御覧をいただきたいと思っております。

歳出、1款議会費は給与改定分のみでございます。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費でございますが、一事業飛びまして、0202庁舎管理事務の10節、新型コロナウイルス感染症対策消耗品の増額は消毒液、マスク等のほか、卓上の仕切りパネルを購入するものでございます。

次の3目財政管理費では、一事業飛びまして0229ふるさと納税事業の12節で、ふるさと納税業務委託料の増額をお願いをいたします。返礼品としての梨・リンゴなどの果樹が希望をされる方が多く、寄附額の増加が見込まれます。それに伴いまして、必要となる委託料の増額分をお願いするものでございます。

次の5目財政管理費は、おめくりをいただきまして歳入で御説明をいたしますが、公用車購入に伴いまして助成金を予定しておりましたが変更がありましたので、それにより財源組換えを行うものでございます。

1目飛びまして17目、0208情報管理事業12節のテレワーク環境構築委託料の増額につきましては、4号補正で400万円を計上させていただいたところでありまして、この事業の中でメールサーバーの更新につきましても合わせて実施をすることとさせていただき、システム全体の適正化を図ろうとするものでございます。

次に3項1目、0265戸籍住民基本台帳事務でございますが、マイナンバーカード利用促進に係る増額が主なものでございます。本村につきましてもこれから来年にかけて、順次カード未取得の方に対して改めて申請書の送付がなされることとなっております。カード交付関係の業務の増加が予想されますので、会計年度任用職員1名を増員するほか、端末機の増設等を行い対応をしております。

次の4項6目、0275村長選挙事務10節の消耗品は、記号式で行われる村長選挙の感染症予防の対応といたしまして、スタンプやスタンプスタンド等を購入するものでございます。

おめくりいただきまして、3款民生費でございます。

1項1目、1事業飛びまして0306障害者福祉事業の18節の増額は、障がい者にやさしい住宅改良費補助金の申請が多く、不足が見込まれますので増額するものでございます。また、19節の障害児給付金の増額は、サービス事業の伸びによるものでございます。

次に、0307ひとり親家庭助成事業の7節を除く各節でございますが、県のひとり親世帯臨時特別給付金給付事務に対し、事務費の補助がございますので計上させていただくものでございます。

次に20ページの3目、0329後期高齢者医療事業の18節及び27節は、本年度及び前年度に係る広域連合負担金及び保険基盤安定繰出金の額の確定により増減でございます。

次の2項1目、児童福祉総務費で1事業飛びまして、0331児童手当給付事務の19節は、児童手当の当初計上額に若干の不足が見込まれるため増額をするものでございます。また22節は、令和元年度分の精算による返還金でございます。

次に2目、おめくりをいただきまして0340保育園運営事業の3節で、会計年度任用職員手当の増額がございますが、長時間保育等を担っていただいております会計年度任用職員で、期末手当の対象となる方が見込んだより多かったということにより、不足が生じたので増額をさせていただくものでございます。次の0342事業の3節につきましても、同様ということでございます。

またお戻りいただきまして、17節は中部保育園遊戯室の音響設備が老朽化し支障が出ておりますので、これから卒園式等の行事に間に合うよう更新するための追加でございます。

次の0342児童発達支援事業の10節及び17節は、県の新型コロナウイルス感染症対策の支援事業によりまして、椅子・テーブル等を整備するものでございます。

次の3目、0345子ども館運営事業の10節と17節は、3号補正で新型コロナウイルス感染症対策の消耗品として計上させていただいた100万円のうち16万円を17節に組替えをさせていただきまして、放課後児童クラブ用のサーマルカメラ1台を購入するものでございます。

おめくりいただきまして、4款衛生費でございます。

1項1目1事業飛びまして、0401予防事業の22節の追加でございますが、前年度の風疹検査の実績が見込みより少なかったことによる清算金でございます。次の、0406市町村母子保健事業の22節につきましても、同様に前年度の産後ケア等の実績が見込みより少なかったことによる清算金でございます。

続いて2目、0407環境衛生事業の18節でございますが、住宅用新エネルギー施設設置補助金の申請が見込みよりも多く不足が見込まれるため、増額をさせていただくものでございます。これまでのところ薪ストーブ5件、ペレットストーブ2件の実績となっております。

次に、6款農林水産費でございます。1項1目飛びまして2目、0604農業総務事務は給与費のほかは地域おこし協力隊の活動内容に合わせての節間での組替えでございます。

次の3目、0605農業振興事業の18節のうち、有害鳥獣駆除対策事業補助金につきましては、南箕輪村鳥獣被害対策協議会の事業に対しまして補助をしているものでございますが、本年度は熊の出没が多く見られ、学習放獣の際の麻酔代や熊おりの修繕等の緊急な費用がかさんだことから、追加交付をするものでございます。

おめくりいただきまして、1ページ飛びまして次の26ページ、7款商工費でございます。

1項1目は飛ばし、2目0702商工振興事業、18節の新型コロナウイルス感染症対策、空気清浄機等導入補助金につきましては不足が見込まれるため、20件分を増額するものでございます。

おめくりいただきまして、8款土木費でございます。

1項飛びまして2項1目、0803道路維持事業の14節でございますが、幹線の村道で車道中央線及び車道外側線などの区画線が薄れて見えづらくなっている箇所が多くなっております。これから計画的に整備をしてみたいと思いますが、特に村道6号線、8号線等で急ぎ整備する必要がありますので、追加をお願いするものでございます。

次の2目、0808村単独道路改良事業の14節と16節、地区計画事業の進捗に合わせまして、事業費の組替えを行うもの、また村道2038号線道路改良工事においては、用地の一部となる保安林の解除手続に時間を要することとなり、本年度予定していた工事の実施が困難になったことから一旦減額をさせていただくものでございます。

次の4項1目、0820都市計画総務事務の27節は、繰出金の増額でございます。先の全員協

議会におきましても御説明を申し上げましたが、一般会計が大変厳しい状況の中で留保しておりました公共下水道事業関係の繰出金を繰り出すものでございます。

おめくりいただきまして、9款消防費でございます。

1項で3目を飛ばしまして次の5目、0935防災施設整備事業でございますが、12節で設計監理委託料の差金を減額いたしますとともに……失礼しました。

防災研修センターの関係でございますが、14節の工事費につきましてはアスベストの処分費用がかさんだことや、この間の資材の高騰、また大芝湖へとつながる中央園路部分の防災上の機能向上などの要因によりまして、増額が必要となりましたのでお願いをするものでございます。

次のページ、10款教育費でございます。

1項では1目飛びまして4目、1005教育振興事務14節の学校無線LAN関連整備工事費でございますが、学校無線LANを整備するに当たりまして、村情報システムのL3スイッチと呼ばれる装置の工事が必要となりました。追加をさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして3項1目、1020中学校管理事務10節の修繕料は、故障をいたしました暖房機器の修繕を行うものでございます。修繕が完了するまではエアコンの使用により対応をまいります。

次に6項2目、1040公民館総務事務の12節に成人式委託料の増額をのせてございます。コロナ禍にありましても、一生に一度限りの成人式でございます。主催する教育委員会では、成人の皆さんや御家族の皆さんの心情を察して、どうにかして例年同様1月3日に成人式を開催したいと検討を重ねてまいり、会場参加が困難な皆さんにはオンライン配信により参加をさせていただくよう、関係の業務委託料を追加計上させていただいたところでございます。しかし、本補正予算の編成と時を同じくいたしまして、全国的に特に首都圏をはじめとする都市圏で、また上伊那地域でも感染が急拡大する状況となりまして、成人の皆さんに対して実施をいたしましたアンケート調査に寄せられた声も参考とし、成人者また村民の皆さんの安心安全を第一に考えて、昨日来夏への延期が決定をされたところでございます。このような経緯でございますので、この部分につきましては次の補正の際減額をさせていただくということで、御理解をお願いをしたいと思います。

次の18節分館改修事業補助金は、北原公民館の屋根修繕に対し交付するものでございます。

次のページ14款、予備費で歳入歳出調整をさせていただきまして、1億3,879万4,000円の減額といたします。

続いて歳入でございます。9ページにお戻りをいただきまして、まず1款村税でございますが、1項の村民税は個人・法人ともコロナ禍の厳しい現在情勢から減収を見込むものでございます。2項、固定資産税は償却資産の増により、また3項の軽自動車税は見込みよりも登録台数が多かったことにより増額をいたしますが、10項の入湯税、大芝の湯の一時休業等、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少になると見込んでおります。村税全体では5,700万円余の減額になるということでございます。

次に、16款国庫支出金でございますが、1項3目、民生費国庫負担金の2節は児童手当の本年度の見込み、前年度の実績の確定によります増額、3節は事業量の増加に伴います障害者自立支援給付費の増額であります。

次の2項、国庫補助金の2目、総務費国庫補助金はマイナンバーカード利用促進に係るも

ので全額補助となります。

次の、6目2節の信州産ペレット消費拡大事業補助金は、村が行いますペレットストーブ、ペレットボイラーへの補助事業に対し交付がされるものでございますが、事業量の増加に伴いまして増額するものでございます。

おめくりいただきまして、17款県支出金の1項3目のうち、2節と4節につきましては、国庫支出金の1項3目と同様でございます。3節の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額につきましては、歳出で申しあげました繰出金の減に伴う減額でございます。

次の2項3目、民生費県負担金では、1節説明07は、障がい者にやさしい住宅改良費補助金の増額に伴います県負担分2分の1でございますがその増額、説明09は、たけのこ園の新型コロナウイルス感染症対策の備品等の購入に対し、補助率10分の10で県から交付を頂けるもの、3節は県のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の事務に対し交付される補助金の追加でございます。

次の19款寄附金は、ふるさと納税において返礼品の梨、林檎（リンゴ）等が人気でございまして、寄附金が当初見込みを上回る見通しとなりましたので、増額をするものでございます。

おめくりいただきまして、22款の諸収入は5項1目4節の雑入でございますが、当初電気自動車の購入につきましては、日本財団の青パト整備助成金を見込んでおったところでございますが、本年度この事業は行われないうことで、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金という補助金のほうに切り替えをさせていただきました。そのため生じた差額を減額するものでございます。

次に23款村債でございますが、防災研修センター建設工事の事業費の増加に伴いまして、緊急防災減災事業債を増額するものでございます。この地方債の補正につきましては、第3条に規定をし6ページの第3表地方債補正の表に詳細を記載してございますので、お目通しをお願いをいたします。

歳入は以上でございます。

最後に第2条の繰越明許費でございますが、5ページを御覧をいただきたいと思っております。

第2表繰越明許費の表の記載のうち、村道1178号線、中学校北側の道路になりますが道路改良事業につきましては、現在プールの改修工事をその隣で実施をしております。当該道路が関連車両の進入路にもなっておりまして、同時施工ができない箇所がございます。年度内の竣工が困難でありますので、繰越しをお願いするものでございます。

また、次の南原雨水対策事業につきましては、用地の所有権移転手続きにおきまして時間を要する案件があり、繰越しが必要となりましたのであらかじめお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、藤城議員。

4番（藤城 栄文） 4番、藤城です。一点質問をさせていただきます。

17ページの総務費の真ん中辺りのテレワーク関連なんですけど、テレワークといいますと、先日テレワークをした職員に日当を払っていたような形で一部メディアは騒がれましたが、関係規定の整備とか確認も必要になると思います。実際にこのテレワーク事業ができるよう

になるのは、大体いつ頃からを予定されていますでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） テレワークにつきましては、一応職員が何らかの関係で自宅勤務を余儀なくされるというものを想定して、その環境を整備しておくということで予定をしておりますので、この事業が終わりましたら年度内には試験勤務等々もしてみながら、その後体制整備やどうしたルールが必要かその辺も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

26ページでありますけれども、新型コロナウイルス感染症対策の空気清浄機が好評で増数というかその予算を取っております。先ほど村の商品券の関係もありまして、94%が使われたということで全く公平で村民にとってはとてもいい事業、事業者にとってもいい事業だったというふうに思うわけでありまして、そういう点で言うと空気清浄機はまだ必要ということ言えば、もちろんきちっとまたこれからいろんな飲食店の関係の皆さんが整備していただけるということで、とてもいいというふうに思います。

ただ、やっぱり最近のように感染者が多く出てきますと、どうしても二の足を踏むということがありますので、きちんと手当てしたところのお知らせもしながら、経済活動もしていくということが大事かというふうに今言われていますが、もう一点聞きたいところは、今Go To Eatというのが始まっておりまして、その点では村内ではどんなような状況になっているのか、ちょっと分かったら教えていただきたいと思っております。

議長（丸山 豊） 出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤平治） Go To Eatの状況ということでございますが、細かいことははっきり言って具体的には把握をしておりません。基本的に登録をした店舗という形で、ポイントについてはインターネット等での予約についてということであります。ただ、国のほうではもうちょっとやめようというような方向も出ています。

その中で、ただインターネットを活用ということの中で、事業者の皆さんから出されている声は、要するにインターネットの活用するところに伴うところの経費がでかくかかるということで、直接の売上げにつながらないというところでちゅうちょしているという声はお聞きしています。食事券については、現在長野県は取り組んでおります。知事も県としてはやめる気はないということでもありますので、こちらのほうは引き続き継続ということで動いております。

ただ登録状況につきましては、ちょっと把握状況は古いですが、村内の中ではまだ登録件数が少ないという状況です。継続して受付をしていますので、順次事業者の皆さんには登録をして使えるようにということでお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

2番、山崎議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎です。

すみません、耳が遠くて聞き漏らしちゃったかと思うんですが、29ページの防災施設整備事業の工事請負費、アスベストの関係で工事が増えたということもありました。その後、その後園路の関係のところでの防災対策というのは、話がありましたがこの辺のところをもう少し詳しく教えていただけませんか。

議長（丸山 豊） 原副村長。

副村長（原 茂樹） 全員協議会の折に現地のほうでも御説明をさせていただいたところでございますが、園路の関係につきましては来年度に予定をしておるところでございます。

今回のこの工事の増額の中で申し上げましたのは、中央にあります通路の部分、この防災上の観点からの見直しですとかそういったところにも一つ原因がありますということで、御説明を申し上げました。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

ただいまから、10時半まで休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号「令和2年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「令和2年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳出で保険給付費の増額をお願いするものであります。不足する額については予備費で調整いたしますので、予算総額の変更はありません。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いをいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第7号について細部説明を申し上げます。予算書の4ページを御覧ください。

2款保険給付費、1512葬祭費給付事業であります。当初見込みより葬祭費が不足するため65万円を増額するものです。

おめくりいただき、5ページの10款予備費でございますが、不足する額を予備費で調整するものです。したがって、予算の総額に変更はございません。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第8号「令和2年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第8号「令和2年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は歳入の繰入金等と歳出の納付金等について、所要の補正をお願いするものであります。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ288万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,621万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いをいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第8号について細部説明を申し上げます。

歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

3款繰入金でございますが、令和2年度の保険基盤安定負担金の確定により、一般会計からの繰入を減額するものでございます。

おめくりいただき、7ページの5款2項1目、保険料還付金でございますが、過年度分が県広域連合から交付されるものでございます。

続きまして、8ページの歳出でございます。

2款、1804後期高齢者医療広域連合納付金であります。繰入金と同額を減額するものでございます。

おめくりいただき、9ページの3款1項1目、1805保険料還付金でございますが、過年度分の保険料還付金を追加するものでございます。

1ページにお戻りください。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額から288万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,621万1,000円とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第9号「令和2年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第9号「令和2年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、職員の給与改定に伴い収益的支出において職員の給料等を4万9,000円減額し、水道事業費用の総額を2億6,209万9,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 議案第9号の細部説明を申し上げます。

予算書の4ページを御覧いただきたいと思います。計画明細書で説明を申し上げます。

収益的支出の1款1項5目、総係費4万9,000円は今申し上げましたとおり、2節から30節負担金につきまして、給与改定等によりまして補正するものでございます。

なお、職員の給与改定に伴います明細につきましては、5ページから7ページに記載がございますのでお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

予算書2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を得なければ流用をすることができない経費として、職員給与費の補正予定額を7,000円減額して2,960万8,000円とするものでございます。

以上、議案第9号の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第10号「令和2年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「令和2年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は職員の給与改定及び一般会計からの補助金の増額に伴い、収益的支出において職員の給料等を11万1,000円減額し、下水道事業費用の総額を6億341万1,000円に、また資本的収入において補助金を6,000万円増額し、下水道事業費用資本的支出の総額を3億3,240万5,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 議案第10号の細部説明を申し上げます。こちらも明細書にて説明をいたしますので、予算書5ページをお開きください。

収益的支出1款1項5目、総係費11万1,000円の減は、2節手当から6節法定福利費及び30節負担金について、給与改定等に伴い人件費を補正するものでございます。

なお、こちらにつきましても給与明細につきましては、7ページ及び8ページに記載がございますので、お目通しいただきましてここでの説明は省略させていただきます。

また、18節委託料につきましては、沢尻、神子柴地区におきましてアパート等の増加によりまして、伊那市営水道あるいは神子柴簡易水道の検針委託料の不足分を増額するものでございます。

議案書6ページをお願いいたします。資本的収入1款5項2目、他会計補助金6,000万円の増額につきましては、1節一般会計補助金で下水道事業経営に必要な事業費の補填をお願いするものでございます。

議案書2ページにお戻りいただきまして、第4条の議会の議決を得なければ流用することができないケースとして、職員給与費の補正予定額を13万2,000円減額し、1,948万9,000円とするものでございます。

以上、議案第10号の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第11号「伊那中央行政組合同規約の一部変更について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第11号「伊那中央行政組合同規約の一部変更について」提案理由を申し上げます。

本案は、伊那中央衛生センターの経費の負担について、適正な負担割合に改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第11号につきまして細部説明を申し上げます。

地方自治法の規定により、伊那中央行政組合同規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体で協議するため議会の議決をお願いするものです。

議案2ページの新旧対照表を御覧ください。

別表、第10条関係の伊那中央衛生センターの建設費、経費の負担割合についてですが、本村の負担割合を改正前8.78%から改正後9.43%に変更するものです。

1ページにお戻りいただき、附則として施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の討論

を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午前10時43分

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 12 月 9 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 1 番から)

2 番 山 崎 文 直

9 番 三 澤 澄 子

3 番 原 源 次

1 番 百 瀬 輝 和

7 番 加 藤 泰 久

5 番 笹 沼 美 保

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	都志今朝一
2番	山崎文直	7番	加藤泰久
3番	原源次	8番	小坂泰夫
4番	藤城栄文	9番	三澤澄子
5番	笹沼美保	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	伊藤千登世
副村長	原茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
教育長	清水閣成	産業課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	建設水道課長	藤澤隆
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	伊藤弘美
会計管理者	松澤厚子	代表監査委員	原浩
財務課長	唐澤英樹	選挙管理委員長	伊藤重光
住民環境課長	清水恵子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤さゆり
議会事務局次長	高木謙治

会議のてんまつ

令和2年12月9日

午前9時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

議席番号2番、山崎文直議員。

2番（山崎 文直） おはようございます。令和2年の最後の議会、また一番バッターを引かせていただきました。皆さんの先頭に立って質問をしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

まず、先日は南箕輪村に本拠地を置くVCトライデントが見事一勝目を挙げまして、大変うれしく思っています。思わず私もこのトライデントのマスクを購入して、この力強いのを私の身にもつけたいなというふうに思っているところでございます。さらなる活躍を期待をしたいところでありまして、村を挙げてこの活力あるスポーツの団体、そういうものも支援をしていったらいいなというふうに思うところであります。

さて、12月8日昨日ですけれども、79年前の日本の真珠湾攻撃により太平洋戦争が始まった日であります。私たちもいろんな団体を通じて、この12月8日に二度と戦争を起こさないという意味で、永久に不戦を誓う集会というのをこの40年近くにわたって取り組んでまいりました。

残念ながら今年の集会は、いろんなほかのイベントと同じように、この新型コロナウイルスの影響で中止せざるを得なかったわけでありましてけれども、日報のところに毎年行っていますけれども、意見広告を出させていただいています。その中で、今年も多くの人に賛同をいただきました。同時に各上伊那の市町村長さん、それから各議会の議長にも御賛同をいただきまして、意見広告を出してきたところであります。その取組について御協力いただきまして、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

新型コロナの感染症もまだ拡大を続けております。今回、私は質問をいたしませんけれども、ぜひこの唐木村政も引き続き、この新型コロナウイルスに対する対策を一層強めていただきたいなというふうにお願ひしておきたいと思ひます。

私は今回、3点について質問をいたします。

一番目の質問であります。この3点について、今回はこの南箕輪村に住んでよかったという人が非常に多いという、この間の開会のときにも村長から村のランキングの話が出まして、

上位にいるということで、これはここに住んでいる人がよかったという思い、それから良いところだからそこに移住をしたいという、そういうことも非常に多いのではないかというふうに思い、さらなるその皆さんがよかったなというふうに思えるような施策を、今後も続けていっていただきたいという願いを込めながら、質問をしたいというふうに思います。

一番目ですけども、まっくん除雪隊制度の充足を図りたいという点であります。11月16日に、村議会では毎年行っています区長会との懇談会を今年も行いました。その中でいろいろな意見が出されましたけれども、除雪対策についての意見も幾つか出されております。

この除雪の対策っていうのは、相対的に見ると非常に良い取組だなというふうに思います。私も諏訪地方に親戚がございまして、この村の制度により、村内の細い密集地や住宅街での道も除雪体制が充実しておるということで、その親戚の方からも前に南箕輪村に来たときに、南箕輪は本当にこの住宅街の隅々まで除雪がされていましてすごいねということで、お褒めをいただいたことがあります。多分、その諏訪地方のところよりも除雪の体制が充実していたことからの感想だというふうに思いますけども、そういうすばらしい制度は私も確かにそういう点はあるだろうなというふうに思っております。こういう体制について、さらに充足していくことも大事な点と。

この中で、区長会の中からもいろいろ意見が出されました。一つは、まっくん除雪隊に関わる皆さんが高齢化をしてきているという部分で、これからどのぐらい続くかという心配もあるということもあります。それから農業用のトラクターの後ろに、田んぼを起すロータリーの代わりに除雪機をつけてかくケースが多いわけですけども、トラクターはあるんですけども、かく除雪機を持っていないということがあります。小型の除雪機については、貸出制度がございまして。あと、機械を登録するときの保険制度も村の負担制度があつて、これもかなり充実しているところだろうなというふうに思います。

その中で区長会からの意見の中に、大型の除雪機を今は補助制度で購入していると思えます。ただ、この除雪となるとまだ夜も明けない午前3時だとか、そういうときから起きて皆さんが学校や会社へ行く前にやる大変な作業があります。そういう中で、自分である程度の負担をしなければならない、こういうことでもあります。そんな中で一つの動きが何とかその辺はならないかというふうでありました。

この中で一つの提案でありますけれども、数台の除雪機、大きさも大小あるかと思えますけれども、これを村で保有して無料リースのような形で作業していただける人に貸し出すというような方法が取れないかなというのを、これから12月を迎えて今年は雪が多いのではないかというように予想されている今日であります。このような方法を設けて、少しでも作業をしていただける人が十分な体制でできるようにしていく制度ができないかなと、こういうことでもあります。この辺の点について、村長から村側からの考えをいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

まっくん除雪隊の状況について、まず若干御説明をさせていただきたいというふうに思いますし、また山崎議員には地元の除雪に自ら積極的に関わっていただいております。かなり

の量をこなしていただいておりますというふうに思っております。その点につきましては感謝を申し上げます。

昨年度までのまっくん除雪隊員でありますけれども、133名の登録があります。その中で、除雪時に作業可能なトラクター車両及び建設重機などを個人で保有している除雪機器の台数は、56台となっております。除雪支援の内容につきましては、御承知だと思いますけれども除雪機の購入補助、修繕費の補助、そのほかは除雪作業料の支給、除雪作業用ベストの貸与、除雪車両の保険料の全額支給などを行っております。除雪機器に対する補助につきましては要綱によりまして、除雪機の購入及び除雪のための改造費用の2分の1で、上限20万円ということで補助をしております。その中で、破損した場合の修繕費用は全額を補助をさせていただいております、こういった要綱になっております。

ここ数年の状況を申し上げますと、過去2年間でありまして、平成30年度には2件の21万3,000円、令和元年度に1件の9万6,000円の補助金を交付しております。また、作業料につきましては平成30年度に18万円、令和元年度には3万4,000円という支給となっております。この状況につきましては、ここ数年は雪が降らなかったという状況となっております。

議員御質問の除雪機の無料リース制度についてであります。今申し上げましたように、過去には平成25年度に豪雪がありましたがそれ以降ほとんど豪雪がなく、今年の冬場は除雪隊の出動というのはなかったところであります。こういった中で、高齢化も進み除雪隊員が徐々に減ってきていることや、そうした中での個人負担も大変であるということは十分承知をしております。

また、11月の区長会議会との懇談会の前に区長会を行いました。除雪についての説明やお願いもさせていただきました。その席上で、補助制度をもう少し拡充をしていただきたいという要望は頂いたところであります。例えば、トラクターにつける排土板等の補助率を引き上げていただきたい、こんな要望でありました。その後、議会と区長会の話合いの席でも、同様な話が出されたということはお聞きをしております。そういったことを考えれば、補助金交付要綱の補助率や上限の引き上げというのは、これは必要ではないかというふうに思っております。

この6年間あまり雪が降らずに、区長会でも毎年話をさせていただいておりましたけれども、そうした話もなくそのままになっておったのかなというふうに思います。農業の後継者との関係もあり、状況が大分変わってきているなということを実感をしたところでございます。

現在村は、村として除雪機1台をリースで対応をしております。ただ、このリースという制度につきましては、使用をしてもしなくてもリース料を払っていかなければならないということであります。年間一冬で70万円の費用ということになっております。こういった費用をどうやったら抑えることができるのかな、村自体はかなり古い機械、大型の除雪機械を1台持っておるところでありまして、そのほか大型の部分はリースで1台ということで対応をしております。いろいろ考えてみましたが、中古のトラクターを購入して確保しておくことも、これは考えられるなというふうに思っております。

また、現状の補助制度を今申し上げましたけれども、ボランティアとして多額の自己負担を伴って除雪のために排土板等を購入する、こういうことは時代の変化とともに考えにくく

なっておるといふふうには思っております。そういうことで、補助制度を変更していかなければならないというふうなことは感じておりますし、していかなければならないという思いもあるところであります。

ただ、これからで機械等々の部分もありますので、時期的にここまできてしまいました。そのことは、ここに雪が降らなくてうろのいてしまったのかなという反省点があります。そういったこともありまして交付要綱の変更は必要でありますけれども、ここまできてしまいましたので、次期村政にしっかりと引き継いでまいりたいなというふうに思っております。将来的にはまっくん除雪隊の在り方を含めて、その体制や支援内容など除雪に関する様々なことを考えなければならない時期が来るだろうと思っております。そうした際には、議員各位も村と一緒にしっかりと御検討いただければありがたいと思っております。

除雪につきましても、以前とは大分考え方が変わってまいりました。農業者にいたしましても、農業用トラクターにつける排土板等につきましても、農業用にも使用をしておるといふふうな部分がありまして、その部分をどう見ていくのかということも難しい問題であります。しかし、現在の農業形態を考えますと、トラクターは田んぼの耕起を起こすことや、あるいは代かき等々に利用がほとんどであります。したがって、排土板等というのは、やはり村でしっかりと補助していく必要があるなという思いはあるところでありますし、また除雪の考え方、住民の考え方であります。一昔前につきましてはうちの前の除雪は、これはみんなで出てかいた、除雪をしたとこのことであるというふうなことでありますし、学校の通学道路だとか保育園の周辺はPTAだとか保護者会で全て除雪をしていたということでもありますけれども、そういったことは困難な時代になってきたなというのをつくづく感じておるところでございます。この辺も、また今議会の中でも質問も出されております。いわゆる共助、この体制をどうつくっていくのか、これも大変難しい問題ではありますけれども、時代の変化とともにそういったことも変わってきておるといふことは、私自身も感じておるところでございます。

ただ、全てが村任せでいいのかという、このこともまたもう一度再検討していかなければならないというふうに思います。したがって先ほど申し上げましたように、費用が一番安くて済む補助率の引上げというこのことは、そうしていかなければならないというふうに思っております。村でリースで貸し出すという問題、小さな機械は全て貸し出しております。大きな機械を村で保有するということは、本当に至難な技でありますので、補助率の引上げを主にしながら考えていく必要があるというふうに思いますし、トラクターの中古という話も申し上げましたけれども、安価でそういう物があれば2台くらいは保有して、貸し出していくという方策も考えられるというふうには私自身は思っております。

そういう中で様々な角度から検討をしながら、除雪について体制を整えていく、このことは必要でありますので、そんな考えでおるといふことだけ申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 区長会でもほかにも意見が出まして、いずれまた議会からも総合的にまとめた中での、村に対する要望等がまとめて出ることだというふうに思いますが、その中でも区長会の方から、やはり個人のうちの今村長も答弁されましたが、自宅の前での雪かきだとかそういう部分については、ぜひ自分でも積極的にやってもらいたいということ

も訴えてほしいというような話もありました。それはそのとおりに思うように思いますが、何しろこのPTA、保護者の皆さんが雪をかくということもいわゆる親の就く職業の形態等で、2勤や3勤という形態の中でとても無理だというような状況もありますので、そのようなところについてはそれぞれまた十分な検討をして、新しい方策も考えていただきたいなというふうに思います。ぜひ検討をされる部分、機械の補充、そういうようなところについては積極的な検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番目の質問であります。とくし丸との連携ということでもあります。

今月号の12月号の村報にもとくし丸の特集がされております。お家の前で見て選んでお買物ということで移動スーパーとくし丸で、これについては村も運営する会社さんと、安心・安全なむらづくり資する協力に関する協定を締結ということでもあります。とてもすばらしい制度が始まったなど。私も、以前にも一般質問で、前例のケースを取り上げたことがありました。箕輪の業者さんが1,800万円ほどをかけて、少し大きいトラックを改造して地域を移動販売するというので、そのときにはこの地区の公民館の庭に販売者が来て、何十分かの販売時間を持ってやっているということですが、やはりそのときにはその同じ地区内の中でも、お年寄りが公民館まで行くこと自体が困難だと。そういう点でそのときには、もうちょっと買物に来る人がいるのかなと思ったんですが、何度か行くうちにもう誰もいない日もありましたし、一人、二人程度のことでありました。同時に郊外については、家族の皆さんが買ってくるから意外とそれまた売行きが悪いと。一番訴えられたのは住宅地ですね、住宅地にいるお年寄りの皆さんが買物ができないという、その辺については私も知らなかった部分がありました。

かつてはいろんな道の道沿いにいろんな小売店があって、皆さんは少し歩けばそこで買物ができるということだったんですが、今日郊外での大型店の進出によって住宅密集地、今ならば旧道と言われるようなところでは、住宅の密集地の中の人も買物が困難になってきているという実態がありました。そういう点では、今回のような軽自動車改造して家の軒先まで行って買物ができると、非常にまた時代に合った工夫がされて、すばらしい制度が始まったなというふうに思います。非常に多くの品目も扱っているということでもありますし、そこに積んでない部分については注文を承って、週に2回ということだそうですが、その次ときには注文を受けたものを届けてくれるということで、これは期待をして見守っていききたいなというふうに思っています。

私も、近くの方が利用者登録をしてやっているところを見に行っております。現在は、伊那から北のほうを中心に5台くらいの車が移動して販売をしていると。これを引き続き宮田、駒ヶ根のほうにも拡大をしたいというようなことを言っておられました。期待をするところでもありますけれども、その中で一番私が今回お聞きしたい部分については、このとくし丸の販売そのものがすばらしい有効でありますけれども、ここでいわゆる高齢者の見守りもという面でも非常に期待ができる部分であります、これは(1)、(2)とありますけれども、一緒でもいいですけれども、これから村としてのとくし丸との連携策ですね、例えば民生委員の皆さんとの関係プレーというのはできるのかどうか、利用者さんの中の登録について今後どのように広めていくという考えがあるのかどうか。実際に、例えば異変に気づいたようなときにはどんな関係プレー、例えば駐在者さんとか役場だとか、あと消防の関係だとかいろんな部分との連絡体制というのも考えるのかなというふうに思いますので、この辺のこ

ろの検討の策があればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

すみません、取りあえず（１）の関係で質問をいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） とくし丸の御質問であります。

このとくし丸につきましては御承知のことですけれども、総合小売業の株式会社ニシザワが行っている移動販売事業であります。10月29日から本村でも事業を開始したということでありまして、村内では、現在では80件の申込みがあったとお聞きをしております。こういったことを受けまして、10月6日に村とニシザワとの間で、南箕輪村の安心・安全なむらづくり資する協力に関する協定を締結いたしました。

協定内容といたしましては、移動販売事業の業務中に高齢者等の異変に気づいた場合には、村へ連絡をしていただくというものであります。この移動販売車というのは、週に2回登録されているお宅まで出向いて販売するというものでありますので、出向いたお宅での異変はもちろんであります。これは、本当に把握しやすいという利点があるわけでありまして。また、移動中にこの児童生徒の異変などに気づいた場合も、村へ連絡をしていただくことになっております。

連絡後の村の体制でありますけれども、平日は連絡先の地域づくり推進課から、また休日は日直から、担当課長等を通じて対応することとしております。この連絡網、連絡体制というのは取れているということでありまして。また、地区民生児童委員へも必要に応じて、健康福祉課から協力をお願いすることとなっております。

先ほども申し上げましたけれども、高齢者宅への訪問でありますので、高齢者の状況の把握が容易であるというその点は、本当に期待をしておるところでございます。高齢者や児童生徒の見守りというのは、様々な事業を通じて行っていく、重複してもいいわけでありまして、そういうことが本当に大事であります。より有効であるというふうに考えておりますので、村も様々な事業を通じて、こういった見守りに通じるよう努力をしまいたいなというふうに思っておるところでございます。

とくし丸の安心・安全の部分につきましては、以上でございます。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

2番（山崎 文直） 平日については地域づくり推進課、休日は日直等を通じての担当からの連絡ということで、この制度を有効に利用して、充実したものにぜひ今後とも取組をお願いをしたいなというふうに思います。

私が聞いた段階では（２）なんですけれども、南箕輪村で今のところ1台ということだったそうです。その後増えたかちゅうのは分かりませんが、そのときの運転手さんや担当者さんも、ぜひもっと登録者を登録してほしいと。登録者が増えれば、また台数を増大することが可能だというようなこともおっしゃってました。そういう点で、これからの増大については、村として何か支援するという策があるのかどうか、今後の増大に対してどのように取り組むか、この辺のところについても考えがありましたらお聞かせいただきたいなというふうに思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 現状は1台であります。利用者が増えれば増車というような質問であります。

申し上げましたとおり、とくし丸はニシザワが行っている移動販売事業であります。事業そのものに関しては、村が関わるものではないというふうに思っております。この事業内容につきましては、個人事業としての形態が一般的であるとのことでありますが、軽トラックの改造費用など初期投資が必要となりますので、なかなか手を挙げる個人事業者がいない中で、買物に困っている方の要望に応えるためニシザワが車を用意して、運転手も当初はニシザワの従業員として事業を開始をしているということでもあります。その後、事業主として独立をしていくという、こういうことのようにあります。売上げに置いた収入を得る、こういうことでもあります。

村は、この伊那市の西部地区をエリアとするくとくし丸につきまして、現在村内80件、伊那市50件の計130件の登録でスタートしております。事業を安定化させるためにはまだまだ登録者を増やしていかなければならない、そういうことのようにありますし、本当にそうだなというふうに思っておるところであります。上伊那地域では、村以外に辰野町、伊那市高遠・長谷地域、宮田村、箕輪町でとくし丸が運行しております。利用者も徐々に増えているようであります。その村以外の地域、地区でも1台で今運行をしているということでもあります。これ始まるとみんな見えて、利用者というのは増えてくるというこういうのが一般的なようでございます。したがって、まだまだ登録者が少ないというこういう状況でありますので、村内は当面は1台で十分だというふうに思っておるところであります。

村の協力体制でありますけれども、運行開始に当たりましては、村でもチラシの組での回覧や民生児童委員会を通じまして、高齢者の方々に事業を紹介してきたところがございます。さらに登録状況を見ながら周知を図っていく必要もあるというふうに思っております。私自身も、さらに台数増になるぐらい利用者の増加があれば、村としては本当にありがたいというふうに思いますし、逆の心配で言えば、1台が撤退することのないように利用者が増えていただければというふうに思っておるところでございます。そういったことを考えれば、村もPR等で支援をしていく、このことは常にやっていかなければならないというふうに思います。

この事業につきましては、村ももともと買物弱者の皆さんをどうしていったらいいだろうかなという悩みもあったところでもあります。村としても今後検討をしていかなければならないと考えておったときに、ニシザワのそういった事業がスタートしたということは、本当にありがたいなというふうに思っております。買物弱者につきましては、高齢者の足の確保とともに充実をしていかなければならないというふうに思っておりますし、福祉移送サービスの充実による買物弱者対策というのも考えられますし、このとくし丸による買物弱者対策というのも考えられます。そういったことで、買物弱者の柱として考えておるところでございます。

増車のときには支援をという、考えられないかという話でありますけれども、これはそういった状況になれば、またそのときの判断で十分検討をしていくということになるだろうかというふうに思います。この辺は増台になるくらい利用が進むように、現状では村も努力をしてそういった利用促進を図ってまいりたいというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） この新しい試みですが、現状としては良い方向に向かっているなというふうに考えています。こういう中で、一つは営業活動ですから村がすごく支援するという形ではないでありますけども、いわゆる高齢者の見守り、買物弱者の対策という部分について、今後また台数を増やすという部分についても、先ほどPRの支援の話もありましたので、ぜひその辺のPRについては、村としても積極的に応援していただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

3 番目の質問であります。村内の福祉施設との連携についてであります。

今回、新型感染症対策の関係で、村でも村内にあるいろんな福祉施設に交付金を支給をされました。改めて村内にもいろんな施設があるものだなというのを、私も感じたところがあります。その中で、大きな村の地区社協だとか北原にある施設だとか沢尻の大きな施設、そういう部分については施設的に大型になりますから、土地を求める部分でも郊外にならざるを得ない部分もあったかと思いますが、意外と住宅地の中にいろんな施設が、介護事業所等があるのが分かりました。

元は一般住宅を改造してお年寄りを介護したりする、そういう施設が幾つかあります。10以上の施設があるのではないかなというふうに思います。そういうところを幾つか見ると、高齢者の施設の中でも、例えば保育園の皆さんとの交流を図ったりとか、付近のお年寄り、施設を利用してない人たちとの交流等もされている施設が幾つかあるかなというふうに思います。それは基本的に共生という立場からも、これからの一つの形ではないかなと、かつての地域の生活の状態で行くと、お年寄りもいるし小さな子供もいるし、そういう皆さんがたまには一緒になって遊んだりだとかそういうことが、人間の生きていく上での生活の状態だったわけですけれども、近年はなかなかそういう状態が薄れてきているように思います。

基本的に私は、高齢者の介護施設等がやっぱり住宅の多くの皆さんが住んでいる中で、そういう施設が運営されていくということのほうでいろんな交流ができる、そういう意味では大事なことはないかなというふうに考えています。そういう点で、これからも中小の施設が住宅街等で運営されるということについてはいいことだというふうに思いますので、この辺についても行政側としても何らかの形で支援だとか見守っていく、そういうことも必要ではないかなというふうに思います。

保育園だとか学校ですね、この付近にはこの先に何々の保育園の入り口があるとか、横断歩道があるだとか、そういう表示板は幾つかあります。ただ、いろんなタイプがいっぱいありまして、以前の議会でも指摘されまして、何か統一するという方向があるかということもありましたけれども、これも大事かなというふうに思います。そういう点で交通安全のことも考えて、この近くに福祉施設があるというような表示というのも、これから大事になるのではないかなということを思いましたので、この質問をするところでもあります。こういうところにいろんな表示をするという部分について、例えば補助制度とかそういうことも考えられるのかどうか、この辺について村側としての考えをお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 福祉施設と村内施設との連携の質問であります。

共生の社会の実現という部分、これは本当に追い求めていかなければならないというふうに思っております。そういった中では、議員御指摘のように住宅地の中で小規模な施設ができるという、あるということ、このことは本当に重要なことかなというふうに思っておりますと同時に、そういった施設との交流、住民との交流、このことは本当に大切なことであるというふうには考えておるところでございます。

村の公共施設につきましては、学校や保育園等につきましては看板が設置されておりますし、分かりづらいなど過去に指摘のあったものについては、その都度適切に設置されているのではないかな、設置をし直したりとそういうこともやっております。

福祉施設の場所につきましては、高齢者向けの施設は冊子で高齢者福祉サービス制度の中に地図を載せるなど、必要な方の案内は個別にはできておるところでございます。しかし、住民との交流というのは本当に大切なことでありますので、そういった観点からすれば必要であるというふうに思っておりますけれども、ただ防犯上の部分、あるいは現在は感染症の心配ということもあるわけでありますので、施設にも施設のいろんな考え方があってはならないかなというふうに思っております。そういったことを考えますと、事業所の連絡会というのがありますので、機会を見てそういった声をお聞きをしながら、必要があればこういった中で必要性が感じられれば検討はしていくということになろうかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、高齢化社会の中ではこういった福祉関係の施設というのはまだまだ必要であります。そういった中で、そういった施設を充実をさせながら共に生きていく、共生の社会を実現していくこと、これは理想でありますので、それに向けて村も努力をしていかなければならないというふうに思っております。

施設的な補助につきましては、それぞれ補助制度というのがあるわけでありまして、つい最近では、放課後のデイサービス等にも補助金を交付した事例もあるわけでありまして、そういったことにつきましては、積極的に関わってまいりたいというふうに思っておりますので、こういった看板等々の問題につきましては防犯関係だとかいろんな面もありますので、連絡会の御意見をお聞きしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

2番（山崎 文直） いろんな介護施設ができて運営されております。そこを利用する皆さんは、そこに行って一日だけを暮らすっちゅうことじゃなくて、そこも自分が生きていく一つの生活の場所だと、そういう意味で、これからも外に出て交流するとかいう部分についても必要かなというふうに思います。そういう点で、行政側としてのこれからも連絡会を通じての意見を聞いていただいて、率直な意見等がありましたらぜひ生かしていただいて取り組んでいただきたいなというふうに思います。ぜひ、これからも若い南箕輪でありますけれども確実に高齢者は増えているわけでありますので、若いも若きも同じように充実した人生が送れるような取組をよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

議長（丸山 豊） これで、2番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから9時55分まで10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時55分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号9番、三澤澄子議員。

9 番（三澤 澄子） 議席番号9番、三澤澄子でございます。

あらかじめ通告いたしました3項目について質問をさせていただきますが、その前に、今限りで唐木村長が退任されるという表明をされました。私の30年の議会活動の半分以上は唐木村政とのお付き合いでございまして、様々な思いを共有してきたところでございすけれども、一番最後の唐木村政に対する思いは3月議会に回しまして、今議会はこのパンデミックが起こっているコロナ禍の世界の中でのどうするのかという大事な局面でございすので、後の人に回すということなく、しっかりとそここのところの方向性は示していただくということをお願いしたいというふうに思います。

最初に新型コロナウイルス第3波の中で、課題と支援強化についてお聞きします。

11月19日に二人の村内在住の感染が発表され、12月3日までに10人の感染者が確認されました。全国的にも毎日最高人数の感染と、重症者の数も増え続けています。私が3月にかかりつけ医の先生にお聞きしたところ、一年か一年半は収束までにかかると言われて、まさかと思ったことが現実になっております。

上伊那広域圏では県のレベルで警報3になった中で、11月19日の第3波の始まりから、県の発表でも村の発表でも同じということですが、感染経路が不明ということと個人の感染予防の徹底、医療従事者、感染者への差別や偏見のないよう冷静な行動をとという呼びかけが続いておりました。

村だけでなく、伊那市を中心に上伊那全域に毎日感染者の数が増え続け、村の公共施設の使用も検温・消毒・参加名簿の確認などが強められ、大芝の湯の利用者もこの間、私も何回か心配で行っておりますけれども、再度減少してきております。特に食事を取る人はほとんどなくなっています。感染経路が分からず注意喚起だけが続いて不安が広がり、様々な行動を自粛せざるを得ないことになっています。

不安を解消し感染を抑えるためには、まず第一にPCR検査についてどうなっているかということをお聞きします。11月17日から上伊那地域の発熱時の受診の方法が変更になり、発熱・咳・のどの痛み・息苦しさ等があった場合には、まずはかかりつけ医か近くの医療機関に電話で相談するとなりました。中央病院は紹介状がないと受診できないとなっています。保健所の体制も含め、PCR検査をスムーズにつなげているかをお聞きします。

この間、公衆衛生の要である保健所が全国では850か所が469か所に半減、県内では17か所が10か所に統廃合され、機能の低下、人員不足が指摘されているところであります。PCR検査が十分に行われているかをお聞きします。

また、病床占有率と書きましても、使用率というふうに今言われております。それが今どうなっているかをお聞きします。12月2日時点で長野県の使用率は28.3%で、政府の感染症対策分科会がステージ3、感染急増の指標の一つとする使用率25%以上になった18都道府県に入っている状況だと報道されています。上伊那の病床使用率はどのようになっているかをお聞きします。

また、発生者のいる店舗・施設に限らず地域全体に幅広く検査する中で、医療への負担を下げることが求められています。県内でも病院や介護事業所でのクラスター、クラスター

一と言うのか集団感染というのか分かりませんが、発生しています。北海道や大阪、東京を中心とした首都圏では、もう医療崩壊寸前と言われている状況が続いております。

一方、医療・介護の職場で働く皆さんは、私も親族に医療の関係がいますけれども、子供たちや家族も含めて私的活動が厳しく制限され、その状態が10か月も続いております。まだ先の見えない状況の中で、本当にぎりぎりの状態で働いていただいているというのが現状であります。

地域での安心を確保するためには、医療機関や高齢者施設などへの国と自治体の責任で行うPCR検査、これ社会的検査といいますけれども、社会的検査と今回発生している飲食店を中心とした地域への地域集中的検査が必要ではないかと思っております。高齢者施設等の社会的な検査は自治体で広がりつつあり、命を守る重要な取組となっております。近隣と協力して村からも働きかけていく必要があると思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

また、この間の情報についてどこで発生しているか、感染経路が不明の状況が毎日続いていました。その中で、村長メッセージが村報の中に挟み込まれて配布されました。これは、11月29日付となっておりますが、このことで今回の感染増は飲食関係だと分かったというふうに思います。村が一致団結してこの状況を食い止めるよう発信したことは、一人一人しっかりと受け止めようという機運になりました。

ただし、この情報をもっと早く分かりやすく届けていただく方法はないかということをおもうところであります。県内の情報発信を見ると、長野市などは保健所で毎日の情報を発表しています。情報発信は県の責任であって村では把握できないと言われておりますけれども、伊那保健所では長野市のような記者会見の形は取っていません。新聞報道で知るだけです。身近なところで目に見える情報開示を、また検査の方法や感染状況、医療の状況等を各地域保健所対応で求めるべきだというふうに思います。その点についてお願いをいたします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9番、三澤議員の御質問にお答えをいたします。

コロナ第3波の中での課題と支給で、様々な御質問をいただいております。

県内の発生状況、村内の発生状況等々につきましては、今三澤議員が申されたとおりであります。村内は11月19日、11月に入りまして10人の感染者が発生しております。これは、人口規模からすると大変多い状況で心配をしておるところでありますし、こういったことを受けまして、村も対策本部を常に開催をしてその対策を強化をしておるところであります。

そういった中で幾つかの質問をいただきました。御承知のようにPCR検査、病床確保の関係等は県で実施しております。村では、県の発表する情報以外は分からないというのが実態であります。その辺は何か聞かれても分からないという部分でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。県の発表でいきますと、12月3日現在の県内の入院等は121人、病床数が350ということですので、使用率28.3%というふうに申されておりましたけれどもそういった状況でありますし、PCR検査等の陽性率というのもこちらで計算すると大体6%強くらいかなというふうに思っております。

伊那保健所管内はどうかといいますと、11月1日から12月1日のPCR検査数は742人というふうにお聞きをしております。このうちの新規陽性者数は40人、相談件数は532件となっているようであります。この辺は詳細については、県のホームページにオープンデータと

して掲載をされておりますので参考にしていただければと思います。発生状況に応じて検査数は増えており、県もさらに検査体制を充実していくという考え方でおります。検査数だけは増やしていきたいという、こういうことで話をお聞きをしておるところでございます。

感染経路の問題でありますけれども、これは本当に公表がないということで難しい問題であります。役場へも電話で、どこの地域で発生したのかとかそういう問合せもあり、お叱りもいただくところでもありますけれども、村でも県発表以外の状況は把握できないということでお答えをしておるところでありますし、そんなことはないじゃないかというようなお叱りもいただくところでもありますけれども、本当に県以外の情報という部分は持ち合わせていないというのが実態であります。

その中で、上伊那の病床占有率という話が出ましたけれども、何人が入院していて病床数がどのくらいあるかということ、これも全く行政側と我々には分かりません。したがって、その点は分からないということで御理解をいただきたいなというふうに思っておるところでございます。

発熱外来の部分が変更になりました。11月17日からかかりつけ医にまず電話をしてということであります。幾つかの病院がかなりの数になっておると思いますが、そこでも検査は実施できます。ただ、そのもう一つ問題がありまして、どこの病院でできるのかということが全く公表されておられません。したがって、そのことも分からないという状況でございます。その点もぜひ御理解もお願いをしたいなということでもあります。私もメッセージの中で飲食関係ではないかという、これもないかということでもあります。確たるものはありませんけれども、伊那市の入舟から伊那北にかけての県と伊那市で合同でお願いをしていたというこのことを見れば、そうではないかなということでもあります。

そういったことの中で、本村の発生はほぼ感染経路が把握できておるという、こういうことで思っておるところであります。上伊那地域でのクラスターというのは、発生はありません。こういったいろんな状況を受けまして、私も県の町村会の役員でありますので、知事との電話会議というのを何回か行っております。その中で私自身が申し上げたのは、今入院がいっぱいになったようなとき、仮に本当に無症状の方やあるいは軽い方につきましては、ほかのところ療養していただく、ホテル等の借上げもあるわけであります。長野県は今、一か所東信地域で開設しております。もう一か所は中信地域でという話もあります。そういった中で南信地域もかなり発生が多いので、ぜひこれは早急に整えていただきたいというお願いはいたしました。そういった状況もあるところでもあります。

そして同時にもう一つ、発表の仕方という点で御指摘がありましたけれども、本当に市町村だけでは分からないじゃないかとかこういう話もさせていただきました。感染が多く出たところにつきましては、どのくらいのどこの地域くらいは発表していただかないと、感染予防の面からいっても、対策がなかなか打てないという話もさせていただいたところでもありますけれども、それも全く拒否をされました。思い返せば市町村名が発表になった最初は、それさえも伊那保健所管内という発表でありましたけれども、その後のテレビ会議あるいは知事との直接的なそういったやり取りの要望の中で、私は市町村名を発表していただきたいというこういうお願いをしたところでもあります。そういったことの中でその後、間もなくなりましたので、ある町長から南箕輪がよっこなことを言うもんで、大変ないつも思いをしているというお叱りもいただいたところでもあります。自分のところが市町村名の発表第1号にな

って、南箕輪がよっこなことを言ったせいだというお叱りもいただきましたけれども、それは笑い話ではございますけれども、私はそういうことは必要だというふうに思っておりますので、常に申し上げておるところでございます。

ただ、いかんせんこの情報というのが乏しいということ、このことは事実でありますし、発表できないというこの苦しさもあるところでありますので、そういったことは御理解をいただきたいなというふうに思っておるところでありますし、検査数の増は確実に県としてはやっていくということ、それから簡易宿泊の確保ということも増やしていきたいということは、お願いをしたところであります。

ただ、県の状況におきましても、地域によってかなり温度差はあります。私はどちらかというところ感染予防を重視をしてもらいたいという立場でありますけれども、観光地を抱える市町村長の皆さんは、感染予防も大事だけれども人を呼び込んでもらいたいと、こういうことで全く意見が分かれておるところであります。県もそういった中では難しい問題であるというふうに思っておるところであります。

ただ今の状況を見ますと、国は経済重視であります。そういったことを考えますと、こういったたちごっこがまだ続くのではないかなというふうに思っておりますし、このいわゆる感染予防と経済活動の両立というのは、本当に難しいなということを感じておるところであります。いろんな場で話をさせていただいておりますけれども、人の移動、これが収まらないと感染は収まってこないのではないかなという心配もあるところであります。何とも感染予防の最先端に立っております、市町村とすればやるせない気持ちもあるということはそのようなことで申し上げておきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 病床占有率であります。報道によれば上伊那圏域で61人の感染者、増えて62人かなの感染者が出ている中で、現在入院している人が20人というような報道がありました。20人というのかなりの数になるというふうに思うので、実際この地域で感染症対応の病床ということになると、中央病院だけというふうに認識しておりますけれども、その影響がほかの外来診療とか入院とかに影響されては困るなという思いがあって、今もなかなか救急車がすぐに中央病院に行けないというような状況もあるというふうに聞いております。その辺がどのようになっているのか、これは県だけの把握でなくて、やっぱりしっかりとその辺の状況は市町村へも住民の皆さんへも伝えていただきたいことだというふうに思いますので、しっかりと対応はしていただきたいと思っておりますし、あとはこの感染症の上伊那広域の中で発表されるものでありますので、特に伊那市との関係は今回の発生状況を見るとかなり重要だというふうに思います。なので、伊那市と協力しながら近隣の市町村と協力しながらやっぱりこの地域で感染予防、これ以上でないための対策ということで行くと、何よりも検査が大事というふうに言われています。なので、一番心配になるのは高齢化や介護の中心となる施設と、それから地域全体、その発生した地域をある程度カバーするというか、後を追うというような施策が必要だと思いますので、その大きな方向性はやっぱり検査ということで、広域でやっぱりしっかりと論議していただきたいことだというふうに思います。

そんなところでちょっと次に進ませていただきますが、今出ましたように、今ワクチンや決定的な治療薬の確立がされていない中で、封じ込める具体的な方法はないというふうに村

長も今言われました。しかしながら、今国ではG o T oキャンペーン、経済最優先で命と暮らしを守ることに逆行している施策をやり続けているわけでありまして、やはりこの点は、最初の方針どおり収まったときに経済を再建していくという方向でやっていただかないと、本当にこのまま年越ししていくのか、まだ増え続けていくのかということが心配されているところでもあります。

その中でコロナ倒産、リストラなど失業された人たちが増えてきたというふう聞いております。再雇用の求人倍率は0.8となっております。再就職は難しいということもお聞きしました。生活再建のための納税猶予等、相談支援の体制はきちんとできているかをお聞きいたします。また、休業を余儀なくされた場合の雇用調整助成金、持続化給付金というのが企業のほうに出されるものでありますけれども、それから家賃支援給付金等の制度がありました。それがきちんと利用されているか、状況を把握しているかをお聞きします。

また、12月の期限が過ぎても延長されているもの、雇用調整助成金などありますので続けるの支援が求められておりますが、相談体制は村でできるのかどうかをお聞きします。

また、学生のアルバイトや雇用弱者と呼ばれる派遣労働や女性の雇い止めが進んでおります。報道では女性の自殺が増えているという報道もあり、生活困窮に追い込まれないための支援をぜひお願いしたい、生活保護の受給状況をお聞きし、生活保護は憲法で規定された権利として速やかな申請の支援をお願いしたいと思います。その点についてお聞きします。取りあえず、そこまでお聞きします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） このコロナの状況の中で、様々な今御質問をいただきました。G o T oキャンペーンの質問もありました。この点につきましては、私の考え方は先ほど申し上げたとおりであります。やはり人の動きを止めない限りは難しいという、このことは実感をしておるところでございます。

まず、徴収猶予の関係の質問がありました。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして1か月以上は20%減少した事業者、個人につきましては、徴収猶予というのは一年間認められておるところであります。延滞金なしで猶予ができるということでもあります。この状況を申し上げます。

村では6月以降、11月末までに31件1,100万円ほどの申請で許可をしてあります。内訳といたしましては、個人住民税が16件の158万円、法人住民税が5件の317万円、固定資産税が5件で582万円、軽自動車税が1件で6,000円、国民健康保険税が4件で58万円となっております。制度につきましては、これは国の広報や村のホームページ等でもお知らせをしております。納税者からの申請ということになっておりますので、窓口の相談には柔軟に対応をしておるということでもあります。これは、柔軟に対応して現在でも1,000万円を超える猶予をしておるということでもあります。

また、雇用調整助成金は持続化交付金の分も若干申し上げておきたいと思っております。持続化給付金につきましては、11月30日まで383万件のようでありまして、約5兆円という状況。そのあとかなり増えておるということでありまして、予想される分につきましては410万件、さらには3,140億円を追加措置というふうになっております。これは、県別の集計等々はお聞きませんので、分からないということでもあります。雇用調整助成金につきましては、こ

それは担当課のほうからちょっとお答えをさせていただきたいというふうに思います。

あと、次の質問になろうかというふうに思いますので、生活保護の話もありました。本庁の特徴的なことだけ申し上げておきます。生活福祉資金、社協でやっている部分であります。これが11月末現在の申請件数が121件、貸付額が3,853万円となっております。これは、かなり多い額であります。ほかの他市町村と比べてかなり多い額となっております。この辺は柔軟に対応しておる、また広報の成果だというふうに私自身は思っておるところであります。

そのほかのマイサポでも、アパート等の家賃相当分を支給する住宅確保給付金、あるいは就労支援事業だとか食糧品支援等を行っておるところであります。この辺は柔軟に対応しておりますし、生活保護の話が出ました。11月末時点で1件の申請がありました。これは、できるだけ早くということであります。14日以内に決定することを原則として、伊那保健福祉事務所で速やかに処理を行っていただいておりますというふうに思っております。

そういったことで、コロナ関係につきましてはできるだけ柔軟に対応しておりますので、そんな点は御理解もいただきたいというふうに思います。

取りあえずそこまでお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤 平治） ただいまの報告の中で、雇用調整助成金についてです。

これは、当初12月末までということでありましたけれども、2月まで延長するという情報が入っております。また、持続化給付金については、延長の情報等はなく1月15日までの申請ということで今、承知しております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

今、社協の福祉資金121件ということをお聞きしまして、これは本当に大変な数だなと、なかった数字だというふうに思います。ただ、やっぱり社協のほうではコロナ対策をしながらもきちんと対応をさせていただいていることは承知しておりますし、これが本当に必要な人が今1件生活保護の申請があっただけで対応をしているということでもありますけれども、こういうところの本当に追い詰められた状況につながらないための総合的な支援を、ぜひ引き続きお願いしたいというふうに思います。

あと、今の2のところの最後のところで、国保の問題であります。国保はコロナ禍により、主たる生計維持者の収入が3割以上減った世帯について減免の制度が導入されております。その運用については、自治体の裁量がかなり認められているということでありまして、そこら辺ではしっかりと対応をさせていただけるものというふうに思っておりますが、あと、加入者の方が感染した場合の休業の場合は、傷病手当が出るようになっております。対象者への支給を速やかにしていただくということも、合わせてお願いをしたいと思います。

今、全体として命と暮らしを守るために何が必要か、県はこの2週間が正念場というふうに位置づけて知事が発表されております。直近の感染者数が人口10万人当たり5.0人の目安を上回ったとして、会食での長時間飲食や対象となる都道府県への訪問は控えるよう呼びかけております。こういうことは、やっぱりしっかりと私たちも受け止めて、これ以上本当に出さない、何とか止めたいという思いはみんな一緒だと思いますので、その辺はしっかりと

対応をしていただきたいというふうに思います。国保の件についてお聞きいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 求職者の話も若干出ました。上伊那は製造業が多いということで、本当に厳しい状況であります。たしか0.83だと思いましたが、11月が。ほかのところは1台へ回復しております。上伊那が一番悪いというこういう状況となっております。何とかこの辺が持ち直していただければというふうに思っておりますし、感染はやはり会食が一番多いのではないかなというふうに思っております。会食の仕方も考えなければならぬということ、こういったこと飲食店等、今月私を含めまして飲食店全てを回る予定でおります。いわゆるマニュアルの遵守をお願いをしたいと、こういうことで計画をしておるところであります。

対象となる県等への移動ということ、県も控えていただきたい、あるいは慎重を期していただきたいということをおっしゃるけれども、これもちょっと矛盾があるなというのを私は思っております。慎重に対応しろと言いつつ、そういったところからどんどん来てくれて言っているわけでありますので、こんな矛盾もないなという、辞めるとなると何でも言えますんと言わせていただきますけど、本当に矛盾だなというふうに思っております。

国保の問題であります。国民健康保険税の減免でありますけれども、感染症の影響で事業収入が3割以上減少した被保険者に対しまして減額する制度でありまして、これまでに14世帯260万円ほど減免をさせていただきました。きちんと対応しておりますので、その点はそんな御理解をお願いをしたいと思っております。これも全て本人申請によるものでありますので、申請漏れがないようにと、できるだけ申請していただけるようにという、こういう周知もしっかりとやっていかなければならないというふうに思っております。これは、全額国費で補填されるということでもあります。

傷病手当の問題も出されました。これは6月議会で議決をいただきました傷病手当でありますけれども、国民健康保険、後期高齢者の加入者とも現在のところ申請された方はいないということでもあります。ただ、事業主にもという動きが出てきております。これは検討した経過もありますけれども、今のところ従業員も出てきておりませんので、そのときにまた考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

コロナ対応については、やはり村長がしっかりと訴えております。南箕輪が一致団結してこの状況を食い止められるようということで、本当に上伊那広域等も連携しながら引き続きしっかりとした対策をお願いして、次に移らせていただきます。

第8期介護事業計画改訂についてであります。

コロナ禍で疲弊する介護現場では、利用理解による減少、人手不足等で過去最多の倒産、廃業となっています。一方、9月定例会で取り上げたコロナ対策を理由にした報酬単位変更で利用者にも負担を転嫁し、介護現場に混乱も生じています。介護保険は今年で導入20年目となりました。介護の社会化を柱に所得に応じた保険料を負担すれば、全ての人に平等に給

付を行うのが大前提でありましたけれども、この間の社会保障削減路線の下で、給付抑制路線が続き使用自治体の市町の9割が今後10年、現行の制度を維持することが難しいと答えています。理由として、人材や事業者の不足、保険料の上昇等が上げられています。次期改定計画が今策定される場所でもありますけれども、介護サービス保険料はどうか心配されております。第1期から第7期で保険料が2,040円から5,230円、月の基準額でありますけれども2.56倍になっています。このまま今の状態が続くと、介護保険は本当に崩壊する、それこそ崩壊という状況が心配されています。

資料1で見ていただきます。つけてあります。

これは、介護保険計画の中で出された第8期の計画の基本的な考え方です。2025年問題と言われて、団塊の世代が75歳以上になる年が制度の限界と言われていた年を超えて、2040年まで見据えたサービス基盤、人的基盤の整備を求めています。人口推計から見た南箕輪の介護事業をどう設定しているかをお聞きいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 時間が迫ってきておりますので、端的に申し上げます。

高齢化社会がこれからまだまだ続くという、こういうことであります。第8期介護事業計画を今つくっておるところであります。そういった中で、介護保険料サービス総合給付費、この7期の3年間の給付に対しまして13.8%、年平均にしますと4.6%の伸びを見込んでおるところであります。第8期、これで収まってくればというふうに思っておるところでありますし、同時に介護保険料につきましても、これはあくまで現段階ということでお聞きをお願いしたいと思いますけれども、据置きにしていきたいという、これは私自身の考え方でございます。何とかいけるのではないかなという、こういうふうには思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 2として、地域行政社会の実現というのがいろんな場面での大きな設定になるわけでありまして。その実現に向けた考え方、取組をどのように考えているかをお聞きをいたします。ちょっと続けて3番のほうにもちょっと移らせていただきます。

8期計画でも、地域包括ケアシステムが中心になっております。団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで住み続けることができるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築へということでもあります。

先日、生涯学習推進実践の講座で都立大学の杉野先生から、共生社会の実現の講演をお聞きしました。村民アンケートの分析から、村の課題の一番が在宅医療、在宅サービスのインフラ整備の必要性の難しさを上げられておりました。共生社会の実現のキーワードに障がいのある人の自立生活支援を通じて、在宅医療介護の整備を求めています。開業医を増やし、訪問看護の必要性があるというふうに思います。村づくり委員会でも、いみじく同じことを特記させていただいたところでもありますけれども、決定的な遅れを指摘された医療分野の充実に、民間任せじゃなく村が主体的に方向性を示し進めるべきと考えます。例えば、村で土地を確保して医療ゾーン構想を示してはどうでしょうか。

資料3をちょっと見ていただきたいと思います。第8期計画には、今年伊那市と箕輪町で

整備されている看護小規模多機能居宅介護事業所を、村として設置してはどうでしょうかという提案です。村には今、看護のつかない地域密着型の小規模多機能は、ふれあいの中にか所しかありません。そういうことの中で、地域で安心して暮らせる包括ケアの医療・看護が必要ということで、この看多機というのはその部分が可能になります。地域の開業医と連携して看護も含めたケアができるということでもあります。そのためには、庁内にある地域包括支援センターのマンパワーや専門職の増員も必要となります。その以上の2点をちょっと続けてでありますけれども、お願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

2番、3番、唐木村長。

村長（唐木 一直） 地域共生社会実現に向けた考え方であります。これは、高齢者に限らず障がい者や生活困窮者、あるいは子供等にまで支援を広げたあらゆる住民とのつながり、こういうことをしていかなければ、目指していかなければならないという基本的な考えは持っておるところであります。それに向けて各地区を巡回しながら、懇談会とかそういったことを行っておるところであります。これは、社協と合同であります。

また、地区社協の活動を始めとした住民有志の方々の行うサロンや子育てサークル、子ども食堂などの取組も行われておりますし、地域の困りごと解決に一役買っており、大変このことはありがたいというふうに思っております。そういった皆さんのお声も聞きながら、さらにこの制度が充実するようになっていかなければというふうに思っております。ただ、これは本当にすぐというわけにはまいりません。徐々に一步一步していかなければならないというふうに思っておるところでございます。

それから、医療との関係の話が出されました。御指摘のとおり本村の場合は、看護小規模多機能施設というのはないわけでありますと同時に、医師数が上伊那地域全体が少ない、それに加えて本村の場合は、開業医が本当に少ないというこの状況があるわけであります。このことは前々から申し上げておるとおりであります。これを解決していかないと、なかなか前に進んでいかなないのかなというふうに思っておるところであります。

医療機関誘致、このことは積極的にやっていかなければならない、そのための補助制度、これをつくっていかなければならないということで検討を始めておるところでございます。そういうことで、これは本当に早急の課題であるというふうに思っております。看護だけではなくて、本村の健診や園医や校医を担っていただく医者もなかなか厳しいという状況であります。健診医や校医等につきましては、箕輪町の小児科医開設をされた先生もお願いできることになりました。これもありがたいなというふうに思っておるところでございます。今こういったこと、土地をあっせんするとか、あるいは補助制度をつくるとか産婦人科等々でつくっているところもあるわけでありますし、隣の箕輪町でも小児科の部分でそういった制度を設けております。これも参考にして今、検討しておるところであります。

それから、医療ゾーンの構想をということでもありますけれども、これは本村の場合はコンパクトにまとまっておりますので、本当にこんなにコンパクトな村はないわけでありますので、ゾーンを限定してということは考えておりません。

それから、看護小規模多機能の問題でありますけれども、本村の場合には今御指摘がありましたように、いわゆる地域密着型の小規模多機能が1か所あるわけであります。そこも必ずしも満所になっていないという状況もありますので、この看護小規模多機能これも設置す

るということは非常に至難の業だなというふうに思っております。私自身も、この小規模多機能型の居宅事業所が満床でないという状況でありますので、この施設で看護小規模多機能を担っていただければという思いもありますけれども、ちょっと難しいのかなという面もありますので、その辺はもうしばらくちょっと時間を頂かないとこれは難しい問題であるということでもあります。ただ、いずれにいたしましても、これは避けてはとおれない問題でありますので、積極的に前に進めて行かなければならない問題であります。任期中、努力はさせていただきます。先の村政、これも関わってくる問題でありますけれども、努力をしながら引継ぎはさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 4番として、医療、介護関係者連携会議を充実させてほしいということでもあります。先ほどの山崎議員のほうからもそういう話がありました。課題が今こそやっぱり共有することが大事かと思えます。共生社会の理念を先ほど村長が言われたように、いろんな場面で構築していくということは大事でありますけど、村が中心にしてもらいたいと思えます。教育の村という子供を中心にした村づくりもありますけれども、その二つの柱がやはり村においては必要かなと。共生社会と教育の村ということで、大きな観点でしっかりと進めていただきたいというふうに思えます。その点について、ちょっとお答えをお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） これは大きな柱にということでもあります。それは当然そういうふうになってくる、していかなければならないというふうに思っておりますし、たまたま今年度でありますけれども、医療・介護の関係者の連携会議を開催する予定であります。その中で、関係機関から現状の課題について意見を出していただき、連携を強化していく、こういうことを考えておりますので、その中でまた様々な御意見を頂けるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

本当に介護保険見直しのときに、大きな転換期だというふうに今思っております、20年を超えて。今国ではいろんなことを言っておりますけれども、いずれにしても給付を抑えて予算総額を抑えていくというのが大きな流れの中にありますので、それを全ての多くのところは、自治体や行政のほうに丸投げという形の施策が進められているというふうに思えますので、自治体の果たす役割はとて大きいというふうに思えます。しっかりとやはりその方向性を、村としてどうするのかということを決めることが大事なことだというふうに思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それでは、3の各種検診、特定健診、循環器検診についてをお聞きします。

この間、いろんな決算議会でもそうでありましたし、村づくり委員会でも出されたところでもありますけれども、検診、やはり病気の早期発見、早期治療に健診で助かった声も聞いております。毎年体の状況を意識することで健康寿命を延ばし、医療費の削減にも効果があると言われておりますが、この間の検診の受診率はなかなか上がってこないということが課題

となっております。その点で、今年度は特にこういう状況でありましたので、検診の状況はどのようになっているかをお聞きしたいと思います。

受診率向上のために、医療機関での受診推進やみなし検診を把握する取組、そのことを強化することで健診率の受診上昇につながるのではないかというふうに思います。それと、やっぱり受診率向上のために特定健診の自己負担でありますけれども、他市町村並みに軽減をして受診率の向上を上げることが大事かと思いますが、他市町村の様子も含めて本年度の受診率も含めてお聞きしていきたいと思います。お願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 健診関係で幾つか御質問をいただきました。今年度は新型コロナウイルスの感染拡大で中止というか延期をせざるを得ない、他の市町村では中止をしたという自治体もあるわけでありましてけれども、本村の場合は予約制を取ったり会場を変更したりして、何とか実施ができたということでありまして。この辺は、職員の工夫の中で実施をさせていただきました。ただ、こういう状況でありますので人数はかなり減っております。胃検診は100人の減、大腸検診につきましては196人の減、特定循環器検診については248人の減となっております。こういったことは、今の状況下ではやむを得ないというふうに思っております。

それから、みなし検診の話が出ました。このみなし検診は実施しております。これは本当に私は大事なことかなというふうに思っております。実施しておりますので、そんなことで御理解をお願いいたします。

特定健診の話であります。本村の場合は、追加項目として心電図検査とか眼底検査もっております。基本項目のほかにこういったこともやっておるところでありますし、そういったこともありまして1,000円を受診者に負担をしていただいております。ただし、住民税非課税世帯これは取っておりません。後日還付しておりますので、5歳ごとの節目の方は無料で受診をできるようにしておりますので、私自身はこの1,000円というのは決して高いという額ではないんじゃないか、そういった追加項目もありますので相応の額ではないかというふうに思っております。

時間がありませんので、この辺でちょっと反問権を使おうと思ったけれど時間がないのでよときます。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員、時間がきていますのでまとめてください。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございました。

本村の特定健診は追加検査も入っているということで、1,000円は高くないというお答えはいただきました。全体の中で、今半額の500円にしてやっているところも何箇所か今出てきています。やはりきちっと健診を受けることで、要するに医療費の抑制、それから健康寿命を延ばすということではとても効果がありますし、村の検診で病気が発見されて早い治療につながったということを私の家族も含めてでありますけれども、とても大事なことだというふうに思いますので、今年度は残念ながら大きく減少してしまいましたけれども、また来年度からしっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。

今みなし検診の話がありました。多くの高齢者は、高齢者だけではないですけれども、一

定の間隔でお医者さんにかかっている人がかなりいます。そういう人がきちんとみなし検診として登録されれば、かなり数は上がるんじゃないかということと、あと医療機関でいつでも好きなときに行けるというのはとても大事なことであります。各医療機関でもそれも推進しておりますので、手続きが簡単にできるようにやっぱり現場でしっかりと取り組んでいただければ、さらに進むのではないかというふうに思います。本当に健康寿命を延ばして、みんなが本当に健康で長生きできる村づくりのために、また努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わりにします。

議 長（丸山 豊） これで、9番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時05分

議 長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号3番、原源次議員。

3 番（原 源次） 議席番号3番、原源次です。

あらかじめ通告しました2点について、質問いたします。

まだ任期はあるわけですが、村長さんには4期16年にわたって公約の達成度、状況等をお聞きしたいと思います。

子育て日本一を目指してとキャッチフレーズで初当選をし、またちょうど村が自立の道を選択した直後の選挙で当選し、間もなく4期目が終わろうとしています。村内外からもいろいろと高い評価をされております。また、若い子育て世帯が村に移住し、若い人口も増加しています。県内はもとより全国的に人口減少期に入っております。人口増加率、出生率とも上位にランクされ、若い村と呼ばれています。当初のキャッチフレーズどおり子育て日本一の政策が、結果的には他市町村に先駆けて掲げたことがよかったかなと思います。そこで、子育て日本一を掲げた公約の達成度をどのように捉えているかお聞きしたい。また、ほかにあげた特に公約実現のために奮闘された事柄も合わせてお聞きしたいです。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、原源次議員の御質問にお答えをいたします。

子育て日本一を掲げたがその達成度は、そのほかの公約はどうかという御質問であります。一番感じるのは、この時のたつ速さであります。はや4期16年もあと4か月となってまいりました。この間、選挙のたびに様々な公約を掲げさせていただきまして、不十分な面は多々あるかと思いますが、村政運営の根幹として常に村のため、村民のための村政運営を心がけてきたつもりでございますし、私自身は行政とは何のためにあるんだ、誰のためにあるんだ、行政の存在意義ということ常々心に問いかけながら村政運営をさせていただきました。

率直な実感といたしましては、村政というのは本当に幅が広いなということとあります。そして、何をやるにも賛否両論があり、その判断というのは本当に難しいということを実感をしたところでありますと同時に、また数多くの要望を頂きました。これもあれもとの要望がかなりありました。そのためには財源確保が必要であり、その財源の乏しさというのを本村は恵まれた村であると言われておりますけれども、財源の乏しさというのを実感をしたと

ころでございます。

給食センターの問題を、議会でも提起をさせていただきました。この問題につきましては、今議会で一般質問で出ております。その中で申し上げたいなというふうに思っておりますけれども、この建設後の村の財政力を考えれば、今後は本当はかなり厳しい財政運営になってくるなというのを思っておるところであります。福祉関係を含めて、事業を選択をしなければならない時期が近いうちに来るのではないかなという思いもあるところでもあります。

さて、本論でありますけれども、一期目の選挙に臨むメイン公約を、当時としてはこれは本当に垂流でありました。子育てとさせていただきます。当時の状況を考えますと、まだまだ日本は人口が増加する時代でありました。しかし、その中におきましても出生数の減少が顕著になってきており、人口減少時代の到来というのはこれはもう明らかでありました。折しも本村は自立を決定した後の選挙であります。持続可能な村づくりのためには、人口の維持はこれは欠かせない最大の要因であるというふうに思ったところでもありますと同時に、私自身は女性が活躍する場というこの場も、必要であるというふうに思っておりました。女性が活躍できる社会をつくるには、どうしたらいいんだろうかというその考えでありました。

その両方を実現していくためには、働きながら子育てのできる環境づくり、これは不可欠であるこの思いが強かったところでもあります。そのことによって子育て日本一の村をメイン公約といたしました。これも、以前申し上げましたけれども、私は子育てに優しい村ということ掲げさせていただきますたら、いつしか子育て日本一の村というふうに変わってしまいましたけれども、これは本当にそれはよかったなというふうに思っております。変わってきたきっかけをつくっていただいた人には、感謝をしておるところであります。

その公約の実現のために、様々な事業を実施をしてきたところでもあります。ただ、一つ一つは申し上げませんが、私が就任した平成17年4月の人口は1万4,031人でありました。これは、平成17年の4月1日の人口、住民基本台帳人口であります。令和2年の12月の住民基本台帳の人口が1万5,730人となっております。この間、1,699人の人口増となっております。また、年齢構成比人口を見ましても、年少人口比率は県下で一番高いトップということでもあります。さらに自然増、このことがあるのは長野県内本村だけでございます。そういった状況が生まれてきておるところでございます。

平成22年をピークに日本全体が人口減少に転じております。そういった中で人口が増加していること、さらには子育て世代の転入も多く、子供の人数も増加していること、また、いまだに子育てをするなら南箕輪村でというこの声も聞かれておるところであります。こうしたことを考えれば、一定の達成感はあるところでもあります。

今考えてみますと、今自治体が人口増加対策として子育て支援を施策の柱としています。ほとんどの自治体がそうであります。こうしたことを考えれば、いち早くそういったことを打ち出せたことは成果につながっているのではと、これは自分で自負をしておるところでございます。垂流が主流になったなというこの思いもあるところでもあります。

様々な恵まれた条件もあり、選ばれる村となってきていることは本当にありがたく、良い時代4期16年村政を担当させていただいたということを考えますと、幸せであったという思いも強いところがございます。一つ一つの施策は申し上げませんが、就任と同時に子育て環境をどうしたらいいのか、そのためには、保育園の当時は長時間保育とっておりました長時間保育をさらに充実をしていく必要、さらには当時は学童保育とっておりました

れどもその学童保育の充実、このことも必要であるということの中で、南箕輪小学校の学童クラブ室を増築をさせていただきましたし、南部小も増築をさせていただきました。そういったところから手始めとして始めたところでございます。

医療費にしてもいち早く減額、保育料につきましては、ほぼ毎年とっていいぐらい減額をさせていただいてきたという、そういったことが大きかったのかなというふうに思いますし、施設整備もかなりお金がかかりました。こども館の建設だとか療育施設たけのこ園の建設、あるいは毎年のように保育園や小中学校の増改築、これを繰り返したというふうになっておりますし、考えてみますとこの16年間、人口増加対策や対応に追われた16年だったなということをつくづく思っておるところでございます。そうしたことが人口増加につながったということは、私自身本当によかったなというふうに思っておるところであります。

これからは、この南箕輪の恵まれた条件があるわけでありまして。地形も平たんでありまして。コンパクトにまとまっております。教育環境も保育園から高校あり、短大あり、大学ありというすばらしい教育環境に恵まれておりますし、地価の関係も比較的安い、さらには交通の利便性、この地域では本当によいところでありまして。そういったところを生かせば、まだまだ私は伸びしろがあるのではないかというふうに思っております。まだまだやらなければならないことが多くあったかなというそういった反省点はありますけれども、一定の成果、一定の達成感があったというふうには思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

3 番（原 源次） まだ残された任期はあるわけですので、引き続いて頑張っていたきたいと思っております。

今、他市町村でも子育て支援等を行ってきていますが、南箕輪は引き続いて継続をお願いできればと思っています。よろしく申し上げます。

次に行きます。

かつて本村は政争の村といわれたようです。私はあまり内容はよく存じていませんが、人の話を聞くとそんなような話を何回か聞きました。唐木村長の前には、単年の間に数回の村長選が行われたとお聞きしました。兼ねて村長は、今は平穏な村になってきたと言われましたが、そこで政争の村と言われたがその解消するための取組の政治姿勢や、住民対応をどのようにされたかお聞きしたいです。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 政争の村と言われた村を解消するためのという御質問であります。本当に政争の村と言われておりました。そのことは古い村民の皆さんであれば誰もが承知をしておる、こういったところでもあります。それを裏づけるといいますか内容といたしましては、私の職員時代の部分であります。4年少しで3回の村長選挙を実施した時期もありました。私も助役になるまでの33年間、職員として7人の村長の下でお使いをしてまいりました。この7人というのを年数で割りますと、1人当たり4.7年であります。その中には3期12年の方もいますので、その方を除けば3.5年であります。1期4年に満たないというこういう数値が出ておるところであります。本当にそういったことを考えても、激しい村だったなということは思っております。このことはこの当時の社会情勢、社会状況もあったことと

思いますし、また村長というのは村民が選ぶものでありますので、これもやむを得ない面もあったというふうに思っております。

しかし、その当時のことを思い浮かべますと、村内が二分しておったということはそう感じたところであります。それによりまして、足の引っ張り合いというのもあったというふうに感じておりました。私自身もその真っただ中に職員として身を置いてきたところでありますが、私自身の態度はどうであったのかと反省の面もあるところでありますが、ただその中で今思いますと当時職員を辞めたいなという気持ちになった、そんなこともあったことも思い出します。

しかし、今本当に変化の激しい時代であります。地方分権、地方創生の時代にそうしたことを繰り返しては、村の発展はないのではないかというふうに思っております。そうした背景もありまして、私に課せられた大きな課題、大きな問題の一つとしては平穏な村づくりというのがありました。このことにまずどのようにとということではありますけれども、とりわけこれをこうしたということではありません。まずは説明責任を果たすこと、このことに心がけましたと同時に、当時は議会も対立をしておりましたので、事前に議会の相談をしながら事業を進めることに心がけてきたところであります。この間、村を二分するような施策もありませんでした。合併論議という大きな問題の後でありましたので、このこともなかったところであります。まずは、住民生活に直結した村政を進めてきたことであります。さらに転入者もこういったことで多くなり、若い世代が本当に多くなったというふうに思っております。

そういった社会状況は、いわゆる生活中心の時代に移ってきたかなど。政治の議論をしているというよりも、生活をやっていくのにやっとなというふうなそういう面もあったと思います。そういったことで、必然的に平穏な村になってきたのではないかと思います。この点は、それしか言いようがないというふうに思っております。

しかし、本当にそれでよいのかどうかというのはこれはまた別の問題であります。私自身は足の引っ張り合いではなくて、議論を尽くす中で結論づけをしながら決まったことはみんな前を進んでいく努力をしていく、みんなで力を合わせていく、そういった機運が必要ではないかなというふうに思っております。

私はこの間、一番学んだといいますか心がけてきたことは、まずは行政として説明責任を果たす、行政の中で隠し事はしない、そして誤りはあります。私の16年間を振り返ってみても誤りというのはありました。しかし、それは誤りを誤りとして認めて直していく、この姿勢が大事だというふうに思っております。そうしたこともそういった対応でさせていただきました。

したがって、今後も議論を尽くしながら平穏な村としての発展を願っておるところであります。一番苦しかったことは御承知のとおり、南原住宅団地に焼却灰が埋まっておったというこの実態が分かったときであります。その処理をどうしていったらいいだろうか、本当にこれは悩みました。しかしながら、住民の皆さんにいち早くそういったことをお伝えをしながら御理解もいただき、大きな反対もなくこの事後処理ができたということであります。16億円ほどというような大きなお金が要りましたが、本当にそういったことは片づいたなというふうに思っております。

もう一つ私の苦い経験で言いますと、雇用関係の補助金で誤りがありました。これも大き

く新聞やテレビで取り上げられました。そのときも本当にこれはよわったなというふうに思いましたけれども、このことも説明と誤りを直すということで言い訳をせずに、間違いは間違いと認めて乗り切ることができました。

そんな苦い経験もありますけれども、やはり説明責任はしっかり果たしていく、隠し事はしない、誤りは誤りとして認め直していく、このことは私自身この16年間で学ばせていただいたことであります。そうしたことをすることによって、必然的に平穏な村になったのではないかなというふうに思っておりますし、住民との関係につきましては、できるだけこれも今となれば反省の部分も多いわけでありまして、当初は各団体だとか地区の行政懇談会も実施をしましてまいりました。当時は車座集会、田中知事の時代もありました。はやっておりますけれども、そんなこともさせていただきました。今となりますと、この行政懇談会もぜひやっていただきたいという願いはしているんですけども、区長の皆さんが今の村政ならしなくてもいいというそんな話もありまして、このところ開催をしていなかったこと、これも一つ反省点であります。そういったことに心がけながらやってきたことは、必然的に平穏な村になってきたということでもありますので、特別これをしたということではありません。そんなことはそんな御理解をお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

3 番（原 源次） 引き続きそういうことで、住民も行政も今言われるように努力義務もあると思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

次に行きます。

村は平成の合併には参加しないで、自立の道を選びました。また、数年先まで人口増加が見込まれています。まだいろいろな課題があると思いますが、そこで今後の村政の安定や発展に強く望むことは何かお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 今後の村政に望むことということであります。今、議員御指摘のとおり、村は平成16年に住民投票によりまして、自立をしていくということで決定をしたところであります。自立をしていくということは、これから永遠に村として独立して歩んでいかなければならないということでもあります。持続可能な村づくり、今後も願っております。

そのためには何といたしても、常に健全財政を維持をしていかなければならない、この思いが強いところであります。少し言葉が適当ではありませんけれども、金がなければ何もできない、あるいはない袖は振れないということはよく聞きますけれども、本当にそのとおりでございます。給食センター建設との村の財政指標は悪くなってきます。このことは今でも心配をしておるところであります。これはやむを得ないというふうに思っております。

本村の場合には、人口増による施設整備というのはかなり体力を使ってしまいました。自分で掲げた政策を行っていくに、かなりの体力を使ってしまったなという皮肉な面もありますけれども、日本の財政制度、地方自治の仕組みがそうなおところでもあります。本当に地方交付税という制度、均一的な行政をやっていくための制度でありますので、これはそれでやむを得ないというふうに思っておりますけれども、過疎のほうの部分というのはかなり手厚い施策があるわけでもあります。財政的な支援があるわけでもありますけれども、人口が

増えておるといふところにつきましては、そういったところはほとんどないと。地方交付税上で人口増に対するそういった部分、上乘せがあるというだけでございます。そんな矛盾も感じておるところでございます。

振り返ってみますと、就任当時に南箕輪村の小学生が1,000人を超えるなんて思ってもいませんでした。保育園児が800人近くまでなるなんていうことは思っておりました。そういう部分に、かなり体力を使ったなという思いもあります。

また、この福祉施策というのかなり前進をさせてきたつもりでおります。議会の御要望も頂きながら、前進をさせてきました。しかし、この福祉施策というのはなかなか難しいものであります。一旦決めると廃止をすること、額の引き下げ、これはほとんど困難であります。したがって、要望はありますが決定するときは慎重に決定をしなければならないなという思いもあるところであります。

本村の福祉施策というのは、相対的にはトップクラスであります。本当にごく少ない自治体でしかやっていない老人医療の補助制度、これを一つとってもそのとおりであります。やっている一番優れた制度ということでやっておりました自治体も、財政が立ちいかないということで、年数をかけ制度設計を見直しをするということで決定がありました。あれもこれではなく事業を選択して実施しなければ、今後道路を含めた公共施設の長寿命化は不可能であります。そういったことを考えれば、健全財政の維持が基本であり、今後も追及してほしいなというふうにおもっております。このことが、私は自立の村づくりの根本である、基本であるというふうにおもっております。

それと、私自身も一番これは反省もあるわけでありましてけれども、これは本村に限ったことではありませんけれども、自助・共助・公助が根づく村づくり、このことは必要であるというふうにおもっております。これは、私にできなかった最大の問題であるのではないかなということで反省もしておるところであります。

自助・共助・公助、このことの負担区分をしっかりとつくり上げていくと、おのずと村も発展してくるのではないかなということでもあります。これも今後、後の質問にも出てまいります。こういったことをどうすればいいのか。とかく今の時代、要望はするけれども自ら実践はしないという、そういう風潮があるわけでありまして。除雪の問題もそうです。昔はみんなでかきました。しかし社会状況の変化もありまして、変わってきているそのことは理解できますけれども、そうはいってもできるところはやっていただきたいという思いもあるわけでありまして。そんな村になっていけばより理想かなというふうにおもいますし、また村民同士が尊重し合うこのことも大事でありますし、地域力向上、共生の村、このことも大事なことであります。これからは地域力が向上いたしまして共生の村になっていく、そんな理想の村を目指していただければなというふうにおもっております。

いずれも難しい問題であります。前議員の質問にありましたけれども、医療・介護・福祉のこの連携をどうしていくのか、これも大切な村づくりの柱であります。そういった面を捉えてより理想的な村になっていただければというふうにおもっております。

申し上げたいことはいろいろありますけれども、最後の3月議会で思いの丈は述べさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

3 番（原 源次） 村で生きるということでもあります。ますますいろいろ課題があるかと思いますが、よろしくをお願いします。

次に行きます。

女性の就業相談・あっせん事業について質問いたします。前問でも言いましたけれども、村では若い子育て世代が多く移住してきています。子育てで時間的な余裕ができなかったり、働く場所・新型コロナウイルス感染症などで制限されたりしています。一方、会社では人手不足に拍車がかかっております。さいわい数年前から、本村では就業相談などを取り入れているようですが、そこでその事業内容や取組方法を質問します。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 女性就業相談の御質問であります。内容と取組の関係であります。

村では、地方創生の総合戦略策定時のアンケートを基に、子育ての中の女性の再就職支援事業を平成28年度から始めております。子育て世代が多い村であります。一人の女性が生涯に産む子供の数の主要であります合計特殊出生率が上がっておらず、原因といたしましては子供を持つ際の経済的な負担が上げられておりました。出産を機に職業、勤めを退職してしまう女性も多い、そんな状況もありました。そうしたことから再度女性の再就職支援、この事実が高かったところでもあります。そういったことを受けまして、相談事業やセミナーなどの啓発事業を行っております。

具体的には、地方創生の交付金を活用して、平成28年の12月に役場内で相談事業の開始をいたしました。平成29年の8月からこども館内の相談室へ2名の相談員が常駐をして、託児つきで相談を受け付けております。合わせまして、就職に向けた意識向上などを目的に、就職前の準備セミナーや税金の話、子育てをしながら働いている先輩ママとの交流会など、各種の啓発事業を行っております。相談を受ける中で、一日中子供だけとしか話をしなかったという女性もおり、社会とのつながりを求めている状況もうかがえましたので、そうした女性がこども館に集まって内職をする場を設け、本格的に就職する前であっても社会とのつながりを意識したり、少しだけ子育てから離れて何かに没頭する機会を設けたりと、様々な角度から子育て中の女性を支援する事業となっております。令和元年度からは箕輪町とも連携をしながら、再度国の交付金を活用しながら事業を進めておるところでございます。成果の問題は後でありますので、またその時点でお話をさせていただきたいと思っております。この事業というのは、本当に私自身はかなりの成果があったというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

3 番（原 源次） 続いてですが、育児家庭ですので一日の長時間勤務は難しいかと思われま。就職希望者は短時間勤務など、多様な働き方を望んでいると思われま。現在までの取組の成果を質問します。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 取組の成果の御質問でございます。

事業を開始した平成28年12月から先月11月までの間に、延べ211人の就職につながっております。就業形態といたしましては、御指摘の部分もあります。子育て中ということで、遅

出や早退等の希望にできるだけ合わせる場所もあるため、パートタイムの形態が多い状況であります。これはやむを得ないというふうに思っております。働き方の中で、そういったことを選択をしていただいております。

公共職業安定所というよりも可能な限りきめ細かな相談に応じ、企業訪問への同行等も行っているところであります。相談に来た方々からの評価もよいと思っております。今年はコロナ禍で、相談の人数が減っていることもあります。しかし、毎年平均して90人程度の新規の相談者があり、これまで延べ1,400人以上の相談を受けているところであります。その中で211人の就職につながったというこういった実態としてありますので、かなり成果が上がっているのではないかなというふうに思っております。

このことは、原因となっておるといことは考えにくい部分もありますが、5年間の合計特殊出生率は7月31日に発表されておりますけれども、平成25年から平成29年の合計特殊出生率1.76ということで、県内では飯田市と同率1位となっております。また、その以前の5年間につきましては1.64でありますので、合計特殊出生率も上がってきております。こういったことの若干は影響しているのかなという思いはありますけれども、定かではございません。ただ、成果があるということだけは申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

3 番（原 源次） やはり、就職活動や子育てと仕事の両立等、悩みや不安はあると思います。今まで今の話では204名の成果は出ているようですけれども、大変良いことなので積極的に進めていってほしいです。

また女性だけではなく男性も含めた、男性のほうは若干年齢の高い人たちも対象に事業を広く進めていければと思っております。今後のこの事業の範囲の拡大と課題はどうか、質問をいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

田中課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

今後の事業の拡大という点につきましては、これは引き続きやはり地方創生の関係でありますので、女性からのニーズということもありまして、今現在、令和元年度から箕輪町とともに連携をして実施をしておりますので、両町村との間で子育て女性に対して相談事業やセミナーなどの機会を提供して、引き続きやっていきたいというふうに考えております。引き続き女性を中心に交付金の計画をしておりますので、事業計画というものもございまして、事業計画上は女性の再就職につながるということで計画を上げておりますので、当面は女性を中心にやってまいりたいと考えております。

課題につきましては、現在先ほども申し上げたように、箕輪町と広域連携を組んで事業を実施しております。その中で箕輪町におきましては、今回広域連携を組んだ中でワークライフバランスや多様な働き方の推進など、企業に向けて働きかけなども行っているところでございます。子育て中の女性の支援につきましては、働く側のこともそうなんですけれども、働いてもらう側にも御理解がないと女性が安心して働き続けられる環境にならないというふうに思っておりますので、企業に対する就労による経済的自立ですとか、多様な働き方の選択といったようなそういった啓発なども、これからの課題であるというふうに考えておりま

す。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

3 番（原 源次） ますます住民が充実した人生を送れるように、また若い世代が移住してこれるように環境を整えていただければと思っています。

ちょっと短いですが、私の質問は終わりにします。

議長（丸山 豊） これで、3番、原源次議員の質問は終わります。

ただいまから1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 議席番号1番、百瀬輝和です。

冬は感染症の増える季節、インフルエンザやノロウイルスなどに今年は新型コロナウイルスも加わり、春以来の感染拡大は私たちの社会生活全般を大きく変えました。その中には、備蓄を含めた災害に対する意識も変化しています。地震への備えや、近年は大雨による水害が加わり、感染症の大流行により買物もままならない事態も起こり得ます。冬本番に向けて備えをチェックしてみる必要があると思います。

最初に、新学校給食センターについてうかがいます。11月7日付の信濃毎日新聞の記事によれば、南箕輪小学校に併設する村学校給食センターに替わる施設を新たに整備する考えを明らかにされました。児童生徒の増加により今の施設は手狭になり、今後村内で建設地を固めた上で、2021年度に設計、2022年度に完成を目指す。現在の給食センターは1999年度に完成、当初は南箕輪小、南箕輪中学校の児童生徒、教職員計1,200食を調理する計画であった。その後、若い世代の転入で子供の数が増え、現在は約1,400食を調理、同様の状況は今後少なくとも6年は続く見込みだと。以上が記事の内容です。また、今週の全員協議会でも説明を受けました。

以前、1年ほど前だったと思うんですが、全員協議会でA案、B案、C案という、こういう資料も頂いております。この資料の中ではA案、3校統合新築方式、イニシャルコスト12億円、ランニングコストが年1,200万円、B案の①は小中2校新築方式、イニシャルコスト10億円、ランニングコスト1,000万円、B案の②では南部小1校を新築方式、イニシャルコスト3,400万円、ランニングコストが450万円、C案の①は小中2校既存増築方式、イニシャルコスト1億4,500万円、ランニングコストが年1,270万円、C案の②では南部小1校を既存増築方式、イニシャルコストが1億6,000万円、ランニングコストが年720万円、工期は各案10か月ほどです。設備改善への対応、考察では、A・B案新築案なんですが、食育のための見学通路を備えることが可能、また拠点が分散するため相対的なコストがかかる。備考には全プラン共通で炊飯を外部委託した場合は、炊飯室がなくなるため面積、工事費が約1から2割程度下げられるとされております。

全員協議会の資料では、B案の①とC案の①の比較選定をされていたと思いますが、この選定方法の経過と結果について村長に伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1 番、百瀬議員の御質問にお答えをいたします。

学校給食センターの問題であります。選定過程等々についての御質問を頂きました。

以前、全協でいろんな案をお示しをいたしました。その中の御質問というふうに捉えております。根底となるのは学校給食センターをどうしようかということで、5年ほど前から検討をしてきておりました。その中でより理想的なものを造るにはということで、いろんな比較がないと検討ができないということで、業者にお問い合わせをいたしまして議会で説明させていただいた資料をつくったところでございます。

現在の施設は御指摘のとおり平成11年度大規模改修ということで行い、1,200食でございます。当時としては、先進的なドライシステムを用いたところでございます。ただ、現状で言いますと食数も増えてきております。それと同時にアレルギー食というのが年々増加して、今年度は50食を超える状況となってきておるところであります。

そういったことで、既存の問題点等々から検討を始めました。一番はやはり平成21年の4月に学校給食の施設及び設備の整備、管理に係る衛生基準等を定めた学校給食衛生管理基準が定められたところでございます。そういった基準の中でなかなか難しい面というのが出てきておりますし、現在施設は保健所のほうからも施設能力がオーバーであるという指摘もいただいております。

そういった中で、いろんな検討をするように教育委員会をお願いをしたところあります。問題は、村の今の財政的な問題を考えると、私自身は増築でいけないかなという当初は考え方を持っておりました。その増築の部分の考え方が大きく変わったのは、どうもこの施設基準を今の場所だと満たすことができないという根本的な問題であります。そのことがまず大きな部分でありました。

今の基準に照らし合わせて増築した場合には、研修室だとか下処理室だとか調理室、そういったスペースが確保できないということと同時に、年々増加しておりますアレルギー食の対応というのことができないということが出てきたところあります。そして、やはり既存の施設、設備の老朽化、これは大規模改修前から使っている設備というのはかなりありますんで、そういったものが老朽化してきたということ。また、換気や空調環境が悪く高温多湿である、そしてそのことが食品衛生上問題もある、また職員の労働環境上も問題があるという、こういうことあります。

それと同時に、検討過程の中で幾つかの業者に当たって、建設中の給食をどうしていくのかということも検討をさせていただきました。弁当の提供というのにはできるようであります。2社ほど頼むと1,400食可能であります。しかし、栄養教諭による献立に対応することは、これはできないということではっきりお断りをいただきました。また、アレルギー食についても対応はできないことでもあります。したがっていろいろなことを考えまして、いわゆる増築という部分というのは財政上のことを考えた場合には、増築でいきたいなという思いはありましたけれども、断念をしたという、こういう経過があるところあります。

以前お示した幾つかのプランであります。南部小につきましては、今年度増改築を実施いたしました。この問題につきましては、栄養士や職員や関係者の知恵と工夫で最小限の増改築ということで、今後児童の増加に十分対応できるという結論をいただいたところであり

ます。プランでは1億6,000万円とした事業費が、1,400万円あまりで上がったということでもあります。

これは、栄養士や調理員や関係者の御意見も大きかったなというふうに思っておりますし、当時いわゆる子供は給食を食べる場所が全校でもってランチルーム、建設当時はそこで食事をしていただけでありますけれども、児童数の増加とともにランチルームが全ての児童に対応することが不可能となってきました。今、現状で南部小を考えても300人を超すそういった児童数になってまいりますので余計不可能でありますので、ランチルームの一部を給食室として改造すること、これはやむを得なしということで本年度実施をしたところでもあります。そんなことは御理解をいただきたいなというふうに思っております。

同時に新築の部分の判断基準といたしましては、一般財源がどのぐらい要するのかというこの部分からも検討をさせていただきました。事業費の問題であります。規模につきましては、今の倍くらいは必要だろうということで、1,000平米程度というものを考えております。建設費につきましては8億4,000万円ほどを見込んでおるといっております。

以前お示したものににつきましては、面積も広くさらに理想的なものということで、十数億という資料となっておりますというふうに思います。増築の場合は建設費は安く収まりますけれども、いわゆる補助金と補助裏の起債交付税補填がつくところの補助裏起債を一緒にしますと、どうも一般財源で1億6,000万円ほどの差しかないという結論づけとなりましたので、1億6,000万円の差であれば新築でいこうということで結論づけをしたところでもあります。

また、炊飯施設の外部委託の話も検討の中でさせていただきました。外部委託をした場合はどうかということでもありますけれども、年間金額にしますと今の給食単価1食当たりの部分、年額換算にしますと全体で570万円ほどかかります。これに精米代などを加えますと年間で750万円ほど必要となってくるところであります。これは、毎年必要になる金額であります。自飯炊飯とした場合には、1,100万円程度が初年度でありますが必要でありますけれども、その後は炊飯に係る人件費270万円ほどと推計し、3年間で大体元が取れるんじゃないかというこういう試算をしたところでございます。いろんな様々な角度から検討をする中でということで、新築ということで方針を決定をさせていただいたところであります。

もちろん光熱水費とか、いろんなものも必要となってまいります。光熱水費につきましては、ただ単純に施設が倍になりますので、今の倍くらいということで1,500万円くらいという試算をさせていただきました。今の給食センターにつきましては、小中学校、小学校と一緒に建物でありますので、分けて計算するシステムになっておりませんので、全体の額から推測した額であります。その点はそんな御理解をいただければというふうに思います。

また、炊飯を外部委託した場合には、いろんな献立に制約が出てまいります。炊き込みの御飯だとか、あるいは混ぜ御飯だとかメニューによってそういうことはできないということでもありますので、そんなことも考えましてこの炊飯だけ外部に出すということも、得策ではないという判断もさせていただいたところであります。

配送車1台はどうしても大きなものが要ることになりますけれども、それを考えましても新築でいったほうがよいという結論づけをしたところでもあります。一般財源1億6,000万円ほどというこの差であればということが一番大きな理由でありましたし、より理想的なものを造っていくということになれば、新築でないとなかなかできないということでもありますし、増改築の場合には今の基準を満たせないという根本的な問題が解決できなかったということ

でありますので、その点はそんな御理解もいただければというふうに考えております。

この問題につきましては、教育委員会で検討をしていただいておりますし、今後もさらに検討を加えていくということは必要になってくるというふうに思っております。問題は場所をどうするのか、これが残されております。今、私のかつての産業課時代の農振法とは、かなり変わってしましましてこれは驚いたんですけども、学校施設ほど農振除外が難しいという基準のようであります。したがって、これは農振農用地を外すということはかなり難しいというふうに思っております。場所につきましては、また議会と相談をしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。学校の近くの白地を探さなければならない、あるいはほかの場所も検討の余地に入れながら、検討を今しておるところであります。

相対的に今申し上げたような理由で、新築という結論づけをさせていただいたところあります。この問題は2年間ほどかかりますので、私の任期中にしっかりと方針を決めまして、時期村政の中でスムーズに学校給食センターが進められるように努力をしていくことが、私の責務かなというふうに思っております。したがって、しっかり検討しながら場所を含めてまた議会と相談しながら、基本的な部分だけは任期中に決めさせていただきたいというふうに思っております。あとは、新村長の方針の中でいろいろの部分、肉づけをしたりしていただければありがたいなというふうに思っております。

一般財源の部分でありますけれどもかなりの金額を要しますんで、学校改築基金5億2,000万円ほど、これは充てさせていただかなければならないというふうに思っております。この問題につきましては、そういうことを予想されるということで、私の任期中に5億2,000万円まで積むことができました。それを活用しながらということになろうかというふうふうに思います。できる限り財政負担が後に残らないようにということで、積立てもしっかりしてまいりましたけれども、なかなか積立ただけでは足りないという、こういう部分でありますけれども、あとは補助金有利な起債を利用して、またその年度2年間ありますので、2年間の一般財源も入れながらということになりますけれども、そんなことで今計画をしておりますので御理解をいただきながら、また議会と相談をして詰めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） すみません、スケジュールとか予算計画とかを聞く予定だったんですが、今村長に全て答えていただきましたので、完成が令和4年度完成、イニシャルコスト的には8億4,300万円という形です。その中で、全員協議会の資料でちょっと一点質問をしたいんですが、1日1,400食を予定の施設になるわけなんですけど、令和3年、令和4年はこの1,400食を超える予想なんですけど1,418食で、うちアレルギーが60食、令和4年は1,437食で、うちアレルギー食は60食というふうになっております。予定が少し食数をオーバーするんですけど、ここをクリアランスというか余裕食数というのは、全然これは見なくていいものなのかどうなのかという質問と、あとランニングコストについてはこの資料の中には出ていなかったんで、ランニングコスト的にはどのくらいを予定をしているのかというのをちょっとお聞きしたいと思いますが。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 先の質問についての答弁をしまして済みまして申し訳ありません。次にお答えをする予定でございましたけれども、1の質問の中で大分喋ってしまいまして申し訳ないなというふうに思いますけれども、余裕食というのは、今現状では見ることはできません。いずれにいたしましても、完成するまでは1,400食を超えてまいりますので、余裕食というのは見ることはできませんけれども、完成すれば児童生徒数が減ってきますので、余裕食100食弱くらいの余裕食というのは見れる状況が生まれてくるという、将来的な問題であります。直近の場合には、それはできません。今1,200食を1,400食作っておりますので、何とかしのいでいきたい、そうさせていただかなければならないというふうに思っておりますのでございます。

ランニングコストの問題であります。相対の部分につきましては8億4,000万円ということと考えております。これは設計管理費として5,200万円、工事費として7億7,000万円、その他費用といたしまして配送者に600万円ほど、借地料を20年間で1,500万円ほどを見込んで8億4,000万円ということでお示しをしたところでございます。その残りといたしまして先ほど申し上げましたけれども、一般財源の部分が出てくるわけでありまして、国の補助金が1億2,000万円、補助裏が1億6,000万円の余、この起債が非常に有利でありまして、充当率90%、交付税措置率が60%というものを利用しながら、あとは学校施設整備基金を使いながらということになってまいります。

ランニングコストでありますけれども、若干お答えいたしましたけれども、面積が2倍ほどになりますので単純な計算でいきますと、光熱水費全体で年間で1,500万円程度というふうに見込んでおるところであります。これまではガス、灯油、水道で年間750万円くらいで上がっておるところでありますので、単純に倍だとしましても1,500万円ほどかかるということであります。

職員の人件費につきましては、これは同じというふうに見ております。今の職員数でできるんじゃないかということでもあります。配送者は当初経費が600万円ほどかかりますけれども、運転費用で50万円が100万円ほどになる、50万円ほど増になるということでもありますので、これもあんまりそうは変わらないということでもあります。したがって、光熱水費が一番大きくなってまいりまして、750万円くらいの増になるということを考えておるところでございます。

場所の問題も申し上げましたけれども、この中には借地料20年間1,500万円ほどということを見込んでおりますけれども、これも話によりましては購入をしなければならないのか、そういう話にもなってくるということも予想されますし、今の学校用地の中でどこか使うことがないのかという検討も、今しておるところであります。そうすれば、すぐにもう土地が使えるということでもあります。これは、大変難しい問題も含んでおりますけれども、それらを含めまして場所の選定を今進めておるところでございますので、また学校との調整も必要でありますし、そういうことが相対的に整いましたら、また議会でお知らせをしてみたい、御意見もお聞きしてみたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） ぜひとも、良い施設になるように望みたいと思います。

また新築ですので、食育のための見学通路が備えられるというようなことも書いてありま

すので、そこら辺も考えてお願いしたいと思います。

次に、小中学校のICT環境整備について伺います。学校でのICT教育推進は国のGIGAスクール構想にのっとり、本年から当初は3か年で児童生徒に一人一台のタブレット、通信端末配備を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため小中学校が休校となり長期化する中、国が補正予算で増額をして前倒しで整備を早め、村も整備を早め進めました。小中学校の整備状況について伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号1番、百瀬輝和議員。

小中学校のICT教育について、進捗状況と今後の取組についてお答えいたします。

今議員がお話されましたICT教育環境の整備についてですが、村では昨年度から本格的にICT機器の整備を進めてきております。学習者用端末は3クラスに1クラス分を目標に当初整備していたんですけども、今お話もありましたとおりに文科省からGIGAスクール構想が出され、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度中に一人一台ということを目指すことになっております。児童生徒一人一台端末、校内通信環境ネットワークの整備がGIGAスクール構想実現に向けての柱でありますけれども、児童生徒一人一台端末につきましては、10月の臨時議会で議決をいただき1,466台のタブレット端末購入について契約をいたしました。台数が多いため調達に時間がかかっていますが、今年度中、年度内には納入される見込みとなっております。

次に、校内通信環境ネットワークでございますが、こちらは校内LAN、それから電源キャビネットの整備になります。11月に入札を行い、12月1日に契約を締結いたしました。これから工事を進めてまいります。今年度内には工事を完了し、一人一台端末の環境が整う予定で進んでおります。よろしくお願いたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） そのことによって、小中学校でのICTの活用でこれから変わることは何かということを知りたいと思いますが、今後の取組で子供たちへのICTの指導、トレーニングが重要だと考えます。それに伴いセキュリティも注意していかなければなりません。授業、家庭での活用の中で、情報セキュリティや個人情報保護の観点から利用制限をしていると思いますが、その内容について伺いたいのと、また文部科学省では2020年度から順次実施される新しい学習指導要領で、生涯にわたって能動的に学び続けるためと記述されております。また、初めて情報活用能力を学習の基盤となる資質能力と位置づけ、強化等横断的にその育成を図るとあり、環境を整え適切に活用した学習活動の充実を図るとしております。教育の情報化に関する手引きも出されております。これは、第1章から第8章まであります。学校や教育委員会が実際に取り組む際の参考となる手引きです。

その中に第2章になるんですが、情報活用能力の育成が、これが一番最初に取り組むべきことなのかなの私は感じております。それがないと次の段階に進めないということもあります。その中で意外なデータがあり、経済協力開発機構OECDが行った調査で日本は社会人、児童生徒らのICTスキルが国際的に低いことが分かりました。調査結果では児童生徒について、LINEのような会話やチャットや一人用ゲームの利用ではこれは1位なんです、

実用的な情報を調べる点ではOECDの平均を大きく下回り、順位がかなり低くなっており
ます。よく言われている、子供は日頃からスマホやパソコンを使っているのに、大人が教え
なくてもすぐ覚えるというこの大きな誤解があるわけです。

表計算ソフトや検索でも、教えないとできるようにはなりません。トレーニングしなけれ
ば問題解決には使えないわけです。しっかり教えることが重要で、大切な取組であると考え
ます。教育の情報化に関する手引き、作成検討委員会のメンバーである高橋純、東京学芸大
学の准教授も語っております。学校教育にICTを活用することによってどう変わるか、教
育の情報化に関する手引き、追記版も出されております。追記版では、特別支援教育におけ
るICTの活用が追加されました。学校現場がこのICT活用によってどう変わっていくか、
教育長に伺いたいと思います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

まず情報セキュリティ、あるいは個人情報の保護についてお答えさせていただきます。

一人一台端末環境では、基本的にデータはクラウドに保存されることとなります。また、
端末の家庭学習での使用や教師のテレワークなど、インターネットに接続する機会や使う機
会が相当増えてくるかなと予想されます。それに伴い、今お話しセキュリティ、あるいは
個人情報保護がますます重要になってくると思います。

各学校では学校運営計画、いろんな計画が整えられているわけですがけれども、その計画の
中に学校情報セキュリティポリシーについて定めております。学校で保有する情報資産、デ
ジタルデータに限らなくていろんな情報の扱いをどうするかということになるわけですがれ
ども、この情報資産の取扱い、それから情報端末の取扱い等について、職員が理解を深めて
共有してきています。既に校務系のネットワークと児童生徒用のネットワーク等は分離して
いるというそういう状況にあります。個人情報には本当に児童生徒用のネットワークでは取り
扱わないことと原則とするなど、本当にそこは大事なところというふうに思っています。

また、フィルタリングソフトを導入すればいいというふうには思わないところもあるわけ
ですがけれども、そういうふうなソフトも導入してウェブサイトの閲覧制限等、またウイルス
対策などのセキュリティ対策も万全にしていきたいというふうに考えております。

また、村で来年度新設されます情報政策係との連携もあり得るのかなと、そんなこともち
よっと考えておりますので、また来年度お力を頂くことが出てくるかもしれません。

そして、これ大事だなと思うんですけど、教師、親御さん、教える側がセキュリティに関
して、あるいはネットワークやITに関して本当に知識を持つ、そこがうんと大事になるか
な。特に御家庭において情報モラル、この認識を高めていく必要があるかなというふうに思
っております。今、子供たちを取り巻く環境を見たときに、ここのところにも教育委員会と
しても力を入れていく必要があるかなというふうに思っております。

先ほどOECDの話がされました。情報活用能力の育成についてということでもありますけ
れども、授業の中で課題解決学習、例えば調べ学習をしたりとか自分のテーマに基づきなが
ら調べを進めて行く、実用的な情報を得るその手段としてICTの機器を使っていくわけだ
すけれども、情報を得るとともに発信をする、そういうふうなところを実際に使いながら、
議員おっしゃられた情報活用能力を培うこと、これが大事なところというふうに思っております。

これからの情報化社会を生きていく子供たち、ソサエティ5.0に向けてということになるわけですが、端末などの操作スキルとともにインターネットの便利さと危険性、各学年に応じたネットモラル教材を使用しながら、情報モラルについて学んでいく、教えていくことが大事かなというふうに考えております。

それから、ICTの活用で授業が学校がどう変わるかもよろしいですかね。お願いいたします。

学校ではICTを活用した授業が増え、指導の幅、それから可能性も広がってきております。子供たちにとってより分かりやすい授業の構築を意識するようになってきています。子供たちの学習に対する関心、意欲の高まりや集中して学習に取り組む姿が本当に増える、そのことが落ち着いた学校生活にも結びついていると思われまふ。今、結びついているというふうに私は言葉を使いましたが、今年学校の中、一人一台端末まではいきませんが、環境が大分整えられております。例えば教室に電子黒板が入り、教師がそれを使って授業を進める、そのことによって落ち着いた学校生活にも結びついているという、これは教頭から聞いた言葉であります。学校生活、子供はやっぱり勉強したい、学びたい、分かりたい、その中で機器の活用というふうに受け止めております。

具体的に申し上げますと、今電子黒板と言いましたが、電子黒板を活用して動画や写真などの教材、資料を用いた授業展開、授業展開も教師のノウハウで多様化が可能かなというふうに思っております。また、教材提示の工夫もうんと図れるかなというふうに考えます。デジタル教科書も少し使われ始めました。デジタル教科書を映す画面に、子供たちが集中する姿があります。画像や写真を貼り付けたり書き込んだり、手元にある教科書も活用しながら課題を解決していく。模造紙など今は使わない時代になってくるかなと、そんなことも思っております。テンポよく授業が展開されていきます。

一人一台の端末、子供たちが自分の端末を持つことによって、私の感想なんです私見と言いまふ。子供たち一人一人が授業の中で今まで以上に大事にされる、そんなことを考えております。具体的に申し上げますと、児童生徒一人一人の学習の進み具合や子供たちの反応、考え方を教師が把握できる、細やかな指導につながる可能性があるということ。よく学びの可視化という言葉が今使われていますが、見える化できるということにもなるかなと思っております。また、一人一人の考え方が電子黒板に写されて、みんなで共有していく学習が深められていく、そんな状況が見られるというふうに思いまふ。

議長（丸山 豊） 教育長、簡潔にお願いします。

教育長（清水 閣成） はい、すみません。

あと、ICT特別支援の関係ですが、個に応じた合理的配慮にすぐつながるかなというふうに思っております。例えば、先ほどデジタル教科書の話をしてしまふが、文字の拡大とか文章がなかなか読みにくいお子さんが、そのところをマーキングすることによって見やすくする等々というようなことがあると。

もう一点だけ加えさせてください。教師サイドの関係で言いまふと、統合型交付支援システムによって教材の共有とか成績処理等々の効率化が図られる、そんなことを考えております。

すみません、以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） いろいろ変わってくる現場の先生たちも大変だと思いますが、生徒は今の話だと目を光らせながら、落ち着いて学んでいけるということになると思います。准教授の高橋氏は、動画やオンライン会議などのデジタル技術テクノロジーと教育エデュケーションを活用するエドテックが学校現場に変革をもたらす、魅力、可能性があると言っております。

11月28日の読売新聞の記事で、松本市の教育委員会の取組が出ておりました。ウェブ会議システムで学校と家庭を結び、不登校の児童生徒を支援する取組を始めたとありました。南箕輪村もICTの可能性を伸ばしていくために、こういう取組も必要なんだろうなと思います。新学習指導要領では何ができるようになるか、何を学ぶか、どのように学ぶか、何のために学ぶかが大きなテーマです。

また、先ほど言っていた障がいを持たれた方、紙ベースの教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援や、令和元年10月15日付の不登校児童生徒への支援の在り方についての通知で、多様な教育機会の確保でICTを活用した学習支援が、校長の判断で出席扱いにできるようになりました。今後の村の取組はどんなふうか伺いたいと思いますが。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 端的に行きます。

議 長（丸山 豊） 簡潔にお願いします。

教 育 長（清水 閣成） はい。不登校等の子供さんにICTの活用ということでありませう。

うんと有効だというふうに思います。と申しますのは、学校に來れないんだけども学校の仲間と授業を共有したり、あるいはつながったりとそういうところで双方向のICTと言いましょか、ウェブ会議システム等々はうんと参考になると思います。

あと、今出席云々の話をされました。出欠席の話をされましたが、この間10月の末に校長会をもちまして、そういうようなICTの機器を活用したりとかあるいは民間施設を活用しているお子さん等の状況について、出席扱いについてどう考えるかを共有しているところでございます。文科省から通知も出されていますので、期待することがいろいろあるかなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

議 長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 次に、新型コロナウイルス感染対策の学校現場は大変御苦労されて取り組んでいると思います。学校での取組、加湿器設置もされたと同っていますが、合わせて伺いたいと思います。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

学校では、文科省から出されております衛生管理マニュアル、新しい学校の生活様式、今はVer.5になっておりますが、それにのっとりながらそれに村の状況を重ねてということで、学校生活の子供たちの感染症対策をしています。冬場になりまして、特に換気のことが非常に大事になる、Ver.5にもそのことが書かれ、対角線上に開けるとか授業が終わったら一斉に空気の入替えをすると、そういう対策を徹底しています。

あと、村長の午前中の答弁でありましたが、会食のところが非常に感染リスクが多いということで、給食は前向きで今までもそうですが、特に調理実習、あとのほうに単元が持つて

きていますので、調理実習の調理するときはマスクをして調理、食べるときは給食に準じて食べるというふうに小学校では配慮をしながら動いています。

それから、あと2点お伝えさせてください。

御家庭のお力を頂きなんですが、子供たち、職員もですけどチェックカードを細項目化しお願いしてあります。前日の夕方の体温も記して、それからだるいとかのどが痛いとかそういうふうに細項目化したものが11月末、あるいは中学校は12月に入ってから動いております。そして教育委員会のほうでは、新型コロナウイルス対応ガイドライン改訂版を各御家庭に出させていただきます。

加湿器の関係は、今議員がおっしゃったとおりでございます。学校に整え、若干特別教室のほうは整っておりませんが、今後検討をしてということで動きたいと思っています。よろしく申し上げます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） ありがとうございます。

次に、公職選挙法の一部改正、地域実勢及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律等について質問をしたいと思います。今日は、伊藤選挙管理委員長もお越しいただいております。ありがとうございます。

公職選挙法の改正で町村、村の議員選挙及び町村選挙がどう変わるのかちょっと伺いたいと思います。1としては、選挙運動用の自動車の使用だとか、2として選挙用のビラの作成だとか、3として選挙用のポスターの作成だとか、公営の拡大がされたということになりますが、その件について令和2年の12月の12日から施行というふうになっております。それについてちょっと伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

伊藤選挙管理委員長。

選挙管理委員長（伊藤 重光） 議席番号1番、百瀬議員の公職選挙法の一部改定によって、村の選挙がどう変わるかについての御質問にお答えをいたします。

今年度改正された公職選挙法の中で、当村の選挙に関係する事案は二つございまして、一点目は選挙運動に関する費用の公営であります。今回の法律の改正につきましては、町村選挙における候補者の負担を減らし候補者間の選挙運動の機会均等を図ることで、より多くの人の立候補意欲を高め、立候補しやすい環境整備のため選挙公営の対象を市と同様にするということでありまして、これに合わせまして、町村議員選挙においてもビラ配布が解禁するとともに、今回の公営対象拡大に伴いまして、措置として供託金制度の導入をすることでありまして。

今回の公職選挙法の改定に伴いまして、村としてこれを運用するための条例として、今12月の議会定例会におきまして、条例の制定について上程したところであります。この条例では公費負担の条例であるために、村の財政負担は増えますけれども、先ほど申しましたように候補者がお金のかからない選挙の実現とか、あるいは立候補の機会の均等を図るという手段を得ることができまして、大変意義のあることであろうと考えております。

中身について申し上げますと、公営化の1項目めが選挙運動用自動車の使用であります。これは二つのケースがございまして、一つはハイヤー方式と呼ばれております運送事業者との契約であります。それから二つ目のケースが、個別契約でございまして車代、燃料代、運

転手の手当、これを個別に契約をしていずれにしても上限を定めて公費の負担とするものがあります。

2項目目が選挙運動用のビラの作成であります。現在、村長選挙におきましては上限が5,000枚となっておりますけれども、今般村議会議員選挙におきましてはビラが解禁となりまして、上限が1,600枚ということになりまして、これも限度額の範囲で公費負担ということになります。

それから、3項目目が選挙運動用のポスターの作成であります。選挙ポスターの掲示板数につきましては、現在村の中で75か所ございますけれども、その枚数分について限度額の範囲で公費負担をするということになります。この場合の作成単価につきましては、地域の実情や過去の選挙でのポスター作成単価等を考慮して設定をしております。

以上3点の公費負担の説明をいたしましたけれども、これらの費用につきましては候補者に支払われるものではなくて、あらかじめ候補者と契約した業者に対し、もしくは個人に対して村の選挙管理委員会に内容を提出をしていただき、当該の契約業者等が村へ請求をするということになっております。

今回の改正につきまして、選挙公営の拡大に伴う措置として、町村議会選挙において供託金制度を導入されることになりました。村長選挙につきましては従来どおり50万円となっておりますけれども、今般の改正で村議会議員選挙においては15万円ということになりました。候補者の得票数が一定票に達しない場合については、供託金は没収ということになります。先ほどから述べております公費負担の部分につきましても、対象外ということになります。

村の選挙としましては、去る10月9日に開催をしました選挙管理委員会定例会におきまして、任期満了に伴う村長選挙を来年の4月11日ということに決定をしたところであります。これらに向けて準備等を進めてまいりますけれども、投票日や立候補者説明会など、日程の周知とともにこういった選挙公営制度の拡大の内容等についても、広く広報を進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

それから、法改正の2点目でありますけれども、地域の実勢及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和2年6月10日に公布されまして、同年の9月10日に施行されております。公職選挙法の一部改正につきましては、地方公共団体の議会の議員の選挙の住所要件を満たさないものが、当選を得られないことを承知の上で立候補することを抑制するためでありまして、立候補の届出の添付書類の宣誓書に、当該選挙の期日においても住所要件を満たすものであるということが見込まれるということを追加するものであります。平成31年の統一地方選挙等におきまして、住所要件を満たしていないことを認識した者が立候補して、立候補者に対する投票が無効になったという事案が発生したことによって、今般の法改正になったものであります。

市町村の議会の議員選挙の住所要件につきましては、引き続き3か月以上当該市町村に住所を有するということが決められております。住所とは、民法でいう生活の本拠であるが選挙の関係においては、選挙権を付与する等の一定の法律的效果を与えるものであるということから、その認定につきましては客観的事実によって判断することが必要であるということになっております。

現実には他に特別な事情がない限り、現に起臥しているところに住所があると認定できようというふうにしております。今般の宣誓書の様式の改正につきましても、次回の村議会選

挙、議員選挙までには準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、今般の公職選挙法の一部改正によって選挙公営の改正に伴う条例の制定で、今後村の選挙におきましても特に村議会議員の関係では、将来にわたって議員の成り手不足の解消や、多様な人材の議会参加の促進が図られることを期待をしたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（丸山 豊） 百瀬議員、時間が終了しておりますので。

1 番（百瀬 輝和） すみません。時間がもうないんですすみません、これで終わりたいと思います。

議長（丸山 豊） これで、1番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから2時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号7番、加藤泰久議員。

7 番（加藤 泰久） 7番、加藤泰久です。通告どおり2件について質問をいたします。

今年は新型コロナウイルスに始まり、まだ収束を見せず第3波が懸念されております。この1年はコロナに翻弄された1年でありました。村民も村財政がどうかというような心配をする声も聞きまして、心配するところではありますが、個人の生活や家計も大変であり、企業も受注、生産の落ち込みで先の見えぬ状況が続いております。村においては、来年度の予算編成の時期であり、村長の任期が終了となり来年度予算は骨格予算となることを踏まえて、質問をいたします。

コロナによりまして個人の収入減、企業の業績不振等により村民税、法人税、固定資産税等の村税が減収をされることと想像されます。また、地方交付税の減収も国の様子で分からないところではありますが、村としてはこの税収はどのくらいと予想するかをお伺いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 7番、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

予算関係で、来年の村税地方交付税収入の減収の質問であります。開会の御挨拶の中でも申し上げましたけれども、来年度の予算編成というのは本当に厳しいなという、これが実感であります。新型コロナの影響が今後いつまで続くのかによって大きく変わってきますが、村税の影響をどのように予想していくかということは、至難の業でございます。今、予算編成の作業を行っておりますけれども、その中で一番はやはり収入がどのくらいになるのか、これに尽きるところであります。

まず、村税でありますけれども、現在来年度予算の編成作業を行っておる中で、村税につきましては間違いなく大幅な減収となるということは、そうなっていくだろうというふうに思います。今年度まずどうなのかということをつかみながら、来年度の予想をしていくことでもあります。今年度につきましても、今回の補正予算で計上したとおり、法人住民税は5,000万円を減額補正を12月議会ですべていただいていたところでもあります。

今後の各企業の決算状況によっては、さらに減額補正の必要が生じてくるのではないかと
いうふうに思っております。来年度におきまして、この傾向というものは続くというふう
に考えておるところでございます。したがって、法人につきましてはかなりの減収にな
ると。今年度これからの状況にもよりますけれども、7,000万円くらいから8,000万円
くらいの減収でとどまってくれば、来年度もそのぐらゐの減でいけるのかなという
そんな予想は立っておるところでございます。

また、個人住民税であります。個人住民税につきましては、今年度の収入所得
に対して課税でありますので、これは法人以上に厳しくなるのかなというふう
に思っております。大きな減というふうになります。この状況というものは、
平成20年度にリーマンショックがありました。そのときに2億円の減収となり
ました。当時も村税収入全体で22億円くらい収入があったんですけれど
も、リーマンショックでは2億円の減収ということになりました。今回は
それと同程度ではないかなと。したがって、現時点では村税全体で20億
円くらいというふうに予想をしておるところであります。令和元年度の
決算が村税22億円を超しておりましたし、今年度はここで減額をいた
しましたので、22億円をかなり下回ってくるという状況あります。
したがって、20億円くらい確保できればというふうに考えております。

これからの様々な情報を分析しながら、慎重に税収見込みや算定を行ってまい
ります。私自身の希望とすれば20億円くらい確保をしたいなという、い
ってられないかなという思いはあるところであります。

次に、地方交付税であります。普通交付税につきましては、今年度の実績、
基準財政需要額が約40億円、基準財政収入額が約21億2,000万円
であります。その差額の18億8,000万円が交付基準となります。その
うちの2億5,000万円が、臨時財政対策債ということで措置をされ
たところでございます。振り返りというのがあります。それを引きま
すと、今年度16億3,000万円が交付税として交付されました。
これに対して、来年度はどのくらいになるのかなという見込みであ
りますけれども、基準財政需要額につきましては、今年度行った
国勢調査の人口が反映されてまいります。これは本村にとって本
当に大きいなというふうに思っております。国勢調査の次の年の
交付税から、国勢調査人口を用いるということになってお
りますので、今の状況でいきますとかなり5年前よりも人口増
となっておりますので、この部分は増加をしてくるんじゃないか
というふうに思っておるところであります。

しかしながら、地方交付税というものは毎年度制度変更があります。その
概要が示されるのが来年の1月ということですので、現時点では
具体的な額の予想というのは、大変難しいというふうに思
っております。基準財政収入額につきましては、先ほど申し上げ
たとおり村税、県税交付金などの減額が見込まれることから、
現時点では具体的な金額の予想というのは大変難しいとい
うふうに思っておりますけれども、基準財政収入額とい
うのは当然減ってまいることと考えておるところ
でございます。

しかし、この地方交付税自体の国の総額がどうなるかと。概算要求の数字
を見ますと、令和3年度の地方交付税というものは令和2年度より2.4%
減となっております。出口ベースで減額ということ
でありますので、本当にこれは厳しいなというふう
に考えております。逆にこの臨時財政対策債とい
うのは116.5%の増となっております。したが
って、本村における交付基準額から臨時財政
対策債へ振り替えられる割合が、本年度より
もかなり大きくなるという、これは倍以上
になるんじゃないかなというふうに思
っておるところであります。

この臨時財政対策債も本来の交付税でありますので国が100%、これ借金ではありますけれども見ていただけたらということでもありますので、交付税と同じというふうに考えておりますけれども、この臨時財政対策債につきましては、国と地方が折半をしながら借金をする財源でありますので、総額の部分では若干減ってくるというふうに考えておるところであります。そういうことを考えれば、かなり厳しい予算編成になるなということは感じておるところであります。

いずれにいたしましても、これからであります国のいろんなことが決まってくるのはこれからでありますし、地方財政計画もいまだにこれからということでもありますので、1月に入らなければ本当に数字というのはつかめないという状況であります。税全体では、先ほども申し上げましたように20億円くらいの確保、そして地方交付税全体では臨時財政対策債を含めまして今年度よりも若干減るか、あるいは国調人口で若干増えるのか、この辺の数値になるのではないかなというふうに思っておるところであります。5年前の国調人口が確定して、次の年の地方交付税というのはかなり伸びましたので、そのことを期待をしておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 歳入が非常に厳しい状況に置かれているという説明で分かったわけですが、歳入見通しが今の説明のとおり不透明でございます。かなりの減収になるというような厳しい予想でございますが、収入が減るということは支出、事業に対する影響も大きくあるかと思いますが、事業への影響に対してはどのように考えておられますか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 事業の影響であります。

当然収入が減れば、歳出も減らしていかなければ予算が組めないわけであります。そのことを前提にしながらということになりますけれども、今も申し上げましたとおり村税だとか、地方消費税交付金などの収入、これは極めて厳しいということで申し上げたところあります。地方消費税交付金につきましても、これはかなり厳しいなというふうに見込んでおります。今年度の予算が3億5,000万円ほど見込んでおりますけれども、今年度もその3億5,000万円が届くのか届かないのか、この辺の数値になるのではないかなというふうに思っております。

そうした中で、一方ではコロナ禍により発生した新たな行政ニーズ、このことも当然出てくるわけありますので、従来の課題と併せて新たなそういったコロナ禍の行政ニーズにも対応をしていかなければならないということでもあります。したがって、事業に必要なその経費の額というのはむしろ増えるものと見込んでおるところであります。

そういったことを受けまして、先日の予算編成会議におきましても、職員に経常経費の2%削減の指示をしたところあります。この辺は、私になりまして初めてマイナスシーリングということでかけさせていただきました。それほど厳しい、こういうことで感じておるところあります。計上の経費には2%削減をということで、職員に指示をしてあります。そういう中ありますので、事業の取捨選択、事業費の削減などの調整というのは避けてとれないというふうな今のところは思っております。そういった面につきましては、基金の

取崩しだとかあるいは起債の借入などによって、穴埋めをしていかなければならないだろうなという今のところの考え方でございますけれども、いずれにいたしましても、来年度の当初予算というのは議員御指摘のとおり、いわゆる骨格予算ということであります。コロナ対策など一部の経費のほかは経常経費、義務的経費中心の骨格予算ということであります。

政策的な事業を盛り込んだ肉付け予算につきましては、新たな村長の考え方の中で予算編成がなされてまいります。それに向けて今年度の予算編成、骨格予算の中で一般財源がどのくらい出るのかということに、このことに本当に神経を使わなければならない。これがかなり少なくなりますと、新しい村政の中におきまして事業ができなくなってしまうということも懸念されるところでありますので、そこら辺も考えていかなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても健全財政の維持が基本でありますので、そのことを基本にしながら持続可能な村づくりもしていかなければなりません。したがって、当然事業の影響も出てくるということはあるのではないかなというふうに思っております。そういったことを考えれば、これからの先はより事業の取捨選択が必要となってまいります。そういったことを御理解をいただきながら、新たな村長さんの手腕に大いに期待をしておるところでございます。厳しい財政状況というのは、これは今後続いてまいります。そういった中でどう事業を取捨選択しながら予算づけていくのか、住民の生活を守りながら、また暮らしやすい村にしながらいろんな事業をやっていかなければなりませんけれども、本当に厳しいということだけは、これからは覚悟をしながらいろんなことをやっていかなければならないだろうなというふうに思っております。

問題は、このコロナ禍の状況がどこまで続くのかという、ワクチンができてどうなのかとか、いずれにいたしましても来年の夏以降に日本の場合にはなるのかなというふうに思いますので、それまではしのいでいかなければならない、こういう状況が続くのではないかなというふうに思っておるところでございます。できるだけ一般財源を確保しながらの骨格予算にしてはいきたいというふうに思っておりますので、そんなことは御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） いずれにいたしましても、今後のコロナの予想が不明確であり先が読めないという状況の中で、来年度は2%削減くらいの予算編成で何とか頑張ってやっていただきたいと、こんなふうに思うところでございます。

次に厳しい中でもありますが、コロナウイルス感染症対策についてはコロナ感染が不透明でありいつまで続くのか、しかし感染防止には最優先で対応をしていかなければならないということですが、国の状況とも関連してまいります、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） コロナ対策の関連予算の御質問であります。

コロナ対策の関連予算についてであります、今年度につきましては地方創生臨時交付金などの国の補助金や交付金によりまして、大部分が手当てをされておるところでありますので、これが来年度どうなってくるのかというのはいまだに不透明であります。国で手当てを

していただければ本当にありがたいなというふうに思っておるところでございます。

同時に、これから第3次の地方創生臨時交付金がどうなってくるのか、これによってコロナ対策はかなりまた盛り込んでいかなければならないだろうなというふうに思っておりますし、国におきましてもいわゆる補正予算の関係が打ち出されました。本村におきましても来年度事業を計画している部分、道路関係だとか上下水道事業だとかそういった部分につきましては、補正で頂けるものはできるだけ頂いて、今年度からやっていきたいという考え方で県に申請をしたところでございます。そのつき具合によりますけれども、今国で行った補正の中にどのくらいの事業が突っ込めるのか、認められるのかによって、来年度の事業もかなり変わってくるなというふうに思っておるところであります。できるだけ補正予算対応の中で、ついていただければということをお願いしておるところでございます。

しかし、そういった部分もありますけれども、コロナ関連の必要な予算につきましては、これは当初予算で確保していく必要があるというふうに思っております。この点は骨格予算でありましても、議員の皆さんの御理解がいただきたいというふうに思います。これは待たなしであります。4月に入ってもコロナ関連は常にやっていかなければならないということですので、骨格予算ではありますけれども、この関係だけは当初予算に入れていきたいというふうに思っておるところでございます。

今、本当に予算編成作業を行っておるところであります。この作業が2月の始めくらいまで続いてまいります。その中におきまして、国の方針だとか地方財政計画だとかそういったものが打ち出されてまいりますので、できるだけ情報を集めながら情報収集に努めながら、的確な予算をつくっていききたいというふうに思っておりますので、御理解もお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 予算編成中といたしますが、予算に係ったばかりでございますが、この厳しい状況の中で的確な予算を編成していただきたいと、このように思うところでもあります。

4番目の学校給食センター整備の取組はということで質問する予定でしたが、同僚議員の質問もありました。それで、一部だけちょっとお話をさせていただきます。

学校給食整備については、先日の全協で説明があり大まかなところは分かったところでございますが、8億4,300万円の事業費で2021年、2022年の2か年で完成を見るという方針が発表をされたところでありますが、これは村長にとっても人口増により保育園や小学校、中学校の対応にも一段落したところではありますが、残された大きな事業であったかと思われまます。それでもここで取組の方向づけができたということで、2年を計画した中でこれが完成されていくというめどが立ちましたので、私たちは今後場所の設定、また工事中の状況等を見ていきたいとそのように思っております。

内容については、同僚議員の質問にもあったので、以後は省略をさせていただきます。

続きまして、環境美化について質問をいたします。

菅総理は就任時において、自助・共助・公助を目指す社会像として掲げました。しかし、我が村においては平成の大合併のときに住民投票で、合併ではなく自立の道を選びました。そのときに村長は自助・共助・公助を掲げ、地域や村民の皆さんの力で住みよい村にしよう

と協力を求め、現在の長野県一若い村、住みよい豊かな村と呼ばれるような村になったところでもあります。

しかし、最近では自助・共助の気持ちが少し薄らいできたように思われるというのは、戦後73年経験をしてきた古い人間議員でありますので、昔話をするのも恐縮でございますが、昔は今より雪も多くて子供が通学路に通学に使う道路を、雪かきは近隣の皆さんが協力して除雪をしてみいました。ある小学校のときの月曜日の体育館での朝礼のとき、校長先生が北原地区の人が馬のそりで除雪をして、通学道路を確保して子供たちが通学できるようにと、大変ありがたいと感謝の言葉を述べたのを思い出しました。今は村の幹線は業者の機械での除雪、またはその他の道はまっくん除雪隊の除雪で大変助かっているところでございますが、しかしその中においても、除雪の際に雪の塊が家の前にあるというようなクレームをつけるような人もいるということも事実であります。

先日区長会との懇談会があった折、各区の区長さんに区内の清掃状況についてお伺いしたところ、区により年1回から、多いところでは4回清掃をしているという区の回答も得ました。伊那市では春と秋に2回市民一斉清掃を行っております。この活動は三十数年前にJ C、青年会議所の提唱で始まったということでもあります。村では、5月30日にごみゼロの日ということで活動を行っておりますが、幹線道路のごみ拾いを15分くらいやるだけで終わってしまうと。こういう中でぜひとも村で一斉に共助の精神や気持ちで、自分たちの地域や村内を村民が一斉に清掃することによって、汚さない、不法投棄はしない、美しくするという気持ちの啓発になるかと思っておりますので、村一斉清掃デーの創設を提案するものでありますが、村長のお考えをお願いします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村内一斉の清掃デーの創設の御質問であります。その前に、自助共助のお話がありました。合併議論のときと比べると、この辺はかなり薄らいできておるのかなというのは、私自身も感じておるところであります。あのときの状況は、口も出すけれども汗をかくという、口癖のようにみんな言っておりましたけれども、今は口は出すけれども手は出さないという、ちょっと言い方は悪いですけども、何でも行政でというそういう機運になってきているのではないかなということで、心配もしておるところであります。この辺は、本当にこれから何とかしたいかなければならないなという思いでありますし、除雪の話もありました。除雪で一番クレームが来るのが、いわゆるかいていきますと国道沿いとか大きな道路沿いの家はみんなこう言う、出れないという。除雪をして押していくもんですから、雪がたまって出れないという、こういうクレームは雪の多いときは毎年きます。しかし、それは自分でかいてくださいと、そのぐらいしていただかないと村は幹線道路はかけませんという話もしていかざるも得ない時代になってきましたと同時に、私も大雪のときに経験をいたしましたけれども電話がかかってきまして、よっこの話で申し訳ありません。

雪をかきにきてもらわなけりゃうちから出れなんで、職場へいけないという、こんなクレームの電話もかかってきたところでもあります。それは区長さんにといいましたら、私は区に入っていないという、これもびっくりしましたけれども、そういう時代になってきたのかなという気持ちでありますけれども、何とかこの辺は立て直していかなければならないかなという、この後の議員の質問にもあります、ここで詳しくまた議論もしていきたいなというふ

うに思っております。

一斉の清掃デーであります。村ではごみゼロ運動として年一回5月30日付近を全村を上げての清掃活動をお願いしております。このごみゼロ運動は県のごみゼロの日、統一美化キャンペーンに合わせて活動をしているところです。多くの村民の皆さんの協力の下で、平成29年度から令和元年度3年間の平均で2,956人の参加がありまして、611キログラムのごみを回収しております。残念ながら今年度につきましては、コロナウイルス感染防止という観点から一斉活動はできなかったところであります。

それ以外の環境美化活動といたしまして、各区で区ごとで取り組んでいただいております。例えば、中込区では2か月ごとに区内の一斉清掃を行っておる。水路等のごみ拾いや水路周辺の草刈りなどを行っておるという、2か月に一回ということであります。北殿区辺りは7月と12月頃に川や水路の清掃を、これは南殿も同じようにやっております。田畑区では7月に大泉川の土手の草刈り、秋には水路清掃などほとんどの区で様々な清掃活動を行っているというのが実態でございます。本当にありがたいなというふうに思っております。このことも共助の一つではないかなというふうに感じております。

5月のごみゼロ運動以外に、村内一斉の清掃日を設けてはという御意見であります。現在各地区で自主的に清掃活動を行っていただいております。環境美化に努めていただいておりますので、それぞれの地区の行事予定に合わせて実施日がこれも決められております。村が率先して環境美化の機運を上げていくということは、これは本当に大切なことではありますが、地域の実情に合わせて地域の実情を尊重していくという意味では、現状のままの活動をしていただくことがよいのではないかと考えております。

日を合わせるということも大変難しいという、こういう状況でありますし、各地区の状況を見てみましても、もう少し負担を減らしていただきたいというお声がどうも圧倒的に多いようであります。そういったことを考えれば、これ以上の負担をお願いするという状況にはないのではないかなというふうに思っておるところであります。したがって、年2回というのはちょっと難しいというふうに考えておるところでございます。それよりも、今は各地区で行っている清掃活動を継続して行っていただくことのほうがよいのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 村としても突出してできる、できないという難しいということになれば、ぜひとも環境美化について村民に啓発運動をして環境の美化に努めていただくという気持ちを、大勢が持っていただくようにしていただきたいと思っております。

次に、大芝湖の湖底の土の浚渫をということですが、大芝湖の上段の湖の浚渫が行われておりますが、湖底の土が産業廃棄物でなく一般土として扱われることになりまして、費用もかなり軽減されるようになったのではないかと思います。大芝の顔でもあります大芝湖でありますので、上段の湖に引き続いて下段の湖の浚渫も引き続いて行ってもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝湖の湖底の浚渫の質問であります。この大芝湖につきまして

は、長年浚渫ということはやってこなかったところがございます。そのために、この下流の水の広場、せせらぎや池などから腐臭するなどの苦情や子供たちが水の広場で遊べなくなったというようなそんなお声も頂いておるところであります。そうしたことを受けまして、今年度西側の湖から工事を実施をしております。長年の土砂の堆積等によりまして、西側の大芝湖約1,970平米ありますけれども、最大で25センチ、約390立方メートルの土砂などが堆積をしている状況であります。現在、干しているという状況であります。

加藤議員から御指摘がありましたように、これが水を含んだまま処理すると産業廃棄物でありますので、かなりのお金がかかってしまいます。乾かして水が落ちないようにすれば、一般廃棄物ということで処理ができるということとなっております。その辺も精査をしながら、今日干しを中心にしながら干しているところでもあります。ただ、いいかなと思ってかきましたらまだ下のほうが水がついておるといふようなことで、今排水路をつくりながら対応をしておるといふことであります。したがって、工期も延ばしたところでございます。今月25日までの工期を、3月12日まで延長させていただきました。掘り返したらかなりまだ水があるという、沼地のようになっている部分がありますので、工事ができる状況ではないということで延ばさせていただきました。そういったこともありまして、3月いっぱいまでかかってしまうのかなというふうには思っております。

また、東側の今大芝湖の質問もございました。東側につきましては4,050平米あります。したがって、上の池よりも約2倍の大きさとなっております。土砂の堆積状況は上の池ほど深くはないというふうには思っておりますが、同様な推測をしておるところであります。下の池の浚渫につきましては、村三か年実施計画の中で、来年度事業で計画をしております。大芝湖や水の広場は多くの人たちの憩いの場、遊び場になっておりますので、できるだけ早い機会に環境整備を終えることが必要ではないかというふうには思っております。村三か年の実施計画の中では、来年度工事ということになっておりますけれども、これは私がつくる来年度の予算の中でこれを盛り込むというわけにはまいりませんので、骨格予算でありますので、新しい村長の下で編成がなされる。新しい村長がそんなことよりほかのことが大切だと言え、それはそれで変更になる可能性はありますけれども、計画行政の中でそういった計画として位置づけられておりますので、そういうことはないだろうというふうには思っておりますので、答弁としてはそのくらいの答弁となります。大変申し訳ありませんけれども、来年度の予算づけをするかしないかということは、私の口からは申し上げられませんので、その点は御理解をいただきたいなと思います。計画の中に入っておるといふことだけ申し上げておきたいというふうには思います。

以上です。

議 長（丸山 豊） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 道の駅となりました大芝高原でもありますし、大芝の中でも大芝湖は大芝の顔でもありますので、ぜひとも皆さんが親しんで愛される湖になるように、今後とも私たちも見詰めながら進めて行きたいと思っております。

時間がちょっとありますので、短く私の独り言を述べさせていただきます。

議 長（丸山 豊） 簡潔にお願いします。通告された質問が終わっておりますので。

7 番（加藤 泰久） 簡潔に行きます。

村民の皆さんで自助・共助・公助、この言葉を理解し皆さんで実践していただきた

いと。以上です。短か過ぎてすみません。

以上で、私の質問は終わります。

議長（丸山 豊） これで7番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから3時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号5番、笹沼美保議員。

5番（笹沼 美保） 議席番号5番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いいたします。

まず1項目め、村民の安全を守るための迅速かつ積極的な情報提供について質問します。

今年は各地で熊の出没が相次ぎ、キャンプ場や温泉旅館付近で人が襲われた事例もありました。10月31日には伊那市西箕輪大萱の住宅敷地内で、住民女性が熊に襲われ重傷を負いました。この日は伊那公民館付近、御園の新水神橋付近、西箕輪と3件の目撃情報があり、この熊は大清水川を上流に向かって移動していたと見られ、もしかしたら神子柴区の住民にも被害が出ていたかもしれません。伊那市では、10月31日の未明から熊の目撃情報が複数回メール配信され、防災行政無線を使っての周知も行っていました。

本村のメールメッセージでは、10月31日の11時半頃と夕方5時半頃に目撃情報のメッセージが届きましたが、防災行政無線による注意喚起はありませんでした。熊に出会ってしまえば襲われる危険もあり、全ての村民がメールメッセージを利用しているわけではないのですから、防災行政無線を使って周知をすることも必要であると考えます。

今後、村民が危険にさらさせる恐れがある場合には、防災行政無線を積極的に活用して周知をしていくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、子供たちが登下校時や放課後、遊びに出かけた際に熊に出会ってしまう危険性もあります。なるべく冷静に対処し危険にさらされないために、熊に出会ってしまったときにはどうすればよいのかを教えておく必要があると思います。

長野県鳥獣対策ジビエ振興室の職員が、NPO法人信州ツキノワグマ研究会の監修を受けて自作した動画をYouTubeで公開しています。このような動画を使って、熊への対処法を小中学校で指導してはいかがでしょうか。

以上2点について、答弁をお願いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

最初に、唐木村長。

村長（唐木 一直） 5番、笹沼美保議員の御質問にお答えをいたします。

熊の出没の情報伝達の質問であります。御指摘のとおり、今年は全国各地で熊の出没が相次いだところであります。上伊那管内でも同様でありまして、隣接する伊那市では10月31日の未明に伊那公民館付近で目撃をされ、その後伊那市西箕輪大萱の住宅敷地内で熊に襲われ、女性が顔の骨を折る大けがを負う事案が発生したことは、記憶に新しいと思います。同じ個体と見られる熊の目撃が伊那市内で相次いだことや、熊の足跡などから熊が南箕輪村と伊那市の境を流れる大清水川沿いを上流に向かって移動した恐れもあり、地元神子柴区、村猟友会であり、南箕輪村鳥獣被害対策実施隊や村職員等によるパトロールで、周囲の状況を

確認しながら巡回は行いました。

その中で付近に潜んでいるような様子はいかがえなかったため、近隣住民には熊の目撃情報と外出を控えるように、第一報としてはメール配信で注意を呼びかけたところでありました。熊の村内での出没状況によりましては、防災行政無線による住民周知を予定をしておりました。このときも予定はしておりましたけれども、その後熊の目撃がなく、熊が出没した場所が隣接する伊那地籍であったことや伊那市でパトロールを実施していたことを踏まえまして、住民へ過度な不安をあおる情報とならないよう総合的に判断した結果、防災無線で村民への周知をすることはしませんでした。基本的にはする予定ではおりましたが、そのときの状況によりまして防災行政無線での周知は控えたということでありました。

また熊の問題に関しましては、去年の例から大芝高原の西側村有林からの侵入を警戒してカメラを設置し、モニタリングを継続してカメラに熊が映ったため、熊おりを仕掛けてパトロールを行って捕獲したという、こういった事案も発生をしたところでありました。捕獲した熊につきましては、学習放獣をしました。去年は大芝地区で何度も熊が目撃され熊の存在を確認したため、大芝、大泉地区には防災無線で注意喚起を行っております。今後も状況を見ながら村民の安全を優先して、防災無線は活用をしております。そのときの状況によってでありますけれども、できる限り安全面を考慮、配慮をしながら、無線では流していきたいというふうに思っております。去年は流させていただきます。そんなことでお願いをいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 続いて、清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号5番、笹沼議員、県職員が作成した動画を使って小中学校で指導してはについてお答えします。

まず、先ほどお話があった熊が出没したというのは、学校の動きについてちょっとお伝えさせていただきます。10月31日に西箕輪の女性の方が大けがをしたというニュースが報じられました。11月2日なんです、子供たちの登校の際に十分気をつけて登校するように保護者の方にメール配信、それから児童への注意喚起とともに学校職員、教育委員会事務局職員が巡回といいましょうか見守りに動きました。その週学校、特に小学校では、大芝高原での活動が予定されていましたが延期、あるいはみんなの森のほうに行かないように十分配慮という動きをさせていただきました。

議員お話し動画ですが、熊に出会った場合の対処法として熊を驚かせないように静かに立ち止まる、ゆっくり後ずさりをする、走って逃げると熊が追いかけてくる危険性がある、大声を出す、物を投げる、あるいはかわいいと思って近づくことは絶対駄目、約2分の動画に必要なことが端的に分かりやすく収められていると思っております。私も視聴させていただきました。

南箕輪小学校では、既に給食の時間を利用して全校で視聴して、各教室で熊に遭遇したときの留意点についての確認をしております。南部小学校さん、それから中学校さんでも今後活用を予定しております。小中学校では御存じのように大芝高原での活動や、経ヶ岳競歩があります。また、今後平地にも熊が出てくる可能性があるかなというふうに思います。たしか情報を生かして、危険な場所に行かないことを基本におきながら、いざというときにどれだけ動けるか疑問が残ります。私も熊に会ったらどうするかは自分で自信がない

んですけども、でも知らないと何でもできないので最低限こうしようという、先ほどの県の動画などいろいろな情報が動画でもあったり、あるいは環境省からも資料が出ていますがそのようなものを活用しながら、危険から身を守るために勉強する機会が大事かなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） ここ最近の新世代熊は人をあまり怖がらず、今年のように山のドングリが不足でおなかですくと、一気に人の生活圏に出てきてしまうということです。また、温暖化の影響で冬眠期の目撃件数も増えてきているようなので、冬でも警戒が必要です。まずは、熊に出会わないようにすることが大切で、注意喚起のための情報は迅速にかつ多くの住民に知ってもらう必要があります。積極的な情報提供をお願いします。

また、子供たちにはもし出会ってしまったときに冷静に行動できるよう、対処法を教える機会を設けていただき、これからの熊やほかの野生動物との共存について考えるきっかけにもなればいいなと思います。

次に、不審者情報の発信についてお尋ねします。

今年は本村の沢尻地区において、不審者事案が3件ありました。1件目は7月10日午後7時頃、高校生が男に付きまとわれた事案、2件目は9月8日午後8時頃、入浴中の女性が何者かへのぞかれた事案、3件目は10月31日午後2時半頃、小学生が男から声をかけられた事案です。いずれも村のメールメッセージで不審者情報が配信されましたが、ある民間の防犯情報の発信よりも遅く、なぜだろうと疑問が残りました。

7月10日の事案は発生が金曜日の夜でしたので、民間からの情報が月曜日7月13日の朝8時50分頃、村メールが届いたのはその2時間半後の11時20分でした。9月8日の事案はやはり発生が夜でしたので、民間からの情報が翌日の朝8時50分頃、村メールが届いたのはその3時間後の12時近くでした。10月31日の事案は発生が土曜日の午後でしたので、民間からの情報が月曜日11月2日の朝8時40分頃、村メールが届いたのはその40分後の9時18分でした。

不審者事案も先ほど質問した熊同様、まかり間違えば村民の身に危険が及ぶ事態になりかねません。こういった情報はいち早く村民に届けるべきで、迅速な発信が必要であると考えますがいかがお考えでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 不審者情報の発信の御質問であります。

不審者情報につきましては、より早く的確に流していくことはそのとおりだというふうに思います。これからもそういうことで迅速な情報発信に努めてまいりたいというふうに思っております。

警察からでありますけれども、警察からは直接電話などでの情報提供はありません。ライブくんウェブで確認している状況であります。こうした情報というのは、警察でも十分状況を確認してから配信するとのことでもありますので、事例が発生してからメール配信まで多少の時間がかかることはあるとのことでもあります。しかし、今民間からよりもかなり遅いという御指摘をいただきましたので、この辺は常に確認をしていく必要があるというふうに思っております。おるところであります。警察から直接来ないものですから、そういった部分というのは

今御指摘のあったようなことも発生するというふうには考えられますけれども、できるだけ確な情報発信ができるように努めていきたいというふうに思っております。今後も警察署と連携をしながら、発信可能な情報はできる限り早期にメールで発信していきます。その点はまた、気を引き締めながらやっていきたいというふうに思いますけれども、ライポくんメールで確認もするという状況でありますので、その点は御理解もいただきたいなというふうに思います。

熊のほうのとき等もありますけれども、このメールメッセージはできるだけ多くの皆さんに登録をしていただきたいというふうに思っております。このことは、常に村報等で登録を促していかなければならないというふうに思っておりますので、この辺はそのように努めていきたいというふうに考えております。できるだけ情報というのは迅速、これにこしたことはないわけでありますので、できるだけそういったことで努めてまいりますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 防犯情報など住民の安全を確保するための情報は、正確さはもちろん、迅速に多くの住民に伝えなければなりません。そのためにはどうすればよいのか、常に考えていただきたいと思えます。

2項目め、ファミリーサポートセンターの預かりについてです。令和元年6月定例会の一般質問で、ファミリーサポートセンターの預かりについて障がい児対応できる協力会員を募集、または育成が必要ではとの質問をし、対応できる協力会員の育成も必要だと答弁でした。そのあと、障がい児対応できる協力会員の育成に取り組んでいただけただけでしょうか。答弁をお願いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） ファミリーサポートセンターの預かりについての問題であります。

このファミリーサポートセンター事業というのは、子育ての支援を受けたい人と子育ての援助を行う人が会員となりまして、地域の中で子育ての総合援助を有償で行う会員組織であり、こども館係が事務局となっているファミリーサポートセンターが仲介役として連絡調整を行っておるところであります。

現在、伊那定住自立圏である伊那市、箕輪町、南箕輪村の3市町村合同で研修を開催しております。全6回からなる養成講座を年1回行っております。そして、スキルアップ講座を年1回行っております。この研修において、障がい児対応に特化した研修はしておりませんが、心の発達とその問題、あるいは子供の栄養と食生活をテーマにした研修において、発達特性のあるお子さんへの対応のポイントや食事対応について講義をしていただいております。実際に援助活動を行う際には、そのお子さんの生活習慣や体質、性格などについて依頼会員と協力会員との間で打合せをしていただき、安全に援助活動ができると両者が合意した上で行っていただいております。したがって、独自のそういった講座というのではなくて、伊那定住自立圏の中で何回かこういった講座を開催しております。その中に障がい児対応時にも対応できるような、そういった問題も提起をさせていただいております。

今年度の実績においても、特性をお持ちのお子さんの預かりや送迎などを行っていただき、センター側といたしましても丁寧な引継ぎに努めております。実績もあるところであります。しかしながら、このファミリーサポート事業というのは、一般の方がボランティアとして協力会員となつていただくことで成り立っている事業であります。協力会員の皆さんには、研修やこれまでの自身の経験やノウハウを踏まえて、できる範囲の中で特性をお持ちのお子さんや障がいのあるお子さんに対してもサポートをしていただきたいと思います。専門的な知識、経験が必要になるようなお子さんにつきましては、障害福祉サービスにつないでいきたいと考えております。ボランティアとして実施をしておりますので、その点はそんな御理解もいただければというふうに思っております。村としても実績はありますので、さらに研修会等を開催しながら、ボランティア会員の育成に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） ファミリーサポートは、援助を受けたい人である依頼会員を援助を行う人である協力会員が支える子育て支援活動です。できるだけ多くのニーズに対応できるようにしていく努力は必要だと思いますので、講座はもちろん、積極的な研修も行っていたいただきたいと思います。

3 項目、LD等通級指導教室についてです。

LD等通級指導教室とは、LD、つまり学習障がいなど授業の中で配慮が必要な子供たちが、通常学級に在籍しながら一部の授業について個別、あるいは少人数で特別な指導を受ける場のことです。去年9月定例会の一般質問でLD等通級指導教室について質問したところ、本村には設置されておらず、保護者に送迎の負担がある中、伊那市のLD等通級指導教室に通っている子供たちがいるとのことでした。教育長から教育的ニーズのある子供たちのために様々なハードルはあるが、本村の小中学校への設置を実現していきたいとの答弁をいただきました。今はどのような状況であるかお尋ねします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

LD等通級指導教室、設置は実現したかという御質問でございます。

LD等通級指導教室、教室そのものの設置には至っておりません。ただ、今年度サテライト教室がスタートといいますか開催をいたしました。少し詳しく端的にお伝えします。

今議員おっしゃられたように9月議会でお伝えしましたが、子供のために通級指導教室の必要性をということで県に伝えてまいりました。今年度4月から南箕輪小学校にサテライト教室、正式に言いますとLD等通級指導教室のサテライト教室の開室が実現し、子供たちが学んでおります。サテライト教室は通級指導教室の設置ができなくても、近くのLD等通級指導教室の担当が週に1日程度、実際は1日なんですが本村の学校に来て教育的ニーズに応じながら、子供たちを指導する仕組みでございます。

指導の実際ですが、現在南箕輪小学校に伊那北小学校の学びの教室、LD等通級指導教室の担当職員が金曜日に1日来ております。児童の指導を行っております。児童は南小の児童3名が、その子の特性に応じた指導を受けております。サテライト教室とともに通級指導教

室での学びの連続性、そこのつながりがうんと大事だと思いますので、村費支援員の一人にサテライトコーディネーターとして関わっていただき、児童の様子を参観して担任と相談したり、個別支援につなげたりして8名の児童が支援員と関わっております。支援を受けているという言い方がいいのでしょうか、サポートをしております。

週1回の担当職員の動きであります、サテライト教室には様々な教材が準備されています。またもし参観していただければと思いますが、各学年に提供されたり研修を実現したり、特別支援教育の視点から指導の在り方について職員で共有が図られていると、望ましい状況が生じているというふうに受け止めております。

今後なんです、今申し上げましたようにサテライト教室は週に1日のみということで、教員が出向いてくる仕組みでございますので、本村の子供の実情として来年度は通級指導教室、月曜から金曜までの教室が開かれる、それが適切というふうにもうんと考えております。ニーズとしては、南箕輪小学校で現在3名のほかに約10名ぐらいが教室でしっかり学びたいというニーズ、あるいは南部小でもお子さんがいます。ぜひともサテライトではなくて、通級指導教室の開室を強く願い、県にも伝えているところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） LD等通級指導教室の設置に向けて、サテライト教室の仕組みはできているとのことなので、これからさらに子供たちの個々の学びのニーズに合った体制が整えられることを強く願っています。

4 項目め、保育園周辺のキッズゾーン設置についてです。キッズゾーンとは、保育施設の周辺に路面の塗装などでドライバーへの注意喚起を図り、散歩のときなどの園児の安全を確保するためのものです。去年12月の一般質問で、本村にも設置の考えはあるか質問をし、村長からは散歩コースの安全確認をした上で設置をしていくという答弁をいただきました。

現在の設置状況をお尋ねします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 保育園の周辺のキッズゾーンについての御質問であります。

この質問につきましては、昨年12月議会におきまして笹沼議員と百瀬議員から出されております。御指摘のとおり、キッズゾーンというのは保育施設等周辺での意識の啓発や、運転者への注意喚起等が目的とされております。キッズゾーンの範囲は保育施設等の周囲、半径500メートルを原則としており、道路管理者や警察と協議の上設定し、キッズゾーン内で具体的な交通安全対策を実施することとなっております。

国からの通知の中で、キッズゾーンの設定を検討している箇所は既にスクールゾーンとして設定されている場合につきましては、混乱を招かないようなことが原則となっております。既存の交通安全対策を優先させるということになっておるところであります。保育園の周辺はスクールゾーンや通学路になっている箇所もあります。

村には、通学路安全推進協議会が設置されております。この協議会で学校関係、警察関係、村の建設関係、管理防災関係の職員で構成されております。主要道路の危険箇所の点検を行い洗い出しをし、協議会で優先順位をつけて整備につなげております。

キッズゾーンにつきましては、今年度から協議事項に加えていただき、打合せを2回ほど

行っておりますが、最初の会議が新型コロナの関係で開催が見送りになってしまいました。取りかかりが遅くなったこともあり、現段階では設置場所の決定にまでは至っていない状況となっておりますが、今後も協議を重ね、幹事会や協議会でキッズゾーンの設置やキッズゾーン内の交通安全対策の検討を進め、保育園児の安全対策を行っていききたいというふうに思っております。

この協議会の中で議論をしていただく、こういうことに設定をしたところでありますけれども、御承知のような新型コロナウイルスの関係で、なかなか前に進めなかったというのが実態でございます。開催が見送りになり、取りかかりが遅くなったということは御理解をいただきたいと思っております。今、キッズゾーンの設置に向けて検討も進めておりますので、そんな点も御理解をいただければというふうに思っております。いずれにいたしましても、児童生徒の安全対策というのは大切であります。したがって、コロナで取組は遅れておりますけれども、前へ進めて行くこととしておりますので、よろしくお願いをいたします。

コロナ禍ということでいろんな活動が本当にくるってしまいました。これは、本当に悲しいことだなというふうに思っておりますけれども、何としてもこのコロナを収束させなければ、いろんな日常活動が制限されてしまいますし、いろんなところに影響が出てきております。このキッズゾーンの設置、検討をということで計画をいたしましたけれども、2回ほどで今中断をして、また始めておるといふような状況であります。そんな点は御理解をいただきながら、前に進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

議長（丸山 豊） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 本村はまだ人口が増えており、新しく住宅が建設され道路の見通しなどが変化していくことも考えられます。小まめに点検をして必要な安全対策をしていただきたいと思います。

5 項目め、母子・父子家庭高等学校生徒通学費補助金の見直しについてです。この補助金は、母子または父子家庭の高校に通学する生徒の保護者に通学費の補助をしているものです。補助金額は通学距離 2 キロメートル以内で年額 5,700 円、通学距離 2 キロメートルを超えると、年額 1 万 4,250 円です。要綱制定からかなりの年数がたっており、今年 3 月の一般質問で補助金の見直しをお願いをし、村長から独り親家庭でいいのか、所得制限はどうか、距離はどうかを総合的に検討していく必要があるとの答弁をいただきました。現在の検討状況をお尋ねします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 母子・父子家庭高校の通学費の補助金の御質問でございます。

この質問も、笹沼議員から今年の 3 月議会で質問をいただきました。制度の内容につきましては、笹沼議員御指摘のとおりであります。通学距離が 2 キロメートル以内の場合、以上の場合に分かれまして 5,700 円、1 万 4,250 円を支給しております。このもともとの条例が昭和 62 年 3 月で、要綱の制定や最終改正からかなり年数が経過して現在に至っております。調べてみましたが、補助の基準や金額についての根拠が分からない部分というのもあったところでございます。

御指摘をいただきました、いわゆる駅からの通勤距離、定期代というようなこともあるので、少し要綱自体がおかしくないかということの御指摘であり、確かにこれは改正をしてい

かなければならないだろうというふうに思って、そのときの議会では答弁をしたところでございます。

この補助金につきましては本村だけではなくて、上伊那の中で村と伊那市、駒ケ根市、飯島町、宮田村の5市町村が実施をしておるところであります。補助内容につきましては、各市町村でかなり違っております。伊那市と宮田村は、母子・父子家庭のうち住民税が非課税の世帯、それから飯島町は児童扶養手当受給資格者、駒ケ根市は児童扶養手当受給資格者と母子・父子家庭以外も含む生活保護家庭が対象となっております、通学定期代の3分の1のところ、4分の1のところ、また距離により月額が定められている市町村もあり、補助金の額や基準、限度額についてはそれぞれの市町村によってかなり違っておるところであります。

現行の村の制度では、母子・父子家庭通学に交通費がかかっている場合には、所得制限はなくして全ての世帯が補助対象となっておりますが、他市町村ではそれぞれ所得制限がある非課税世帯だとか、児童扶養手当対象世帯に限定をされておるところであります。この辺をどうしていこうかなと、今悩んでおるところであります。

村でも貧困対策の面から考え、所得が少ない世帯には遠くの学校に通うケースに手厚くすることを検討してきたところではありますが、所得が一定以上ある児童扶養手当対象世帯これに絞りますと、母子・父子家庭の約6割であり、4割が対象から外れることになってしまいます。また、非課税世帯とした場合には、補助対象がさらに少なくなってしまう、絞られてきてしまうという、こういうことがあるわけであります。

補助率につきましては、仮に他市町村の中で補助率が高めの定期代の3分の1とした場合には、伊那市と箕輪町の高校へ通学する場合の補助金は、現在の1万4,250円より少なくなって減少してしまう、こういった状況もあります。また、生活保護世帯につきましても検討をしてみましたけれども、これは通学費が保護費として支給されておりますから、だから給付する場合には通学費が出なくなるという面もあります。

今申し上げましたように、様々な検討はしてまいりましたが、マイナス面が出てくることから、これはもうしばらく検討期間を頂ければというふうに思っております。これを救うにはどうしていったらいいか、あるいは私自身も一定の所得制限というのは必要かなというふうに思っております。考え方からすれば、児童扶養手当受給資格のほうがゆるいものですから、それでいきたいなということで今考えておりますけれども、定期代が3分の1にするのか4分の1、これは3分の1が妥当ではないかと思っております。しかし、それにしても額が下回る方はゼロになる方も出てしまうため、もうひと検討しなければならないというふうに思っております。定期代の2分の1にして児童扶養手当受給者資格でどうだろうかとか、あらゆる場面を想定をしていかなければならないということで、もう少し検討期間を頂ければというふうに思っております。

これは、単に額を上げればとの考え方もあるというふうに思いますけれども、これも今日も何回か申し上げておりますけれども、福祉関係というのは後戻りすることは本当に難しいということでもあります。他の事業とのバランス、これも考えていかなければなりませんし、村の財政状況も考えていかなければなりませんので、その辺を含めてもうひとつ検討させていただきたいというふうに思います。所得要件、これは児童扶養手当受給者資格でいかに得ないのかなと現段階では思っております。定期代をどのくらいにするか、3分の1ないし2分の1、この辺も考えに入れながら検討をしてみたいというふうに思っております。

こんなに複雑になるとは予想していませんでしたので、所得制限をどうしていくのか、定期代をどういうふうにするのか、この辺はしっかりとまた検討をしてみたいというふうに思います。先に休止することから考えてはいけませんので、この辺につきましては、担当のほうへは次期村政に委ねるかという話もいたしましたけれども、今議会でも様々な質問を頂きまして、できるだけ村長任期中のうちという御意見も頂きましたので、その辺を視野に入れながら要綱改正をしていければというふうに思っておりますので、影響が少ないのがどういうふうにしていくのかということ、もうひと検討させてください。よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 見直しを慎重に考えていただけているとのことですので、希望の高校が遠くても通学費の負担を考えて進学希望をちゅうちょしなくて済むよう、適切な補助金制度にしていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、5番、笹沼美保議員の質問は終わります。

なお、1名の議員の質問が残っていますが、明日10日の午前9時から一般質問を続けるといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午後 4時07分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 1 2 月 1 0 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

4 番 藤 城 栄 文

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	都志今朝一
2番	山崎文直	7番	加藤泰久
3番	原源次	8番	小坂泰夫
4番	藤城栄文	9番	三澤澄子
5番	笹沼美保	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	伊藤千登世
副村長	原茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
教育長	清水閣成	産業課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	建設水道課長	藤澤隆
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	伊藤弘美
会計管理者	松澤厚子	代表監査委員	原浩
財務課長	唐澤英樹		
住民環境課長	清水恵子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤さゆり
議会事務局次長	高木謙治

会議のてんまつ

令和2年12月10日

午前9時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれ、的確な質問、答弁をお願いいたします。

議席番号4番、藤城栄文議員。

4番（藤城 栄文） 議席番号4番、藤城です。通告した3項目について質問いたします。

まずは、自律（自立）の道と協働のむらづくりについてです。

南箕輪村は平成16年の住民投票で、合併ではなく自立の道を選択いたしました。元号も平成から令和に変わり、当時の経緯を知らない新しい住民も増えています。新しい住民が今のぐらいいらっしゃるのかなと単純に疑問に思いまして、試算をしてみました。お手元の資料の1にありますが、統計ステーション長野の数字によれば、平成16年から令和元年まで村では約2,500人の赤ちゃんが生まれ、約1,900の方がお亡くなりになっております。また、社会増減数はプラス約1,100人となっています。これらの数字の合計である5,500人は、少なくとも合併論議のときにいなかった新しい住民の方々であると推測できます。さらに、当時判断能力がなかったお子さんや転出入での入れ替わりはこの5,500人には含まれておりませんので、実際にはさらに多いと考えられます。パーセンテージでいえば、少なくとも35%以上の方は新しい住民であると言えます。

話を自立に戻します。自立を菅内閣総理大臣が政策理念としている自助・共助・公助で考えますと、まずは自助や共助の積極的な在り方を追求して、その中から公助の在り方を模索するといったものになるのかなと理論的には分かった気にはなりますが、では村ではどうだったのか、昨日の村長の答弁では口も出すけど汗もかくといった表現がありましたが、実際分からない部分も多いというところが正直なところであります。そこで、南箕輪村で自立を選択したときの住民意識について、新しい住民に向けてお聞かせ願えればと思います。

また、9月議会や本議会においても時代が変わった、協働のむらづくりの意識が薄れてきている、村でやっていかざるを得ないといった村長の考え方の変容がうかがえる答弁もございました。

そこで、これまでの経緯から未来までを見据えて、改めて自立の道を選んだ南箕輪村の目指していく方向性やビジョンがどうあるべきかを、4期16年村長を務められた豊かな知見、経験からお伺いできれば大変ありがたいと感じます。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 4番、藤城議員の御質問にお答えをいたします。

自立の道を選択した当時の住民の思い、そして今の変遷、こういったことの御質問だというふうに思っております。自助・共助ということはよく言われる言葉であります。しかしそれを実践していくには、大変難しいなということを感じておることもそのとおりだというふうに思っております。

そういった中で、当時を若干振り返ってみたいというふうに思っております。南箕輪村は最初は6市町村の合併、それに向けて協議会にも参加をしました。その中で伊北の辰野町、箕輪町が、いち早く自立ということで決定をいたしました。本村もアンケート調査等々からすれば、自立の道の選択肢が多かったわけであります。そういった中で、伊那市を中心とした高遠、長谷、この合併協議が進んで、何とか南箕輪村も参加をしていただきたいという、そういう中で、4市町村の合併協議参加をいたしました。そういったことでいろんな議論を重ねた末に、住民投票で自立を決定をしたところであります。

当時の住民投票の考え方といたしましては、私はその当時助役という立場で村長補佐をしてきました。当時の村長の考えは、私はこれはすばらしかったなという部分があります。というのは、住民投票で1票でも多いほうで決めるということでありました。そういったことで、住民投票を実施して自立ということになったわけであります。結果としては、約65%が反対ということでありました。これ自身は私自身も、そのくらいの数値になるのかなということ、これは全く予想どおりでありました。自分で進めていながら予想を立てたわけでありまして、これは難しいだろうなという判断でありました。そういった当時の村民の皆さんの中には、これも何回か申し上げておりますけれども、言うべきことは言うがやるべきこともやるという機運がかなり高まっていました。口を出すけれども汗もかくということが、一般的に言われていたというふうに思っております。

それを具現化したことといたしましては、村の第4次総合計画策定に当たりまして、当時のむらづくり委員会が白紙の状態から素案を作成しようと、約2年間延べ100回の会議を重ね、さらに委員自ら各地区に入り懇談会を行うなど、総合計画策定に向けて主体的、積極的に参画をしていただいたことでもあります。このことは、本当に画期的だったなというふうに思います。その分村の職員も大変苦勞をいたしました。こういったことも生まれて、この第4次総合計画が策定をされたということでもあります。

さらには住民の意思で動く体制づくりと、行政側がそれをサポートする組織の設置など、新たなコミュニティの提案もされました。まさにこれは、自主防災組織であります。現在は全て12区において、この自主防災組織が組織化をされたところであります。これも合併論議を経てということになっております。この自主防災組織につきましては、平成18年の豪雨災害を機に全地区で組織化されたということも大きかったかなというふうに思っております。

平成18年に大変な雨が降りまして、天竜川が間一髪危なかったという状況がありました。私も、避難勧告を長野県で一番早く出ささせていただきました。これはえらいことになるという意識からでありました。村始まって以来の避難勧告を出しました。この決断というのは、大変重かったなというふうに思っております。当時私もよく言いましたけれども、選挙に出るときよりも決断が本当に難しかったというそんな話もさせていただきましたけれども、今ではそのことが例となりまして、常に災害が起こる前に避難勧告や避難指示が出されておるところでございます。

それと、また期を同じ頃でありますけれども、小さな村から元気を発信したいという、イ

ルミネーションフェスティバルが企画をされました。これは本当に住民の発想から出た企画であり、村も一切この部分はノータッチでありました。このノータッチであったということは、住民自身が動いたということでもあります。この企画につきましては、私も個人の立場で参加をさせていただきました。夜に出て行って駐車場の整理をしたりと、貴重な経験もさせていただいたところでもあります。そういったことで、かなりこの時期はそういった動きが活発化してきた時代だったなというのを、振り返って思うところでもあります。

ただ、時間が経過し人口が増加する中で、村民の皆さんに自立当時の思いが薄れ、行政頼みになってきていると感じていることも、これもまた事実であります。本当に最近では、それが顕著になってきたなというふうに思っておるところであります。

そのような中で、現在村では第5次総合計画の後期基本計画を策定中であります。行政による取組だけでは、やはり限界があります。引き続き、村民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働をする自助・共助・公助のむらづくりを進めていってほしいと思っております。そのためには自主的、積極的な住民参加が重要であり、そういった方々が地域から出てきてくれることを期待しておりますが、村といたしましても、村民の皆さんへ協働のむらづくりについて丁寧に説明をすることも必要であります。そう思っておりますけれども、なかなかこの辺が進んでいかないということも感じております。むらづくりに主体的、積極的に参加していただくための仕組みづくりや体制づくりをこれからは摸索をしていってほしいと、推進をしていってほしいと思っておるところであります。

自主防災組織の話を上申しましたけれども、その中で画期的であったのは、幾つかの自主防災組織で区や組を越えた班編成というのが行われました。これは本当に画期的だったなということで、今でもそういった中で防災組織が続いておるといふ、こういった組織もあるわけであります。一連のこういったことを思うときに、私がやはりいろんなそういった活動や組織、こういったことを動かしていくには、やはり人であるなというふうに思っております。その当時中心となって動いていただいた皆さんは、積極的に本当にやっていただきました。むらづくりに熱心な方によって推進がされたというふうに思っております。人ということですので、これから人材をどう育てていくか、このことに尽きるのではないかなというふうに思っておるところであります。この辺は私自身、少しというか大分力不足であったと反省をしておるところであります。これをどうやっていくかということは、大変難しいなというふうに思っております。

今、審議会や委員会、いろんな公募で委員や審議会になってくれる委員を募集しておりますけれども、ほとんどありません。そういったところを見ても、なかなか難しいなというふうに思っているところでもあります。これからは、このことをどう育てていくか、推進をしていくかということに尽きるのではないかなと。

私が常々こういうふうにしたらいなと思っていることは、こういった意欲のある皆さんを募集して、定期的な研修会というか、わいわいがやがや言いながらむらづくりを議論するようなそういった体制をつくっていく必要があるなというふうに思っておりました。これは私の時代は実現できなかったんですけれども、これが一つの大きな反省点であります。つくりたいなという思いはありましたけれども、なかなか前に進めることはできなかったということでもあります。そういった中で、地域づくりだとかむらづくりだとか、あるいはいろんな部分の専門的な皆さんからの知識も得ながら皆さんに話をさせていただいたり、あるいはそ

の皆さんでこんな村にしていったらどうかというような議論をしていく、そういった組織が必要だなということをおもっておるところであります。

ただ全く今、皆無ということではありません。地域の中では新たな組織もできてきております。例えば、伝統文化を継続していくようなそういった組織もできました。環境保全につきましては、最近の例では蛍を中心として何とかしようというようなそういったこと、あるいは大泉川に桜を植えたりとかそういった組織もできておるところでありますし、福祉関係では一番多いのかなというふうに思っておりますけれども、それぞれ地域の中で活動をしていただいているそういった組織もできておるところであります。なおかつ、付け加えて言いたいのは、農地・水・環境保全、これは全く手がついていなかった事業でありましたけれども、こういったことを機に多くの区でこのことを活用していただいております。組織ができております。

ただ、これもなかなか難しい部分は後継者の問題であります。後継者不足であります。先ほど申し上げましたけれども人というこの部分で、後継者がなかなか育ってこないという悩みもあるところでもあります。そういった中で、老人クラブなんかは後継者がなくて辞めていってしまうというそういった地区もありますし、先ほど懇談会をいたしましたわくわくクラブでも、なかなかあとの役員になってくれる人がいないというような、こういった悩みもこの間出されたところでもあります。

新聞でちょっと見ましたら、辰野町の交通安全協会も後を継いでくれるひとがないということで、辰野町の部分というのは解散をして、伊那交通安全協会の中で恐らく活動をしていくんだらうというふうになると思っております。そうしたことで、そういった組織を継いでいただけることをどう発掘していくか、これが一番重要であるというふうに思ったところです。

以上です。

議長（丸山 豊） 藤城議員。

4 番（藤城 栄文） 村長からのわいわいがやがや、定期的な議論づくりの場が大切であると答弁がありました。私の地元の南原でも、特にコロナの影響でこういったことができなくて歯がゆい思いをされている方がたくさんいて、意見交換をすると、こういうことをもっとやっていきたいよねというのをお聞きします。こういったことが人づくりにもつながっていくのかなと私も感じます。村長から頂いたことを私の知識に落として、これから村民に伝えていく役目を果たしていければと思っております。

また、協働のむらづくりを丁寧に説明する参画を促していくというところもありました。自助・共助・公助という概念、なかなか人によって捉え方も違いますし、難しいものです。そこに関する質問として、次の（２）番の協働のむらづくりについてを質問させていただきます。

村報では、定期的に自立の道を選んだ村に関する特集が組まれています。ただ、なかなか簡単に理解できる類い話ではありません。また、人によって琴線に触れるところも異なってきますので、様々なアプローチや切り口で住民の方や転入者の方に説明していくべきと考えますし、また伝え方についても適宜アップデートしていく必要があると思っております。

多くの住民が腑に落ちた状態で、協働のむらづくりに関わっていただくことは大切なことです。これは言うのは簡単ですが、実際には大変なことであることは承知しております。で

すが、取り組んでいかななくてはなりません。そのことは少し古いデータになりますが、お手元の資料2にあります、2012年に村が公表した協働のむらづくり説明会の意見集計結果においても示されています。このときの問いは、区や組への未加入者への対応策についてでしたので、イコール協働のむらづくりではありませんが、協働のむらづくりの説明会において問われたものですので参考になると考え、引用をさせていただいております。御理解ください。

1位が行政が積極的に取り組む課題で、まさにであります。2位に役場での窓口説明会（転入時等）の強化とあります。今回は、ここを少しクローズアップして質問をいたします。

私も4年前にこちらに移住してまいりまして、担当者の方に転入時の説明を受けました。お手元の資料の3にあります、現在はこの資料3の内容を、こういった両面刷りのわら半紙を用いて説明が行われています。転入手続となると数多い手続で若干疲れますし、しかも初めて見る人を相手にこういった深い内容を説明するのは、担当者の方も大変苦勞されているのではないかと感じます。実際に担当されている管理職の方々は、いかがお感じになっておられますでしょうか。

また構造として、その後つながれる先である各区の区長が話をできればいいですが、転入者の加入意思が低ければ区長につながらないケースも考えられます。そうであれば、この資料についてもう少し充実した説明しやすい、転入者が関心を持つようなデザインに変更してはどうでしょうか。説明する職員の負担も減りますので、それぞれがウィン・ウィンの関係になります。ぜひ考えていただきたいです。

例えば、自作自演で大変恐縮なんです、私が自分で考えて自分の琴線に触れた概念を紹介しますと、お配りした資料の2枚目にある4にあります、こんな感じになります。ちょっと鬼滅の刃がはやっていますので、漫画形式で説明します。

「なぜ、地方では国・区や組（町会）の協働作業が盛んなの？参加しなくちゃいけないの？」と。理由の一つは、人口密度の低さです。村の美しい景色、都会にはない魅力です。ただ人口密度を東京23区と比較すると、東京23区は1キロ平米に1万5,000人が住んでいるのに対して、村は382人とその差は40倍です。となると、同じ面積の土地や道路を整備するのに東京23区では40人の負担で行えますが、村では1人の負担になってしまいます。ですので、東京23区と同じように行政が整備すると、財源が不足しほかのサービスが低下してしまいます。そのため、草刈りや側溝さらいを区や組で協働して行っています。自分たちで豊かな自然を守ろうと。こういった説明でどれだけ共感が得られるかは分かりませんが、こういった説明はほかにも、例えば自主防災組織や自治公民館、安協、消防団など切り口を増やしてきちんとした根拠や理由をつけて示していけば、それなりに共感と理解が得られていくのではと感じます。

こういった協働のむらづくりの周知の改善について、村ではどうお考えになりますか。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 協働のむらづくり、今は区や組の転入の部分の説明の話の中で御質問がありました。

御指摘のとおり平成23年10月から12月までの3か月間で、職員が二人一組になって村内全ての組、この当時は223組でありましたけれども説明に伺いました。その後、未加入者に対

しても説明会を行ったところでもあります。その際多かったのは、やはり藤城議員が御指摘のとおり役場での窓口説明会、転入時の強化でありました。そういったことを受けて、今様々なことを行っておるところでもあります。村といたしましては、職員を二人一組にして全組へ集会の中でいろんな説明をさせていただいたということ、これは本当によかったなというふうに思っております。これができたのは、合併論議のときにも二人一組で全ての組に職員が入りました。そういったことの下地があったものですからできたということでもありますけれども、なかなかこれは大変な労力が要ります。全ての職員で全ての職員が行政を全部網羅しているかという、なかなかそういうわけにはいかないというそういうところがあるもんですから、苦労したのではないかなというふうに思います。

そういった意見もありまして、平成18年度に各地区を担当する地区相談員という制度を設けました。そして、転入手続の際に地区相談員が説明資料に沿って、区や組の加入をお願いするようにしたところでもあります。今までは窓口のみの説明でありましたけれども、このときから地区相談員が転入者に対して説明をするようになりました。区長さんからは、加入していただける方が多くなったよというような評価もいただいたところでもあります。

ただ、今その資料がどうなのかという御質問がありました。確かに、行政らしい堅苦しい資料であります。そういったことで、工夫をしていく必要というはあるなというふうに思ったところでもあります。今この資料を見させていただきまして、なるほどなということを感じたところでもあります。そういった中で、できるだけ分かりやすい資料を作っていく、それによって説明していく、そのことは必要だろうというふうに思っておりますので、またそういったレイアウトも村でもしてみたいというふうに思っております。各区長さんの御意見もお聞きをするということもしたいなというふうに思っておるところでもあります。分かりやすい資料作成、私はそのとおりだろうというふうに思っておりますのでそれに向けて努力はしてまいりますし、できるだけ早い機会にそういった資料ができれば、少なくとも来年の4月1日からはその資料を使えるようにすれば、一番いいのかなというふうに思っております。

藤城議員はこういったことに本当に素晴らしいアイデアをお持ちでありますので、また担当課が御相談に行くと思っておりますので、お力をお貸ししていただければありがたいなというふうに思います。これは、4月1日からできれば実施をしていきたいという、このことによって少しでも加入が多くなればと思っております。いわゆる協働のむらづくりに必要なことは、それぞれ地域力というのを高めていく必要があります。そのためには、より多くの皆さんに区や組に加入をしていただくことも大事なことでありますので、そういったことに心がけていきたいというふうに思います。またお力をお貸ししていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 藤城議員。

4番（藤城 栄文） 迅速な御対応を御検討いただけるということで、ありがとうございます。私は加入することも大事だと思いますが、やはり腑に落ちた状態で関わっていくことが将来を見据えた場合とても大事だなと思っております。

あと一つ、私が今でもインパクトがある記憶として残っているのは、自治公民館に係わるお金の負担です。結構自治公民館と公民館ってなかなか区別ができずに、公民館ですと公の施設ですので、自治公民館は住民のための施設ということで、そのときの私が入区したときにかかなり高額の入区費、建設費、建設した時期と近かったものですから負担したもので、そ

の辺りちょっと入りましたけど、もう少し説明があれば気持ちよく入れたのになという思いがありました。そういったことの改善にもつながっていただければと願っています。

次の質問に移ります。互助的活動への公的支援についてです。

こちらの質問、昨日同僚議員からまっくん除雪隊の件ですが質問がありまして、村長からしっかり補助していきたい思いがある、補助率の引上げも検討すると既に回答を頂いておりますので、少しちょっと角度を変えた質問をさせていただきます。

お手元の資料5にグラフがありますが、これは平成22年度から令和元年度までの業者への除雪委託料と除雪機器購入補助の金額の推移です。ここ数年積雪量が少ない傾向にあり、このオレンジ色のが除雪機器の購入補助の金額ですが、かなり低い水準で動いています。国勢調査によれば、第1次産業は減少傾向にありますので、この間農家を引退されたり除雪に使うトラクターを手放されたりされていて、トータルの村の除雪能力が雪が長年降っていませんので低下しているおそれがあります。区長会からも後継者不足とかそういった話が出ていまして、そういった意見や背景も反映しているのかなと感じています。

一つ、やはりこの補助金を使う人の立場に立ってみると、雪が降っていない中でこれを申請するのは、ちょっと何か遠慮する気持ちがもしかしたらあるのかななんて感じますが、実際に大分使われていませんが除雪機器自体は経年劣化していきますので、その辺りの除雪機器購入をもっと遠慮なく使ってくださいといったような配慮はされてらっしゃるのか、その辺りお聞かせ願えればと思います。お願いいたします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 除雪の話であります。昨日も違う議員の御質問にお答えをしたところであります。この資料から見ますと、除雪委託料、除雪機器購入の補助の推移という部分がありますけれども、やはり雪が降った次の年辺りは多くなるのかなというのほうかえます。ただ、村でもかなり貸出し用の除雪機を購入いたしまして貸し出してありますと同時に、農業者のトラクターにつける排土板等々につきましても、かなり整ってきたなという、そういう部分がありますので、一通り行き渡ったということも関連をしているというふうには考えております。

そういった中ではありますけれども、もう一つ、農業形態が本当に変わってきたということとは言えます。以前は、農業にも利用しながら除雪にも利用できるということで、そういった農業者の皆さんが積極的に排土板等をつけていただいたということもあるわけでありまして、農業状況がかなり変わってきましたので、そういったことも薄れてきたのかなというふうに思っております。そういった中で、やはりボランティアのまっくん除雪隊でありますので、費用負担があまり生じないということ、このことは考えていくべきだろうということで、今年の区長会でもそんな要望も頂いたところでありますし、このところ雪が降ってなんだもんですから、毎年区長会でお願いをしておりましたけれども、この種のそういった要望はなかったということで、村もちょっとおろそかにしてしまったという部分は思っております。

そういった中で、うんとPRをとという話でありますので、積極的にこの辺はしてまいりたいと。どのくらいの補助にしていくかというのも検討していく必要があります。個人の物にするのか自分の物、自分の物と公の物という、こういう部分のすみ分けも必要であります

で、その辺も検討していく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 藤城議員。

4 番（藤城 栄文） 私は移住して4年になりますが、上伊那の方はすごい人が良いので、雪が降らないとなかなか申請しにくいのかなというのがあって、そこへ遠慮なく申請してくださいという、そういった思いで質問をさせていただきました。

4番目の、参加への仕組みづくりについて質問をいたします。同じ除雪に関する話なんですけど、今度は協働のむらづくりという視点から一般の住民に目を向けてみると、どんなに豪雪になって除雪に協力したいなという意思があっても、家の周りはもちろんできるんですけど、特に南原とか広大な酪農地帯が広がっています。その広域的な除雪については、トラクターなどの駆動力が高い車両を持っていないと、協力したくてもできないというハードルがあります。

先ほど村長からもお話がありましたが、この青いほうは除雪業者への委託料の推移なんですけど、ちょうどこれが多いということは積雪量が多いということなんですけど、多かった翌年の機器購入補助の申請が多いですね。一年ずれていっていると。なので例えばなんですけど、積雪量が多かった翌年は除雪機器購入補助に充てる費用を、これは一例なんですけど募金や寄附で募るなど、住民が除雪に参加できる仕組みを新たに何かつくることはできないでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 募金や寄附で除雪の機運を高めて、そういうものを募ったらどうかという御提案でございます。

募金活動につきましては、現在村では2つやっております。赤い羽根と緑の基金という募金。これは、区長会を通してお願いをしておるところでございます。その中でも様々な御意見も頂いております。以前、松くい虫が侵入したときに、何とか村の松を守りたいということでそのことを試みてみました。あまり集まりませんでした。かなりの御批判もいただいて、これは募金ということは難しいなということをつくづく感じたところであります。自主的な募金につきましては可能であります。ただ、今は申し上げましたように額がほとんど集まらないというのが実態であります。これは、様々な募金の部分からそういうことがうかがえるというふうに思っております。

したがって、この辺はそのときの状況に応じて考えていかなければなりませんけれども、なかなか難しいということだけ申し上げておきたいなというふうに思います。額が集まらないというのが、まずは一番であります。大芝荘や大芝の湯や役場へも緑の募金というか松くい虫募金を設置いたしましたけれども、なかなか開けてみてもあまり入っていないという、こういう状況でありますし、このことも組を通じてお願いをして経過もあります。このときはかなり御批判もいただきました。本当に難しいなという思いでありましたけれども、そうはいつでも目的に沿ったそういう部分というのは考えていく必要もありますけれども、募金活動は難しいということをお答えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 藤城議員。

4 番（藤城 栄文） 次の質問に移ります。

令和2年度卒業式についてです。令和元年度の卒業式は新型コロナウイルス感染症への対策において未知な部分が多く、縮小せざるを得ませんでした。これは仕方ありませんでした。今年度、令和2年度についてまだ今後さらに感染が拡大する懸念もありますが、対策については5つの場面など昨年度と比較すれば明確となっており、まだどうするかを検討する時間自体も残されています。

そこで、感動を皆で共有し思い出に残る卒業式となるよう、これまでの形にこだわらず柔軟な発想で式の内容を検討していただきたいと願っております。これは、区長会との懇談会でも区長から上がった意見であります。私もフラッグフットボールの作戦コンクールというコンクールがありまして、その表彰式を年に1回全国を飛び回って行っているんですが、実際に表彰式をどう開催するかは学校側が決めます。行ってみると、全校児童が参加した形で行われる場合もあれば、その優勝した学年のみが参加して行われる場合もあります。やはり何といいますか、全校児童が参加して行われた式のほうが明らかに感動深いといいますか、そういった雰囲気にも包まれています。

村の卒業式においても、例えば一度に集まるのは難しいにしても、間隔をあけて花道をつくったり卒業生が移動するなど、学校の仲間全員に見送られる形となるよう、教育委員会と学校が共同で工夫してもらいたいと願います。そこで、現在の教育委員会のお考えをお聞かせください。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） ただいま議席番号4番、藤城議員の御質問に関して具体的な内容をもう少しお聞きしたいので、反問の許可をお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 趣旨の確認ということでよろしいですか。

教育長（清水 閣成） はい。

議長（丸山 豊） はい、分かりました。許可いたします。

教育長（清水 閣成） 時間の関係がございますので、端的にいきます。

今、区長会との懇談で上がった御意見、区長さんがお話しされたということですが、私の答弁と関わるかなと思いますので、懇談で話し合われた内容、背景といいたいまいしょうかをちょっと具体的にもう少しお伝えしていただいでよろしいでしょうか。お願いします。

議長（丸山 豊） 教育長、席に一度戻ってください。

藤城議員。

4番（藤城 栄文） 教育長から御質問をいただいた具体的な内容についてお答えいたします。

2点、分けてお答えいたします。まず、議会としてまとめた内容ですが、議会としては読み上げます。

「今年3月の卒業式は、コロナ対策で卒業生たちにかわいそうな思いをさせてしまった。来春の卒業式はよりよい形で開催してほしい。」これが、議会としてまとめた議事録になります。私が実際に現場におりましたので、私のメモでは、コロナが来て2回目の卒業式を迎える。最初のような卒業式は極力避けてもらいたい。二度目は知恵を出してもらいたい。心の籠もった卒業式にしてもらいたい。やり方を考えて交流ができるようにしてほしい。恐らくお孫さんだと思うんですけど、自分は参加できなかったのが切ない気持ちになった。こう

いった内容をいただいております。

以上です。

議長（丸山 豊） 答弁をお願いいたします。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 子供たちに寄せて、あるいは学校に寄せて思いを語る大事な場であったかなとそんなことを思っております。社会教育の中で動いておりますけれども、子供を真ん中にした地域づくり、あるいは地域の子供は地域で育てる、育ちを考えるフォーラムとか、昨日議員さんの中から教育という言葉も頂きましたけど、その中での卒業式かなというふうに思いながら答えさせていただきます。

令和元年度の卒業式は、先ほど議員おっしゃられたとおりです。柔軟な発想でということ大事にしながらいきたいというふうに思っておりますが、昨年度2月27日に首相の、国からの学校全国一斉休業要請がございましたよね。その中で、登校日を校長の判断で設けての終業式、卒業式でありました。縮小とはなりましたが、本当に手探り状態の中、思いを込めての卒業式をできるところは考えてやったというふうに受け止めております。

今年の卒業式でありますけれども、状況にもよりますけれども、現在3校の校長、それから教育委員会で実際にはまだ議論をしていないところであります。時間をかけながら今後進めたいと思っております。昨年度のような状況も可能性としてはあり得るかなという、ただもっと、今議員お話の温かい卒業式、心の籠もった気持ちの籠もった卒業式をどういうふうに描くか、そこは知恵を出し合い本当に柔軟に考えたいというふうに思っております。

ただ苦しいなと思うところは、今年、例えば中学校では全校合唱ができなくなっています。南小もそうです。南部小も音楽会は、丁寧な配慮をしながら少し合唱が入ったというふうな状況であります。いずれにしても新しい学校の生活様式の下、どう卒業式を行うか、どうできるのかというのをうんと考えていきたいというふうに思っています。学びやに校歌が流れ、あるいは卒業を祝う歌が流れる、あるいはICTの機器は使えないとか、いろんなことを考えながら、みんなで思い出深い温かい卒業式を迎えたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 藤城議員。

4番（藤城 栄文） 本当に状況によっては、もしかしたらできない可能性もある中で、これから議論が行われるということで、私がその懇談会に出ていて一つ感じたのは、やっぱり大人が最後の最後まで頑張って知恵を出し合って、そこをしっかりとってほしいというふうな思いが私は一番心に刺さりましたので、最後の最後まで何とかできるように議論を重ねていただければと思います。

3番目の質問に移ります。職員採用についてです。

令和元年度の6月議会で食のポータルサイトに関する一般質問をした際に、関連して職員採用について村長から、試験時期や試験内容や広報等について大きく変更を予定していると答弁がありました。結果、令和2年度は一次試験を都市部で受けることが可能となり、Uターン希望者を含めて応募がかなりしやすい制度となり、さらにコロナ禍を見据えた対応にもつながりました。先を見据えた対応に大変感心したところです。

そこで、今回の採用方法の変更により実際の応募数の変化、応募者の性質の変化、あと採

用の手応えの変化についてありましたら、それぞれお聞かせください。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 先に職員採用の関係であります。

これも以前に、藤城議員より御質問をいただいたところでございます。そのときの答弁として、大きく変更したいという答弁もさせていただきました。それを受けまして、試験の実施時期を早めたいということはそういう思いでやったところではありますが、ただ今年につきましては7月という計画でありましたけれども、なかなかこれがコロナの影響で実施ができなかったということ、9月実施になってしまった。このことはやむを得ないというふうに思っております。

もう一つは、民間のSPI試験を採用したということでもあります。これは今御指摘のように、都市部でも受験できるという、こういう利点がありまして、都市部では13名の方がこの試験に参加をいたしました。応募者数につきましては、全体で85人です。前年度より比べて32人の増でありました。このことは、コロナ禍の影響というのものもあるのではないかなということでもありますので単純な比較はできませんけれども、増えたということでもあります。

申し上げましたように、都市部でのテストセンター試験が13名、こういうことでもあります。この試験というのは総合力を試す試験と言われておりまして、知識だけではなく判断力や性格など、総合力が相対的な評価をするには良い試験であるのではないかと思ったところでもあります。この点につきましては、何年か続けてみれば統計的に分かってくることだなというふうに思いますので、次の試験もこういった方式でやっていくということ考えております。

ただ残念だなと思うのは、試し受験というのものもあるんだなというふうに思っております。要するに試験を、村に来るつもりはなくて試験だけ受けるというような、これはほかの市町村もこれをやっているところを聞いてみたら、かなりそういうことはあるようであります。それはそれとして、非常にいい試験方法だというふうに感じたところであります。

そしてなおかつ、今回から新採用職員によるPR動画やコメントも村ホームページに掲載するというにも取り組みました。閲覧者数というのは300回を超えておりますので、ほぼ応募者全員の方が動画を見ていただいたのではないかなというふうに思っております。一定の効果はあったというふうに考えております。そういった工夫もしながらということで、かなり応募者数が増えたという、こういうことでもありますし、試験内容も総合的な判断ということでは、今までの試験内容よりもよかったのではないかなというふうに思っています。引き続き続けたいということでもあります。

以上です。

議長（丸山 豊） 藤城議員。

4番（藤城 栄文） 私もPR動画を拝見いたしました。採用1年目の職員ですか3名が出て、それぞれフレッシュな意見を述べていたと思います。もし、次につくる機会がありましたら、今度は採用五、六年目の乗りに脂が乗っている職員の方もちょっと見てみたいなと思った次第です。

今年度中に役場のウェブサイトのリニューアルも予定されているということで、食のポータルサイトの部分がどうなるか大変期待しております。

以上で、私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、4番、藤城栄文議員の質問は終わります。

以上で一般質問は終わります。

明日11日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午前9時50分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 2 年 1 2 月 1 1 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|------------------------------|-------|
| 第 1 | 請願・陳情の採決(審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 2 | 発委第 1 号 | 提案～採決 |
| 第 3 | 発議第 1 号～第 2 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 議案第 2 号～第 5 号、議案第 7 号～第 11 号 | 討論～採決 |
| 第 5 | 継続調査事項 | |

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	都志今朝一
2番	山崎文直	7番	加藤泰久
3番	原源次	8番	小坂泰夫
4番	藤城栄文	9番	三澤澄子
5番	笹沼美保	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一	健康福祉課長	伊藤千登世
副村長	原茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
教育長	清水閣成	産業課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	建設水道課長	藤澤隆
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	伊藤弘美
会計管理者	松澤厚子	代表監査委員	原浩
財務課長	唐澤英樹		
住民環境課長	清水恵子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤さゆり
議会事務局次長	高木謙治

会議のてんまつ

令和2年12月11日 午後3時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） 御苦労さまです。

先ほど議会運営委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

本日、意見書案が提出されました。それに伴い、先ほど議会運営委員会を開催したわけでございます。次のとおり決定しましたので、報告します。

発委が1件、発議が2件提出されております。この議案を本日の会議日程といたしますので、お願いをいたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。よろしく願います。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、発委1件、発議2件を本日の会議日程とします。

日程第1、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会に付託されました陳情1件を南箕輪村議会会議規則第91条に基づき委員長報告いたします。

陳情第13号、「新型コロナウイルス感染症の影響から中小業者の営業と生活を守るため地方創生臨時交付金の活用を求める陳情書」。

12月1日に第一委員会室で委員会を開催し、審議いたしました。

意見としては、内容としては問題がない。ただ、財源的に活用できるかは分からない。また、1と5については無理ではないか。第二次補正予算では無理ではないか。空気清浄機の補助金等に対応している部分もあるというような意見が出ました。

審査の結果、趣旨採択が多数でした。陳情第13号は趣旨採択するものといたします。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（丸山 豊） 委員長報告に対する、陳情第13号「新型コロナウイルス感染症の影響から中小業者の営業と生活を守るため地方創生臨時交付金の活用を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第13号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

陳情第13号を採決します。

この陳情を委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって陳情第13号は、趣旨採択することに決定しました。

福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

三澤福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（三澤 澄子） 会議規則91条により、福祉教育常任委員会に付託された陳情第11号、12号についての審査報告を行います。

12月3日午前9時より、第1委員会室で審査を行いました。出席は委員5人と事務局、説明者2名に来ていただきました。

最初に、陳情第11号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」について報告します。

地域医療と公立・公的病院を守る長野県連絡会から、説明者として医療労働組合連合会の伊壺さんから趣旨説明を受けました。この陳情については、資料が届いていたわけではありますけれども委員のほうにちょっと届いていなかったのが、当日配布となりました。また、説明に来ていただきまして説明を受けました中に、その中の多くが説明されましたけれども当日の説明と審議だったので、発言に基づき皆さんに御理解いただけるように、少し丁寧に報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大が止まらない中、経済活動や日常生活に深刻な影響を与えている。特に感染症病床や集中治療室の不足による医療崩壊の危機、それらを主に担う公的・公立病院の重要性、保健所の不足、医療・介護従事者の人員不足など問題が明らかになった。この教訓の中で、さらなるウイルス拡大や自然災害などに対応するために、医療・介護・福祉・公衆衛生施策の拡充を求めるものであります。

1として医労連が行った新型コロナによる影響についてのアンケートでは、感染対応で経営の悪化、衛生資材の不足、価格の高騰など、現場から声が出された。また、介護事業の経営はコロナ以前から深刻な状況に置かれていた。これからも起こりうる感染症の拡大などに、医療・介護の崩壊をさせないための十分な財源確保を求める。

2として、コロナ禍で公的・公立病院の重要性が再認識され、指定感染症病床の9割を公立・公的病院が担っている中、厚生労働省は2014年に出された地域医療構想で再編・統合が必要として全国42病院を名指しし、県内でも15病院が検討対象となっています。地域からは強い反発が出ており、実情を踏まえた医療体制の充実を求めています。

3として、コロナ禍以前からの医師・看護師・介護士など恒常的な人手不足の中、何とか支えてきた状況をコロナ禍感染の新たな業務や感染リスク、精神的な負担とストレスで疲弊

している現状があります。大幅な人員増を求めるものです。

4として、コロナ対応を担う保健所が昭和90年代には850か所以上あったが、2020年には469か所と約半分に減らされた中、長野県は17から10に統合、11月18日付信毎の記事でも、長野市保健所の未経験の業務量と現場の疲労が報道された。公衆衛生の要となる保健所の拡充を求めるものである。

5として、社会保障財源の対GDP国際比較によると、日本は22%、イギリスが26.3%、フランスは32.4%、スウェーデン30.6%を占めている中、その財源の中でも日本は本人負担の割合が大きく、公費負担は先進諸国に比べて少ないものになっている。医療従事者からの声として、感染防止の理由だけでなく、職を失い経済的理由から受診を控えている例もあると報告されている。国民が安心して暮らせる社会実現のために、国民負担軽減を求めるという説明がありました。

委員からの質問では、公立病院の統廃合について質問があり、2014年地域医療構想で人口減少に応じた病床の展開や削減が求められ、再編計画を求められた。県で話し合いをしている途中に名前が突然発表され、13病院と懇談した結果、地域の実情に合った病院配置と再編統合の白紙撤回を求めているところだ。

保健所については、県は支所として残しているところも多いが、事務職員は大幅に減っている。コロナ対応については、今深刻な状況だということです。人材育成については、看護配置基準を従前に縛られているため増員できない中、感染症対応では1.5倍から2倍の人員が必要とされている中で、大きく減収している病院が出ていると説明をされました。

審議として、賛成意見はコロナ禍の中で地域の医療・介護の現場では、大変な状況にある。感染が拡大している中、医療・介護の充実が必要だ。反対意見として、保健所は減っていない。社会保障の財源を拡大することは、他の予算に影響するなどがありました。趣旨採択の声があり、採決の結果、少数となりました。

次に採択すべきが2、不採択が2で同数となったため、委員長採択で採択することと決しました。

陳情第12号、「国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情書」について、上伊那社会保障推進協議会事務局長の唐澤さんより説明を受けました。11月に入り、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大が広がる中、医療・介護従事者は自らの感染リスクと闘いながら、住民の生命と健康を守るために日々休むことなく奮闘をしている。3月以降、院内感染防止のため入院受入中止や、外来受診控え等で大幅な減収になっていて、介護事業所も同様である。医療生協連の全国調査でも、大幅減収、単月赤字が続いているなど報告されている。長野中央病院では、受入準備でベッドを空けた中で事業収益マイナス3億2,000万円、一時金も3割減少になっている。これから先、自助努力では減収分も補うことは不可能である。

また、マスクや衛生資材、発熱外来設営の経費等も増大になり、一般診療にも影響が出ている。給付金や感染対策の支援はあるが、この状態が続けば医療崩壊、介護崩壊が起これかねない。医療体制、介護体制を継続するために緊急の国の支援を求めるということで、賛成の意見は、コロナ対応で大変な状況は理解できる。反対の意見は、受入病院優先にして全てにする必要はないという意見がありました。諮ったところ趣旨採択の声があり、賛成少数で否決されました。次に、採択すべきと不採択が同数だったため、委員長採択で採択と決しま

した。

2つの陳情は、コロナ感染拡大が止まらず、連日最高記録を更新している中での医療崩壊を防ぐために緊急に対応してほしい内容と、医療・介護の基盤を充実してほしいという内容になっております。緊急な対策と安心安全の医療介護の実現を求める声を、議会として上げていく必要があるということで、意見書を提出させていただきます。

11号と12号は陳情趣旨が重なるため、意見書は1本として後ほど提出します。皆さんの御賛同をお願いし、委員長報告といたします。

議長（丸山 豊） 委員長報告に対する陳情第11号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第11号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

5番、笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 5番、笹沼です。反対の立場から討論させていただきます。

陳情書の記書きの4について、保健所の増設、保健師等の増員を求めていることですが、増設、増員よりも保健所の負担軽減はもちろん、患者への迅速な対応が可能となるような体制、システムづくりが必要なのではないのでしょうか。

大阪府ではコロナ以降、これまで保健所や各担当班でそれぞれエクセルなどに入力していた各種情報を、ウェブシステムで一元管理する方法にいち早く切り替え、感染状況や病院などの空き状況などを集計、グラフ化して最新情報を公開し共有しています。患者に対しても、パソコンやスマートフォンからオンラインで健康観察ができるウェブ入力フォームが用意されており、健康観察に係る患者や保健所の負担軽減、事務効率化が図られました。

長野県では、インフルエンザ流行期を前に11月17日から、発熱のある方の相談・受診・検査の流れが変更され保健所の負担は減り、患者もより身近なかかりつけ医で相談できるようになりました。コロナ禍を機に業務の見直しや効率化、新たな体制や連携強化をしていくべきと考えます。

また、記書きの5については、世界的に見ても日本の社会保障負担率は高くはなく、いわゆる低負担中福祉の国だとされています。これ以上の国民負担軽減を行うと、社会保障自体が縮小する懸念もあります。

以上2点により、この陳情書には反対いたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

陳情第11号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって陳情第11号は、採択することに決定しました。

委員長報告に対する、陳情第12号「国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第12号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

5番、笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 5番、笹沼です。

このコロナ禍において国全体の経済が疲弊している今、全ての医療機関、介護事業所への緊急財政支援が必要であるとは言えず、感染状況や地域の状況に応じた財政支援を行うべきだと考えます。この陳情書の説明者から出された資料に記載の、コロナ患者受入状況における47都道府県の経営指標の比較データの表を見ても、地域によってコロナ禍における医療利益率に差がありました。このことから、心情的には陳情の趣旨は理解できますが、全ての医療機関、介護事業所への緊急財政支援を求めるこの陳情書には、賛成いたしかねます。

以上です。

議長（丸山 豊） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） ほかに討論はありませんか。

4番、藤城議員。

4番（藤城 栄文） 4番、藤城です。反対の立場から討論をさせていただきます。

これまで政府は、重症・中等症患者の受入病院に対して診療報酬を3倍とし、第2次補正予算においては支援交付金として2兆2,370億円を措置し、さらに減収対策企業債の発行も総務省は認めました。しかしそれでも十分ではなく、まさに今は医療の非常事態であります。

非常事態にあってトリアージをせずに、陳情者が求める全ての医療機関等を支援することについて支持することは、私は政治家として正しい選択であるとは思えません。全ての医療機関ではなく、例えば前年度の決算収支の実績を踏まえ、減収を広く補填する財政支援のほうが必要であると考えます。財政支援という趣旨には賛同いたしますが、以上の理由から反対の討論とさせていただきます。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

陳情第12号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立少数です。

したがって、陳情第12号は不採択とすることに決定しました。

日程第2、意見書案が提出されています。

発委第1号「国土強靱化対策の推進を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について趣旨説明を求めます。

百瀬輝和総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 発委第1号の趣旨説明をさせていただきます。

国土強靱化対策の推進を求める意見書。

近年我が国は、気象の急激な変化等により、豪雨・暴風・波浪・地震など自然災害の頻発化、激甚化にさらされており、住民の安心・安全が脅かされる甚大な被害が発生しています。本村においても令和元年10月の台風19号により、国道361号権兵衛峠道路の崩落が発生したことは記憶に新しいところです。こうした自然災害に備え、国民の生命や財産を守る防災減災国土強靱化の取組は一層重要性が増しており、喫緊の課題となっています。

本村においては、村民の生命と財産を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず迅速な復旧・復興が可能な強靱な地域づくりを推進するため、国土強靱化の取組を推進しています。よって、国においてはこれらの状況を踏まえ、対策を推進していく上で十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要があり、下記事項について措置されるよう強く要望いたします。

記。

1、「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」を強力に推進していくこととともに、三か年の最終年度である令和2年度においても、必要な予算を確保し、対策を講じること。

2、令和2年12月8日閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、防災・減災・国土強靱化の推進など安全・安心の確保に努めること。

3、頻発、激甚化する災害に対し、地方自治体が国土強靱化地域計画を推進するための取組に必要な予算の確保、補助対象事業の拡大などに努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。よろしく賛同をお願いします。

議長（丸山 豊） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

発委第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

発委第1号を採決します。

発委第1号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3、意見書案が提出されています。

発議第1号、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（丸山 豊） 本案について趣旨説明を求めます。

3番、原源次議員。

3番（原 源次） 意見書を読んで朗読しまして、提案をさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミックは、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、僅か20年の間にSARS、新型インフルエンザ、MARS、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染症への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について要請します。

記。

1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保とコロナ禍での医療、介護事業所への緊急財政支援を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

賛同をお願いします。

議長（丸山 豊） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「高校改革～夢に挑戦する学び～を進めるにあたり工夫された説明会の開催を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（丸山 豊） 本案について趣旨説明を求めます。

4番、藤城栄文議員。

4番（藤城 栄文） 高校改革～夢に挑戦する学び～を進めるにあたり工夫された説明会の開催を求める意見書について、御説明申し上げます。

まず、議員の皆様にはじめに断っておきます。この意見書を提出する理由は、議員の皆さんの意思や思いを変えたいとか、そういったことを意図するものではございません。

さて、高校に関しては基本、県及び県議会議員の仕事であると理解しています。ただ、なるべく多くの住民が今回の高校改革に関する取組にまずは関心を持ち、さらになぜ高校改革が行われるのか、そのことへの理解を促進する機会や議論の場をつくっていくことは、住民の暮らしと直結した活動を行う村議会議員の仕事の一つと考え、今回意見書を提出いたしました。意見書を読み上げさせていただきます。

現在、長野県教育委員会は、社会の大きな変化と急激な少子化に対応するために、高校の在り方について検討を進めており、その中で全ての生徒が自らの夢を見つけ、夢に挑戦する学びが実現をされるよう高校改革に取り組んでいるが、改革を進めるにあたっては、丁寧な説明を通じて、住民の理解を得ることが何より重要である。

しかしながら、多様化した社会の中で、これまでのように対象を分けずに説明会を開催すると、どんなに丁寧に説明しても、論点が異なった議論が繰り返されることになってしまい、現在の説明会の構造が、教育委員会および住民両者にとって、望ましい形になっているとは言えない。

これから高校に入学する住民には、今後どのような高校にしていくかを中心に説明すべきであるし、既に高校に在学および卒業した住民には、高校を残すために、教育委員会が積み

重ねてきた努力とその軌跡、現在の結論に至った経過を丁寧に説明し、理解を求めるべきである。

以上のことから、下記のとおり工夫された説明会を開催するよう強く要請します。

記。

1、高校改革を進めるにあたり、これから高校に入学する、関わる方を対象とした説明会と、既に高校に入学、卒業、関わった方を対象とした説明会とに分けて開催するなど、住民の理解が得られやすいよう、工夫された説明会を開催すること。

以上が意見書となります。

母校がなくなることによって多様な感情が湧くのは、当然であると思います。そうであれば、事務的に推し進める説明会ではなく、少しでも多くの人や住民と対話し、改革が行われる理由を理解してもらい、腑に落ちた形で高校改革を進める工夫をしていただければと思います。人と人とのつながりを大切にしている地方では、なおさら必要なことではないでしょうか。

年度末からは、さらに多くの高校が改革の対象に上がってくることとなります。議員の皆様、今後に向けてよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（丸山 豊） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

この高校改革については、県教委は9月14日に伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校の統合、2として、上伊那郡内への総合学科高校と総合技術高校の設置を含む、県立高校再編整備計画一次を決定しました。なので、この決定はもうこのまま県の決定というふうにして、説明していくことだというふうに思います。なのでこの意見書案では、住民の理解が得られるように工夫された説明会ということでありませうけれども、その説明会の内容はどのようなものをもって説明会としていくのかということと、それからそれではそのときに出されたいろんな意見が反映されるのかどうかということも含めて質問をいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤城議員。

4番（藤城 栄文） どういったことということは、この意見書に記載しております。まさにこの書いてあるとおりのことなんですが、これから高校に入学する方と既に入学者、既に入学者の方にこれからこんなにすばらしい高校になるんですって言っても、あまり響かないと思うんですよ。それよりかは、自分の卒業した高校を残すために教育委員会はこれだけ努力をしてきて、でも少子化の中で仕方なくこうなったんですと、そういった対話を重ねることではかここでは理解が得られていかないという私は思いがありましたので、こういった趣旨となっています。

あとは、これから伊那北と弥生だけでなく、ほかの高校も土壌に上がってきますので、そこでこういった説明会をぜひ開催していただきたいという思いもございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員、よろしいですか。

三澤議員。

9番（三澤 澄子） 説明をされるという、受けたいということですが、もう県

教委としては中身は全て決定しているという高校再編、高校改革についての方針は決定しているという前提の下で、説明をして丁寧に理解できるように説明していただきたいという内容なのかどうかということ、もう一度お聞きします。

議長（丸山 豊） 藤城議員。

4 番（藤城 栄文） 私が決める内容ではないとは思いますが、決まってようが決まっていまいようが、対話を重ねて理解を深めることしかここはできないと思いますが、いかがですか。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

発議第2号の討論を行います。

反対討論はありませんか。

9 番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 反対というか藤城議員の思いは分かりますが、今まで私は協議会から始まって住民の対話集会、それから同窓会への説明会、県の説明もかなり聞いてきました。そして、意見も言わせていただいたわけでありましてけれども、率直に言って出された意見はたくさんありましたけれども、県教育委員会は地域協議会が決めたことなので、それ以上変更することはないということで、あくまでも再編計画を進めるという立場でしかお答えをいただいております。

先日、長野県議会に伊那北高校、伊那弥生ヶ丘高校の存続を求めて、県教育委員会による県立高校再編整備計画の上伊那地域についての再検討を求める請願が出されました。署名をもって出されましたが、委員会では先日不採択になったという結論が出ております。

ちょっと長くなりますけれども、この趣旨をちょっと読みたいと思います。なぜかというところ、この第一次再編計画の論議の過程、それから住民に説明してきた過程も全く納得できないものであり、高校側の母校がなくなるというような抽象的なものではなくて、これからの子供たちにとっての学びをどう保証するのかという大事な点が抜け落ちている議論でありました。その点が県教委の方針には全く表明されていません。南箕輪には上農高校もあるわけでありましてけれども、140年以上の伝統を長野県で2番目に長い高校だそうですが、この高校が上伊那農業高校という名前はなくなり、総合技術高校という名のもとに多くの学びが縮小されてしまう心配が今、されております。

そのことも含めて、この間の請願の内容をちょっと言いながら、私は今の藤城議員の思いはとおらないというふうに思いますので、県教委が県立高校再編整備計画一次案を提案したのは2020年3月24日、地域協議会からの提案を受けて県民の声を反映させているとしていますが、地域協議会での議論は再編統合の具体的な高校名を伏せたままのものでした。地域協議会は地域の声を聞くようにという市民からの要望を入れて、上伊那郡内3か所で懇談会を開きましたが、全体像が示されない提案では不安、少人数学級へ移行させることで学級数を維持し、伝統ある現在の高校を存続させてほしいと再編統合に対して危惧する声が多く上がりました。一次は県民の声を反映したものとは言えません。十分な検討が必要です。一次案を発表したのが3月24日、決定が9月14日、その間半年足らず3会場で6回開かれた住民説明会も、コロナ禍の中人数制限もあり平日の開催で、勤めを持つ者は参加が困難な日程でし

た。その中で、参加者からは少人数学級を進めてほしい、普通科への希望者があふれることはないのかといった声が圧倒的でした。それらの声が全く反映されずに、3月提案のまま9月14日の決定は拙速で、県民の声を聞いたものとは到底言えないものです。

この決定の目標として新たな学びの推薦を掲げていますが、提案の根拠に常に少子化を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響か、大規模学級を見直し少人数学級へと移行をする検討は文科省でも支持するところとなっています。少人数学級の実現も踏まえた想定学級数で、再編を検討すべきです。今年度の上伊那地域の中学生の67%しか上伊那の公立高校へ進学していないという実情があります。これは、諏訪地域の86%、下伊那地域の80%と比較して極めて低い数字です。進学したい地元高校へ改善を図ること、地元定着を目指した募集定員を設定することこそ必要です。

今回統合を決定した伊那北、伊那弥生ヶ丘の2校は、上伊那地域で最も中学生の志望が集中する2校です。この2校の統合で、地域の中学生と保護者の高校進学の希望を大きく狭めることが懸念されます。創立以来100年を超える歴史の中で、地域・県・国に対しても大きな役割を果たしてきた両校の伝統が途絶えることは、地域にとっても生徒にとっても大きな損失であると考えます。他の選択肢も含めた再度の全面的論議を求めます。再編統合によって、近くの高校数が減らされることの小中学生や保護者の不安は、考慮されているのでしょうか。もっとこれらの人々の意見を聞いて、再編を再検討すべきと考えます。住民説明会でも出された市民の大きな不安は、統合して新校がどこにできるのか、学級数はどうなるのか、今後明らかにされる総合学科高校、総合技術高校がどの高校からつくられ、その系列がどうなっていくのか中山間地、村立校の将来はどうなっていくのか等々であり、今後の姿が全く見えないことです。

議長（丸山 豊） 三澤議員、なるべく短く。

9 番（三澤 澄子） それらは、これからの県教委による懇話会の中で明らかにされるというのでは、とても安心してこの決定への賛成を表明することはできません。全体像を論議、再度行うよう強く求めます。

ということで、私はこの高校再編案そのものに反対の立場でありますし、見直しをしてほしいという立場でありますので、今決まったことをそのまま説明していただいても意味がないし、今までも何回も住民説明会を開いてきましたので、その中での経験から言って、この説明会は納得できるものになるとは思いませんので、私はあくまでも再編計画の撤回を求めていくつもりです。

議長（丸山 豊） 賛成討論はありませんか。

8 番、小坂議員。

8 番（小坂 泰夫） 意見書の提出に賛成の意見を述べさせていただきます。基本的には、今反対の討論がございましたので、それに対するちょっと言葉になってしまいます。あまりまとまりませんが、あと関係資料もちょっと今手元にないものですから、合理的な説明ができるかちょっと不安ですけれど、申し上げます。

まず、今反対の討論をされた意見の内容は、今回の藤城提出者、私ども賛成者の文面にはある意味合致している要望であるし、ただ多分その反対の、私が申し上げる必要はあまりありませんけれど、県教委が決めた、決まったような説明は要らないということのようすけれど、ちょっと振り返っていただきたいんですけど、この南箕輪村村議会6月議会には陳

情が上がりまして、要は高校再編について拙速にきめるなという陳情があり、皆さんここで論議しました。たしか先ほどの反対者は、拙速に決めるなということ賛成されたかと思えますけれども、続きまして直近の9月議会では、陳情で具体的高校名を上げて地域に説明して議論が高まるようにといった趣旨の陳情が上がりまして、これまた、この議会内でもある程度もめはしましたけれど、要は今言ったとおりの具体的高校名を上げて地域に説明して議論が高まるようにという陳情に対して、それを賛成される方々もおられました。

ということで、藤城議員が今回提出者している意見書の内容につきましては、そういった6月議会や9月議会でも出された陳情の内容にもある程度合致するものだと思いますし、一般の地域の高校について考えられる方々にとって、基本的に何ら不利益を与えない意見書の要望だと私は思います。

これぐらいにして、賛成討論といたします。

以上です。

議長（丸山 豊） ちょっと待ってください。賛成討論は、失礼しました。

反対討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） じゃあ、賛成討論。

5番、笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 5番、笹沼です。賛成の立場から討論させていただきます。

これから高校に入学するであろう子を持つ親として、今までの県教育委員会の高校再編計画についての周知は不十分であると感じています。県教育委員会主催の住民説明会は、開催日時が平日の昼間で、働いている保護者や学生は参加しづらいものでした。これから高校に関わっていく保護者や子供たちに対しては、もっと積極的な周知と高校再編計画の詳しい内容説明が必要であると思います。また、再編統合により地元から高校がなくなってしまうことは、地域住民や対象校の卒業生にとっては深刻な問題であり、容易に受け入れられることではありません。県教育委員会主催の住民説明会にも参加させていただきましたが、内容は県教委からの一方的な説明が主といった印象で、反対意見に対しての真摯な受け止めや、丁寧な説明によって理解してもらおうという姿勢が感じられませんでした。

なぜ再編統合をしていく必要があるのかを、出された反対意見一つ一つに丁寧に説明をし、理解を求めていかななくてはなりません。高校再編計画はこれから育っていく子供たちの多様な学びのために、よりよい形でなされていくべきです。そのためにも、これから高校に関わっていく方を対象とした説明会と、卒業生や地域住民を対象とした説明会を分けて、それぞれのニーズに合った説明を十分にしていきたいと思いますので、この意見書に賛同いたします。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

発議第2号を採決します。

発議第2号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案に対する討論・採決を行います。

議案第2号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村税外収入金に対する手数料条例及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村議会議員及び南箕輪村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「令和2年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「令和2年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和2年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「令和2年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「伊那中央行政組合格約の一部変更について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第5、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 12月定例会、11日間の会期お疲れさまでございました。また、全議案可決、決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきました様々な御意見、御提言につきましては、今後の行政執行や村づくりに今年度中に反映できるものは反映をしてみたいと思っております。ほかのものにつきましては、引き継いでまいります。

令和2年も半月余りとなってまいりました。今年は開会の挨拶でも申し上げましたけれども、新型コロナウイルス感染症への対応に尽きるのではないかと考えております。感染症防止対策や中小零細企業への資金手当を含めた対応、生活支援対応等々、地方創生臨時交付金を活用しながら対応をしてみまいりました。今後、第1次、第2次の対応を精査を行い、第3次臨時交付金が決まり次第不十分なところを補い、さらに必要な事業の実施のために速やかに申請ができるよう指示をしたところであります。

第3次の臨時交付金につきましては、報道によりますと1兆円というようなことが報道されております。それらをもとにしますと、第一次と同じくらいの交付金になるのかなという希望的な観測、考え方をもっておるところであります。8,000万円くらいというこんな見込みになるのかなという思いであります。しっかりと対応をするように指示をしたところでございます。

年末年始には、人の動きもさらに激しくなってくることも予想され、年末年始の休みも

含め、感染防止に向け緊張感を持って対応をしております。また、行政年度としての令和2年度も3か月半となっております。計画しました事務事業はほぼ順調に推進ができておりますので、積み残しがないよう年度末までにはしっかりと完了できるよう、職員の協力体制を含めて努力をしております。

また今、新年度の予算編成作業をしております。骨格予算としての提出になります。議会に了解をいただいております投資的事業や継続事業は、予算化をしていきたいというふうに思っております。義務的経費が中心ではありますが、コロナ禍の中税込減は避けられず、また地方財政計画も不透明な中での予算編成であり、苦勞をしております。情報収集をしながら、また職員の英知を結集しながら骨格予算案を仕上げたいと思います。

新村長の下でスムーズな肉づけ予算ができるよう、一般財源の確保にも努めていかなければならないと思っております。給食センターの話もさせていただきました。その建設後には本当に厳しい財政運営になるのではないかなというふうに思いますけれども、相変わらず人口が増加し活気のある村でありますので、そうした厳しさも乗り越えることができるものと思っております。

給食センターにつきましては、私の任期中にしっかりと基本方針を確立をして、新村長のもとへ引き継いでまいりたいなというふうに思っております。私の任期も4か月となっております。コロナの対応で厳しさもありますが、4期16年の締めくくりをしっかりとしていかなければと思っておりますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

これから本格的な冬になってまいります。豪雪にならないことを願いながら、業者やまっくん除雪隊の御協力をいただき、雪対策にも万全を尽くしてまいります。2021年がコロナも収まり、村にとりまして村民の皆様方にとりまして、希望が持てるような年になることを願い、また村政発展のために議員各位のより一層の御協力をお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

11日間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これをもちまして、令和2年第4回南箕輪村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午後4時03分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員